令和２年　第３回定例会

大　樹　町　議　会　会　議　録

令和　２年　９月　８日　開会

令和　２年　９月１８日　閉会

大　樹　町　議　会

令和２年第３回大樹町議会定例会会議録（第１号）

令和元年９月８日（火曜日）午前１０時開議

○議事日程

第　１　会議録署名議員指名
第　２　議会運営委員会報告
第　３　会期の決定
第　４　諸般報告
第　５　行政報告
第　６　委員会報告
第　７　陳情第　　３号　核兵器禁止条例への日本政府の署名と批准を求める陳情書
第　８　報告第　　２号　令和元年度健全化判断比率について
第　９　報告第　　３号　令和元年度資金不足比率について
第１０　議案第　７７号　教育委員会委員の任命について
第１１　議案第　７８号　北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
第１２　議案第　７９号　北海道市町村総合事務組合規約の変更について
第１３　議案第　８０号　北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
第１４　議案第　８１号　令和２年度大樹町一般会計補正予算（第６号）について
第１５　議案第　８２号　令和２年度大樹町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第３号）について
第１６　議案第　８３号　令和２年度大樹町後期高齢者医療特別会計補正予算(第１号)について
第１７　議案第　８４号　令和２年度大樹町介護保険特別会計補正予算（第１号）について
第１８　議案第　８５号　令和２年度大樹町介護サービス事業特別会計補正予算（第２号について
第１９　議案第　８６号　令和２年度大樹町水道事業会計補正予算（第２号）について
第２０　議案第　８７号　令和２年度大樹町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第１号）について
第２１　議案第　８８号　辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
第２２　議案第　８９号　工事請負契約の締結について
第２３　議案第　９０号　工事請負契約の締結について
第２４　議案第　９１号　工事請負契約の締結について
第２５　議案第　９２号　工事請負契約の締結について
第２６　議案第　９３号　工事請負契約の締結について

第２７　議案第　９４号　工事請負契約の締結について
第２８　議案第　９５号　財産の取得について
第２９　議案第　９６号　財産の取得について
第３０　議案第　９７号　財産の処分について
第３１　認定第　　１号　令和元年度大樹町一般会計決算認定について
第３２　認定第　　２号　令和元年度大樹町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）決算認定について
第３３　認定第　　３号　令和元年度大樹町後期高齢者医療特別会計決算認定について
第３４　認定第　　４号　令和元年度大樹町介護保険特別会計決算認定について
第３５　認定第　　５号　令和元年度大樹町介護サービス事業特別会計決算認定について
第３６　認定第　　６号　令和元年度大樹町公共下水道事業特別会計決算認定について
第３７　認定第　　７号　令和元年度大樹町水道事業会計決算認定について
第３８　認定第　　８号　令和元年度大樹町立国民健康保険病院事業会計決算認定について
第３９　監査委員審査意見書
第４０　決算審査特別委員会設置・付託

○出席議員（１２名）

１番　寺　嶋　誠　一	２番　辻　本　正　雄	３番　吉　岡　信　弘
４番　西　山　弘　志	５番　村　瀬　博　志	６番　船　戸　健　二
７番　松　本　敏　光	８番　西　田　輝　樹	９番　菅　　敏　範
１０番　志　民　和　義	１１番　齊　藤　　徹	１２番　安　田　清　之

○欠席議員（０名）

○地方自治法第１２１条により出席した者の職氏名

町　　長	酒　森　正　人
副　町　長	黒　川　　豊
総　務　課　長	鈴　木　敏　明
総 務 課 参 事	杉　山　佳　行
企画商工課長兼地場産品研究センター所長	伊　勢　厳　則
企画商工課参事	大　塚　幹　浩
住　民　課　長	林　　英　也
保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立尾田認定こども園長兼学童保育所長	井　上　博　樹

保健福祉課参事	瀬　尾　さとみ
農林水産課長兼町営牧場長	佐　藤　弘　康
町 営 牧 場 参 事	梅　津　雄　二
建設水道課長兼下水終末処理場長	水　津　孝　一
会計管理者兼出納課長	小　森　　力
町立病院事務長	下　山　路　博
特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長	明日見　由　香

＜教育委員会＞

教　　育　　長	板　谷　裕　康
学 校 教 育 課 長	瀬　尾　裕　信
学校給食センター所長	楠　本　正　樹
社会教育課長兼図書館長	清　原　勝　利

＜農業委員会＞

農 業 委 員 会 長	穀　内　和　夫
農業委員会事務局長	吉　田　隆　広

＜監査委員＞

代 表 監 査 委 員	澤　尾　廣　美

○本会議の書記は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	松　木　義　行
主　　事	八重柏　慧　峻

開議　午前１０時００分

◎開会の宣告

○議　　長

ただいまの出席議員は１２名であります。

定足数に達しておりますので、令和２年第３回大樹町議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第１　会議録署名議員指名

○議　　長

日程第１　会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２４条の規定により、議長において

７番　松　本　敏　光　君

８番　西　田　輝　樹　君

９番　菅　　敏　範　君

を指名いたします。

◎日程第２　議会運営委員会報告

○議　　長

日程第２　議会運営委員会報告を行います。

先の本会議において、議会運営委員会に付託しました本定例会の議事運営等に関し、協議決定した内容について報告を求めます。

議会運営委員長、菅敏範君。

○菅議会運営委員長

議会運営委員会の報告を行います。

去る９月１日、議会運営委員会を開き、付議事件並びに議事日程、会期等について協議したのでご報告いたします。

本定例会への提出事件は、陳情１件、報告２件、委員の選任１件、一部事務組合規約の変更３件、補正予算７件、計画の策定１件、契約の締結７件、財産の取得・処分３件、決算認定８件、一般質問は７議員８項目であります。

これらの状況を考慮、検討した結果、会期は本日９月８日から９月１８日までの１１日間とし、会期日程については、お手元に配付したとおりといたしました。

以上、委員会での協議結果をご報告申し上げましたが、本定例会の議事運営が円滑に行われますよう、よろしくお願い申し上げ、委員会報告を終わります。

○議　　長

委員会の報告が終わりました。

なお、ただいまの委員会報告に対する質疑は省略いたします。

◎日程第３　会期の決定

○議　　長

日程第３　会期決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日９月８日から９月１８日までの１１日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から９月１８日までの１１日間と決定いたしました。

◎日程第４　諸般報告

○議　　長

日程第４　諸般報告を行います。

はじめに、議長より報告申し上げます。

本定例会の招集日及び付議事件については、９月１日に告示され、同日開催された議会運営委員会において会期日程等を協議しましたが、９月７日、町長から告示された付議予定事件のうち２１番を取り下げたい旨の請求があり、議長において、これを了承しております。

このため、お配りしている議事日程は、議会運営委員会作成の会期日程にある議案第９５号を削除し、第９６号から第９８号までの３件の議案番号を１号ずつ繰り上げておりますので、ご了承願います。

引き続き、事務局長より報告をいたさせます。

松木事務局長。

○松木議会事務局長

それでは、６月９日開会の第２回町議会定例会以降の諸般につきまして、ご報告を申し上げます。

第１、監査及び検査結果の報告について、地方自治法第２３５条の２第１項の規定によりまして、６月、７月、８月に実施いたしました例月出納検査の結果につきまして、別添のとおり監査委員より報告をいただいてございます。

第２、一部事務組合議会等につきましては、とかち広域消防事務組合議会の臨時会が７月３０日、帯広市において開催され、議長が組合議員として出席をしてございます。

第３、委員会関係についてですが、総務常任委員会を２回、経済常任委員会を３回、広報広聴常任委員会を部会含めて２回、議会運営委員会を２回、開催してございます。

第４、会議関係、第５、その他につきましては、後ほどお目通しいただきたく、以上で諸般につきましての報告を終わらせていただきます。

○議　　長

以上で、諸般報告を終わります。

◎日程第５　行政報告

○議　　長

日程第５　行政報告を行います。

酒森町長。

○酒 森 町 長

それでは、令和２年７月２２日開会の第４回町議会臨時会以降の行政の主なものについて、ご報告を申し上げます。

１番目の令和２年度大樹町表彰式についてでありますが、大樹町表彰条例に基づく被表彰者の推薦を受け、去る８月２０日、大樹町名誉町民等審査委員会を開催し、記載のとおりご決定をいただきました。

なお、この後、開催される家畜品評会などの結果により奨励賞が追加となる場合がありますので、その場合は、次回の議会でご報告を申し上げます。

２番目の要望・要請活動についてでありますが、北海道大樹高等学校２間口に向けての道教委要請で、８月２４日、教育長とともに北海道教育委員会小玉俊宏教育長へ要請に伺っております。

また、光ファイバー整備に関する中央要請として９月２日、安田議長とともに総務副大臣であります長谷川岳参議院議員へ要請に伺っております。

３番目の新型コロナウイルス感染症についてでありますが、８月１１日、町立病院職員の罹患が確認され、同日午後から８月１４日まで外来診療を休診としております。その後の陽性患者は確認されておらず、現在は通常診療を行っております。

４番目の特別定額給付金給付事業についてでありますが、当町での申請が８月１３日で終了し、給付の状況は記載のとおりであります。

５番目の航空宇宙関連についてでありますが、７月１８日から８月１７日までＰＤエアロスペース社が宇宙往還機の開発に向けた無人機の地上走行実験を実施し、７月２５日にはＪＡＸＡが今年度２回目となる大気球実験としてマルチクロックトレーサーによる大気年代の高精度化を実施いたしました。また、７月２９から３０日の２日間、北海道庁の１階ロビーで北海道の宇宙開発展が開催され、インターステラテクノロジズ社のMOMOのエンジンやＺＥＲＯの模型、ＪＡＸＡの大気球実験を紹介したパネルなどを展示したところであります。

６番目の委員の委嘱についてでありますが、大樹町障がい保健福祉計画・第６期大樹町障がい福祉計画及び第２期大樹町障がい児福祉計画策定委員会委員をご委嘱申し上げておりますので、ご報告をいたします。

７番目の地域おこし協力隊の委嘱でありますが、地域活性化推進員として１名を委嘱しております。

８番目の農作物の生育状況については、別紙を添付しております。８月は天候に恵まれ、作物の生育は順調に進んでおり、このまま推移することを期待しているところであります。

９番目の入札執行関係についてでありますが、指名競争入札により工事請負契約を１２件、業務委託契約を１件、物品購入契約を３件、それぞれ記載のとおりの内容で締結をしております。

また、先に契約締結の報告をしておりました坂下浄水場ろ過池清掃業務で、委託業務内容に変更する必要が生じたことから、記載のとおり業務内容と契約金額について変更を行っております。

１０番目の人事関係、１１番目のその他、来町者、会議出席関係については、後ほどお目通しを願いたく、以上で行政報告を終わらせていただきます。

○議　　長

板谷教育長。

○板谷教育長

引き続き、教育委員会の行政報告を申し上げます。

はじめに１、英語指導助手の契約更新についてでございます。

現在任用しておりますバーリー・トービ・スティーブン氏を引き続き任用、更新いたしました。また、７月３０日で契約満了となりました英語指導助手のレイエス・アレックス・パトリシオ氏の後任については、現在我が国において新型コロナウイルス感染症対策のため、外国人の入国は原則拒否されている状況であることから、日本に入国が可能となり次第、新たに招致する予定となっております。

２番目の北海道大樹高等学校の令和３年度の募集学級数についてでございます。

ショックを受けておられる方が多いとは存じますが、昨日、道教委より令和３年度の公立高校配置計画が公表されました。我が町はもちろん、近隣市町村の支援により南十勝の普通科高校としての実績を積み重ねてきた大樹高等学校ですが、少子化の影響で１間口になってしまいました。

主な要因は、①地元大樹中学校の現中学３年生の生徒数が過去最少の３７名であり、そのうち５名が特別支援学級在籍で高等養護学校を希望しております。

②多くの生徒を送り込んでくれている更別中央中学校３年生の生徒数が４１名から２８名に激減することが考えられます。しかし、令和４年度は大樹町が４４名、更別村が３２名と増加に転じますので、過去にあまり例がないことではありますが、現中学校２年生の進路指導を早い段階から密に連携し、地元の中学生が地元の高校に入れない状況を強く道

教委に訴え、危機感をもって２間口復活を目指します。

３番目の子ども農山漁村交流プロジェクトについてでございます。

南十勝長期宿泊体験交流協議会（ＳＴＥＰ）による体験活動の主なものとして、（１）主催事業では、活動自粛解除後、初の受入れとなる日帰り体験活動を７月１８日に実施し、カムイコタンで川遊びや水生昆虫探しなどを行いました。

（２）の受入事業では、大樹学の一環として、大樹小学校４年生の地引網体験を漁協青年部の協力を得て実施し、大樹中学校２年生の宿泊学習を中島コミュニティセンターで実施しました。宿泊学習では、生徒がグループに分かれ、火おこしから飯ごうでの炊飯、カレーライスの調理まで行い、最後に教員による審査が行われました。

（３）共催事業では、保育園や認定こども園での活動を定期的に実施しております。

詳細につきましては、記載のとおりでございますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上で、教育委員会の行政報告を終わらせていただきます。

○議　　長

行政報告が終わりました。

ただいまの行政報告に対し、報告の範囲内での質疑を許します。

質疑はありませんか。

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

３点ほどお伺いいたします。

まず３ページの要請活動ですけれども、高度無線環境整備推進事業により光ファイバーの整備に関する中央要請、町長及び議長が要請に行っているのですけれども、国の光ファイバー整備の今後の計画内容はどうなっているのか。それに伴って、要請活動の中身はどうだったのかを、まず１点お伺いします。

２点目ですけれども、４ページの地域おこし協力隊の委嘱です。

これも過去、議会でも聞いたのですけれども、今回の新人に対し、何を活用した地域活性化を期待しているのか。その辺のことをお聞きしたいと思います。

３点目ですけれども、今、教育長から説明がありましたように高等学校、８月２４日に道教委に行ったのですけれども、残念ながら、昨日新聞で報道されたのですけれども、一番心配するのは、今教員が１５名です。それが１間口になることによって、教員数はどうなっていくのか。それについて、まずお聞きいたします。

○議　　長

酒森町長。

○酒 森 町 長

私から、１点目の総務省に要請をした内容について説明をさせていただき、２点目については担当の課長から、そして３点目については教育長から答弁をさせていただきます。

国は、高度無線環境を整備するということで、今年と来年、国内において光通信網を整備していくという強い政策を打ちました。私どもは、かねてから農村部での郡部地域での通信環境の整備というのは私どもの町にとって必要であるという思いも含めていろいろな方策を検討してまいりました。

その過程の中で、光ファイバーを設置してはどうかという検討もいたしましたが、事業費が高額になるということもあり、その当時の国の予算規模、事業規模からも全面採択は難しいのではないかという判断もあり、平成３０年に無線での通信網の整備を行ったところです。

今回、国は今年と来年、光通信網を整備するということで、この以降はそういう整備に対する国の補助はないということも明言されております。

私どもも採択に向けていろいろ検討してまいりましたが、直近の平成３０年に同様の、種類は違いますけれども、無線で整備をしたという経過も含めて、単年度での新たな光の通信網の整備をするということに対しての補助制度が非常に困難であるという見解が総務省から示されたところでもあります。

私どもも、北海道総合通信局、または道庁を通じて、実現に向けていろいろ協議を進めてきた中で、既存の無線の環境についてもこれからも活用していく、または災害時で停電等があったときには光の通信網が遮断されることもありますが、無線についてはある程度対応も可能だということも踏まえて、そういう使い方をしていくのだというところの説明をし、そういう要請を９月２日に議長とともに総務副大臣の長谷川参議院議員のほうに進めてまいったところです。

その内容について、おおむね総務省としては了解をいただけたかなというふうに思っておりますので、この後、光での通信網の整備に向けて計画書、または申請書を作成した中で申請をしてまいりたいなというふうに思っております。

申請をして採択を受けてからの事業実施ということではありますが、実現に向けて、これからも鋭意取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議　　長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長

それでは、私のほうからは地域おこし協力隊の委嘱についてご説明させていただきたいと思います。

この９月１日に、地域おこし協力隊を１名委嘱させていただきました。この中で、今回委嘱させていただいた方につきましては、これまで図書館や大手書店のプロデュース、そして書籍や冊子の編集、執筆、イベントや展覧会の企画などに携わってきたということで、そういったスキルを活かした中で、本を活用したまちおこしを目指したいということでございました。

最近の子ども達は読書離れも進んでいるということもありまして、そうした子ども達に

向けて、本の面白さを伝えられるような活動を目指していきたいということであります。

以上でございます。

○議　　長

板谷教育長。

○板谷教育長

間口が全体で４間口から３間口に減ることによって、教員数も減ってまいります。今現在１５名の教員が配置されていますが、全体で３間口になってしまうと１２名、３名減らされるのではないかなと考えております。

○議　　長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

まず１点目の光ファイバーの関係ですけれども、ぜひこれは、無線は無線で、今、町長がおっしゃったとおり、災害とか、そういう利点もありますし、またＡＤＳＬには無線のほうがいいのですけれども、通常は天候とか、それによって結構左右されるので、光ファイバーに移行するまでにはまだ時間があるので、それは十分活用していけると思うので、我々議会もできれば議会からも要請文を出しておくのも１つの方法ではないかと、これは後で議長にお願いしていかなければならないのですけれども、ぜひ継続して実現できるようにお願いしたいなと思います。

もう１つ高校の関係ですけれども、１５名から１２名になるのですけれども、今、高校では、指定校の関係１名と、特別支援学級の関係で１名が加配になっているのですよね。最終的には２名いるのですけれども、そこを何とか１間口でも継続できるように、道教委なりにしっかりとお願いしていただきたいのと、今、大樹高校も支援教育に結構力を入れまして、発達支援センターから通っている子ども、中学生もいますので、そういったことで結構大樹高校は心強い学校なのですよね。そういったこと考えますと、やっぱり加配というのは大事なので、その加配は継続するようにお願いしたいのですけれども、それについてお願いをいたします。

○議　　長

板谷教育長。

○板谷教育長

議員ご指摘のとおり、特別支援の通級制度は、大樹高校はすごい実績を持っていますし、現在、２年前に美幌の高等養護学校から来られた教員も、まだ大樹で頑張りたいというふうに言ってくれております。大樹高校の青木校長も、ぜひこの制度は継続したいということで道教委のほうに働きかけるということでございます。

ただ、就職関係の研究指定校は１年のみというふうに聞いております。ということで、他の方法で指導方法を工夫改善等の加配を少しでももらえるように高校も努力するというふうに言っております。

以上です。

○議　　長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

最後にまた高校の関係ですけれども、高校のほうは努力するのですけれども、やっぱり教育委員会も、所管は違うのですけれども、極力そこら辺は働いていただきたいなと思います。

１間口ですけれども、先ほど教育長から説明ありましたように、今年度については、大樹、更別、中札、広尾で、来年の卒業生というのは約１５０名いるのですよね。それプラス忠類なのですけれども。令和４年度は、忠類を除くと全部１５７人ぐらいの数字になると思うのですよ。

南十勝の数字は、そんなに大きな変動はしないのです。ただ、問題は地元の進学率が今は５割、ひょっとしたら切るような状況に置かれると思うのですけれども、そこを何とか地元の中学校が６割を維持していかないと、これも２間口に戻すには厳しいのかなと思います。南十勝のキャパは大体決まっていますので、これは町村によってばらつきはあるのですけれども、全体の数字というのは、大体１５０から１５５、１５７と安定していますので、それで何とか、キャパの奪い合いになるのですけれども、特色ある授業を進めていく中では、そういったことも今後お願いしたいのですけれども。

以上で終わります。

○議　　長

板谷教育長。

○板谷教育長

令和４年度は、本当にラストチャンスだという思いで、中学校もかなり危機感を持って対応してくれています。地元の中学生が地元の高校に入れないという状態だけはぜひとも回避しなければいけないと。道教委もその点は増加する可能性はあると言ってくれていますので、高校のみならず、大樹町教育委員会としても、早い段階から何度も要請してまいりたいと思いますし、酒森町長が会長を務めています活性化協議会も、早めに対策を練りながら努力してまいりたいと思います。

以上です。

○議　　長

ほかに質疑はありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範議員

高校の間口について１点伺いたいと思います。

教育長から、今後２間口の復活を目指すという決意があったのですが、実際に、全道的に、今まで減にされて、諸般の状況で増になったという経過は結構たくさんあるのか、な

いのか。

これから町としては、やっぱり今までどおり２間口に戻したいという、戻すべく行動は大変重要なのですが、やはりそこに行くためには、１間口にされたらもういろいろな事情があっても壁があっていけないということなのか、可能性があると判断をしながら行動するのか、非常に決意もあると思うので、その辺１点伺いたいと思います。

それからもう１点は、コロナウイルス対策なのですが、町の中に町内で発生したことを受けて、若干いろいろな声があったのも事実であります。発生を受けて、町として町立病院の関係の職員が感染したということでありますから、関係者の町職員に対する防止対策と、それから地域における日常行動などについて、それと自宅での待機等を含めてどのような周知の方法をしたのか、伺いたいと思います。

○議　　長

板谷教育長。

○板谷教育長

今まで間口削減されて回復した学校があるのかという質問に対しては、私も記憶がありません。通常であれば、１間口になってしまえば、ずっと１間口というのが今までの慣例かなと思いますが、昨日、今日の新聞報道を見ても、今回の決定は、令和３年度の中卒者の数をもって本別や鹿追は回復したというふうに書いてありますので、令和４年度は大樹も中卒者の増加が見込まれますし、今まで来てくれている近隣町村の呼びかけを一生懸命やって、確実な数を取って、これだけ受験者がいますよということを示して、奇跡的ではあるかもわかりませんけれども、令和４年度の２間口の回復を目指します。

以上です。

○議　　長

黒川副町長。

○黒川副町長

コロナ感染対策ということでございますけれども、町立病院で発生して、早速対策本部会議を開催しまして、庁舎職員のまずは引き締めといいますか、認識を新たにしてくれということで会議を開いてございます。

ご覧のように、庁舎の対面のところにビニールを張ったり、あるいは朝声をかけて体温測定をしてきたかと、熱はないかと、あるいは体調はどうだというような声かけをして、調子が悪いときはすぐ休むようにというような対策をしております。

また、病院で発生して、濃厚接触者と言われる方々については、職務専念義務免除の規定を使いながら自宅待機をして経過観察をしたということでございます。

町民に向けては、ホームページで状況をお知らせするとともに、今回、広報紙でチラシを折り込んで、手洗い、密の回避等々のベーシックなことではございますけれども、改めての周知を図っているというところでございます。

○議　　長

菅敏範君。

○菅敏範議員

高校の間口の問題なのですが、教育長から間口の減になって、それが増に覆ったというか、増えたというような前例はないということだったのですが、ただ、僕は、ここはない前例を覆すという決意で将来の目標に向かって進むことが大事でないかというふうに思います。教育長が令和４年の回復に向けての取り組みを進めたいということで伺いましたので、僕はそれを全面的に町民ぐるみで取り組むべきでないかというふうに思います。

町長にも、今の報道は残念ですけれども、今後に向けた決意が伺えればなというふうに思いますので、そこはよろしくお願いします。

それから、コロナウイルス対策なのですが、全てを確認したわけではないのですが、町の中で、病院関係者といってもたくさん人数がいるのですが、発生したときに自粛をするというようなことが言われているのだけれども、病院関係者が町の中で買い物に行ったりという事例があって、たくさんいるから範囲があると思うのですが、その人達は、そんなこと町でやっているのでしょうかねというような話もあったのですが、人数がたくさんで一定の期間、感染者及び関係者についてはそうしていますということですけれども、その辺誤解を受けているのではないかということがあるのです。ですから、町としてこういうふうにしたということできちんとしていないと、また今後の対策もありますので、その辺をきちんとしていくべきでないかというふうに思っているところであります。

○議　　長

酒森町長。

○酒 森 町 長

高校の間口の減の関係では、先ほど来から教育長に答弁をしていただいているところです。私も、昨日発表になりました配置計画の内容を見て、正直驚きを感じたところでもあります。

教育長とともに８月２４日に小玉教育長に要請をさせていただいた中で､道教委として、そして小玉教育長としても、大樹高等学校が地域における役割、または今まで取り組んできた内容については本当に理解をいただいておりました。また、道教委としても大樹高校がこれからさらに高校としてこの地域に存続していくための取り組みについては、北海道教育委員会、そして北海道庁ともに全面的に応援をしていくということは力強くお約束をいただいたところでもあります。

ただ、今回この春の大樹高校への入学者、そして来春、大樹中学校を卒業する生徒の数を鑑みて、今回、間口が１間口減になったということだというふうに思っており、道教委といたしましても、数が望める見込みがあるのであれば１間口に拘ってはいないというふうにも思っております。

大樹高校を希望する子ども達が間口のせいで大樹高校に進めないなどという事態が起こ

ること自体は私も想定しておりませんので、これから活性化協議会、または議会の皆様にもご相談をさせていただかなければならないかなというふうに思っておりますが、来年の２間口確保に向けて、これからが、まさに今からが勝負だというふうに思っておりますので、皆様とともにしっかりと大樹高校の間口が復活できるような、そういう取り組みをしていきたいというふうに思っております。

また、コロナウイルスの感染症について、大樹町内で、または町の職員で陽性患者が出たという内容等については、私から、そして先ほどの副町長からの答弁からも説明をさせていただいたところです。

私ども、職員を通じて家族にも感染症対策については予防も含めてしっかりやっていただくということは、町民の皆様も含めてですが、お願いをしているところです。ただ、日常生活まで全てするなというわけにはいきませんので、感染対策を講じた中で、買い物等日常の生活については､行っていくということが肝要かなというふうにも思っております。

今後も、町内で、仮にですけれども、陽性の方が発生した場合についても、しっかりと感染予防対策を講じていく中で対策を講じていくということが必要だというふうに思っておりますし、北海道が定める新たな生活様式等も含めて、町民の皆様にしっかり周知をしていくということで努めていきたいと思っております。

○議　　長

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

なお、行政報告等に対する一般質問の通告期限は、明日９日正午までといたします。

これをもって、行政報告を終わります。

◎日程第６　委員会報告

○議　　長

日程第６　委員会報告を行います。

調査が終了しておりますので、委員長からの報告を求めます。

経済常任委員会委員長、西田輝樹君。

○西田経済常任委員長

それでは、経済常任委員会所管事務調査報告を行います。

本委員会による所管事務調査の結果を次のとおり報告します。

記。

１、調査事件名。

町道環境の維持・整備について。

２、調査目的。

人口減少や高齢化など地域社会変動の状況下にある我が町において、町道整備における現状と課題、除雪路線を含めた維持管理の現況を確認し、今後の道路整備の在り方について検討することを目的とする。

３、調査年月日。

令和２年８月７日。

４、調査視察場所。

町道大樹２７号、大樹北２線、開進１９号。

５、調査、視察参加者については、ご覧のとおりです。

６、調査報告。

町道は４１３路線、総延長５５３．６キロメートル、このうち規格改良済延長は２７８．２キロメートルで全体の５０％である。舗装道は３９％にあたる２２１．５キロメートルが整備されており、６１％は砂利道であるが、国道や道道、公共施設などに接続する幹線道路の整備はほぼ完成している。

令和元年度の除雪路線は３０３路線、２９８キロメートル、町道総延長の５３．８％で、通学路や牛乳搬出路等の生活道路を優先した一次路線と、それ以外の二次路線に分けられ、おおむね１０センチ以上の積雪が見込まれる場合に出動している。

維持修繕については、町道全路線を地区ごとにブロック分けして定期的に巡回点検し、随時修繕を行っているが、今後ますます損傷が進むと想定される。

補助事業の要件を満たさないため整備が進んでいない町道においては、未改良の砂利道が残り、一部安価な再生路盤材を利用した整備も進められてきたため、経年劣化はもとより、降雨時や春先の融雪で道路が冠水し、家屋や畑にまで水が及び通行困難な箇所のほか、近年の大型車両の交通量増加や農業機械の大型化により何度も同じ箇所が損傷してしまうという課題が見えたため、改善方法や耐久性について検証し、解決に向けて取り組む必要がある。

なお、今年度の町道維持補修に係る予算は6，７７４万9，０００円であり、年々漸増傾向にある。

今回視察した開進１９号に関しては、日高と十勝を結ぶ重要路線であり、道路欠損は重大事故に繋がるため、日々の点検・補修も重要であるが、道道昇格に意を注ぐことも選択肢として考えるべきである。

７、考察。

道路整備は経済活動を支える基盤であり、住民が便利で快適な日常生活を送るために欠くことのできない重要な役割を担っている。

厳しい財政事情の中で優先順位を考えながら計画的に道路整備を行っており、町内の道路環境が着実によくなっていることは喜ばしいことであり評価されるところである。

今後も計画的な道路整備を行うことはもちろんであるが、道路行政の現況や整備計画を周知すること、高齢社会に対応した道路環境の整備に配慮すること、近年の気候変動による豪雨・豪雪対策など、地域住民や関係部署と綿密な連携をとりながら年次計画を策定し、利用

頻度や防災面などを総合的に勘案して効率よく整備していくことが必要と思われる。

また、除雪費用については、人件費の高騰や作業車の更新により増加傾向にあることから、対象路線の見直しや利用しやすい雪堆積場の確保など、作業効率の向上による財政負担の軽減を図ることも必要である。

地域の声や財政事情を踏まえ、今後とも安全・安心で健全な道路行政執行に期待する。

以上です。

○議　　長

委員長の報告が終わりました。

これより、委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認め、これをもって、委員会報告を終わります。

◎日程第７　陳情第３号

○議　　長

日程第７　陳情第３号核兵器禁止条約への日本政府の署名と批准を求める陳情書についての件を議題といたします。

陳情の内容については、お手元に配付したとおりであります。

この陳情については、会議規則第９４条の規定に基づき、陳情処理表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

◎日程第８　報告第２号及び日程第９　報告第３号

○議　　長

日程第８　報告第２号令和元年度健全化判断比率について及び日程第９　報告第３号令和元年度資金不足比率についての２件を一括議題といたします。

提出者から報告の内容説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま一括議題とされました報告第２号令和元年度健全化判断比率についてと報告第３号令和元年度資金不足比率についてご説明を申し上げます。

最初に、報告第２号令和元年度健全化判断比率についてご説明を申し上げます。

健全化判断比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、決算数値に基づき各指標を算定し、監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会に報告し、公表しなければならないこととされております。

算定項目につきましては、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担

比率の４項目となっております。

まず、実質赤字比率は、一般会計が黒字であることから算定されません。連結実質赤字比率につきましても、一般会計及び５特別会計が黒字であること、病院、水道事業会計における資金不足が発生していないことから、算定されません。実質公債費比率は、前年と同率の９．３％、将来負担比率は、前年度対比０．７ポイントプラスの１２．２％と、いずれも早期健全化基準を下回り、適正な数値となっております。

次に、報告第３号令和元年度資金不足比率についてご説明を申し上げます。

資金不足比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会に報告し、公表しなければならないこととされております。

この比率の算定対象は公営企業であり、本町においては、水道事業、国民健康保険病院事業、公共下水道事業が対象となりますが、３事業会計とも資金不足は発生しておりませんので、資金不足比率は算定されません。

健全化判断比率と資金不足比率の内容につきましては、去る８月２７日、監査委員への説明と内容の審査をお願いし、意見書をいただきましたので、これを付してご報告を申し上げ、説明を終わらせていただきます。

○議　　長

これをもって、内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これをもって、報告第２号及び報告第３号の件を終了いたします。

休憩をいたします。

休憩　午前１０時４９分

再開　午前１１時００分

○議　　長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第１０　議案第７７号

○議　　長

日程第１０　議案第７７号教育委員会委員の任命についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第７７号について、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、教育委員会委員の任命について、議会の同意をお願いするものであります。

最初に、議案を朗読させていただきます。

議案第７７号教育委員会委員の任命について。

大樹町教育委員会委員のうち、一戸勉氏は、令和２年９月３０日をもって任期が満了するので、後任として次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定により、議会の同意を求める。

記。

大樹町松山町８番地６０。

一戸勉氏。

昭和５０年４月３日生。

任期は、本年１０月１日から令和６年９月３０日までの４年間であります。

一戸氏におかれましては、双葉町行政区にお住まいで、現在４５歳。町内で自動車電装業を営まれており、お人柄は温厚、寛大で、信頼が高く、お２人のお子さんが在学中には、野球とサッカー少年団の後援会長を歴任されるなど、社会教育関係に大変精通しており、幅広い視点から教育行政に対しご意見をいただける方であります。

本年６月の定例町議会において、教育委員としてご同意をいただいており、委員就任から３カ月あまりでありますが、この間の実績も踏まえ、引き続き本町の教育行政を牽引していただきたく、再任についてご提案を申し上げるものであります。

なお、議案下段に法律の関係部分を抜粋して掲載しておりますので、ご審議の上同意賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議　　長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

議案第７７号につきましては、大樹町議会運営基準第９９の規定により、討論を省略いたします。

これより、議案第７７号教育委員会委員の任命についての件を採決いたします。

本件は、同意することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、同意することに決しました。

◎日程第１１　議案第７８号から日程第１３　議案第８０号

○議　　長

日程第１１　議案第７８号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてから日程第１３　議案第８０号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についてまで、以上３件を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま一括議題とされました議案第７８号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてから議案第８０号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についてまで、提案理由のご説明を申し上げます。

一部事務組合における構成団体の増減や共同処理する事務、規約を変更する場合は、地方自治法の規定により関係地方公共団体の協議によりこれを定め、知事、または総務大臣の許可を受けることとされておりますが、今回、大樹町が構成員となっている３組合について団体数の減少がありますので、これに伴う規約の変更について議決いただきたく、ご提案させていただくものであります。

議案第７８号の北海道町村議会議員公務災害補償等組合は、道内の町村や町村が構成員となっている一部事務組合などの議員の公務災害補償等に関する事務を行っておりますが、構成団体のうち「山越郡衛生処理組合」が令和２年３月３１日をもって、「奈井江、浦臼町学校給食組合」が令和２年９月３０日をもって、「札幌広域圏組合」が令和元年７月３１日をもって、それぞれ脱退のため、この３組合を構成団体から削除するものであります。

議案第７９号の北海道市町村総合事務組合は、道内の非常勤消防団員や水防団員、非常勤職員の公務災害等の補償に関する事務を行っておりますが、「札幌広域圏組合」、「山越郡衛生処理組合」、「奈井江、浦臼町学校給食組合」の脱退に伴い、この３組合を構成団体から削除するものであります。

議案第８０号の北海道市町村職員退職手当組合は、道内市町村や一部事務組合の退職手当の支給に関する事務を行っておりますが、「山越郡衛生処理組合」が令和２年３月３１日をもって、「奈井江、浦臼町学校給食組合」が令和２年９月３０日をもって、それぞれ脱退のため、この２組合を構成団体から削除するものであります。

ご審議の上議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議　　長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認め、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第７８号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についての件の討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第７８号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより、議案第７９号北海道市町村総合事務組合規約の変更についての件の討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第７９号北海道市町村総合事務組合規約の変更についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより、議案第８０号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についての件の討論を

行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第８０号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第１４　議案第８１号

○議　　長

日程第１４　議案第８１号令和２年度大樹町一般会計補正予算（第６号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第８１号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、令和２年度大樹町一般会計補正予算（第６号）をお願いするもので、今回は、歳入歳出それぞれ１億１，０３１万１，０００円の追加と地方債の補正であります。

内容につきましては、総務課長より説明をいたさせますので、ご審議の上議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議　　長

鈴木総務課長。

○鈴木総務課長

それでは、議案第８１号令和２年度大樹町一般会計補正予算（第６号）について説明させていただきます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ１億１，０３１万１，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ８３億３，８８３万１，０００円とするとともに、地方債の補正を行うものでございます。

最初に、資料で説明させていただきますので、４ページをお開き願います。

今回の補正につきましては、新型コロナウイルスに関連し、中止となった会議等に関する旅費などのほか、会議、イベントなどの中止による関連経費の減額と国の補正予算で措置されます新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業の増額補正でございます。

補正予算の説明にあたりましては、減額補正のみの場合などは説明を省略させていただきますので、ご了承をお願いいたします。

最初に、議会費、議会運営費、旅費で１８２万２，０００円の減。

次に、総務費全体で２，００４万２，０００円の増。

一般管理費、総務管理費、旅費から備品購入費まで５６９万８，０００円の増。財源は国道支出金で６０２万８，０００円。一般財源は組み替えで３３万円の減。備品購入費では、交付金を活用し、非接触体温計５台、事務フロアの対面する職員の間に設置し新庁舎への利用も考慮したアクリルパーティション２９２枚のほか、役場、学習センター、らいふなどの施設７か所に設置し、ウイルスなどの感染予防とした自動検温消毒装置８台を購入するものでございます。

企画費、企画調整推進事業、旅費及び負担金、補助及び交付金で４３万４，０００円の減。

核兵器廃絶平和宣言等推進事業、負担金、補助及び交付金で１３万８，０００円の減。

都市間交流推進事業、需用費で１０万円の減。

宇宙のまちづくり推進事業、報酬と委託料で２２１万１，０００円の減。

５ページに移りまして、福祉センター費、需用費で２４５万３，０００円の増。センター西側の煙突表面仕上げのモルタルが一部剥離落下し、今後も落下の危険生があることから、既設のモルタルを撤去する修繕費をお願いするものでございます。

電子計算費、電算システム整備事業、委託料で３７万円の増。健康管理システムの改修で、この１０月からロタウイルス感染症の予防接種が定期接種となるためのシステム改修費用の計上でございます。改修費用は全額一般財源でございますが、財源の国道支出金１９８万円は６月に議決いただきました住民基本台帳システムの改修費に係る経費が補助対象となったため、一般財源から組み替えるものでございます。

諸費、簡易郵便局運営事業、報酬で１５万３，０００円の増。来年４月より開局予定の生花簡易郵便局業務にあたる一般事務取扱者２名分の講習及び事前研修に係る報酬を計上してございます。

行政区会館等整備事業費、委託料で４９５万円の増。財源は地方債で４９０万円、生花行政区会館、生花簡易郵便局の新築工事にあたり地質調査が必要なため、実施設計に係る委託料を計上してございます。

賦課徴収費、賦課徴収一般経費、委託料で２１２万１，０００円の増。固定資産税の路線価評価業務委託料で、路線価方式導入後の評価が２回目となるため、適正な路線価評価を行うための委託料でございます。

町税還付金、償還金、利子及び割引料で１００万円の増。町税の還付額が見込みより増加

となることから、増額をお願いするものでございます。

戸籍住民基本台帳費、戸籍住民基本台帳管理事業、委託料で６３８万円の増。全額が国道支出金でございます。戸籍法改正に伴う戸籍情報システムの改修とデジタル手続法改正に伴う戸籍附票システムの改修業務委託料の計上でございます。

６ページに移りまして、監査委員費、監査委員経費、旅費で２０万円の減。

次に、民生費全体で１，３０２万６，０００円の増。

社会福祉総務費、社会福祉事業一般で、７月臨時でお認めいただいたサージカルマスク等の購入費用の財源２００万円を国道支出金、地方創生臨時交付金に組み替えるものでございます。

老人福祉総務費、敬老会開催事業、報酬から役務費まで１１１万５，０００円の減。敬老会の開催中止による関係経費の減額でございます。

高齢者生活安心支援事業、報償費と役務費で３０６万８，０００円の増。財源は全額国道支出金で、地方創生臨時交付金を活用し、７５歳以上の高齢者１，０８０人を対象に敬老祝い品として２，０００円分のＴＭＯ商品券とエコバッグを郵送によりお送りする経費でございます。

心身障害者福祉費、心身障害者福祉事業、償還金、利子及び割引料で６１０万３，０００円の増。昨年度の障害者自立支援医療費や給付費に係る実績確定に伴い、超過交付分を国及び道に返還するものでございます。

福祉医療諸費、未熟児養育医療費助成事業、償還金、利子及び割引料で１９万９，０００円の増。昨年度、未熟児医療費を利用した実績がなかったため、交付を受けた全額を返還するものでございます。

７ページに移りまして、児童福祉施設費、児童保育一般経費、負担金、補助及び交付金と償還金、利子及び割引料で４６３万５，０００円の増。財源は国道支出金が４５０万円、負担金、補助及び交付金は地方創生臨時交付金を活用し、赤ちゃん特別定額給付金として特別定額給付金の基準日、本年、令和２年４月２７日の翌日、令和２年４月２８日以降、来年令和３年３月３１日までに生まれた新生児に対して町単独事業として特別定額給付金と同額の１人１０万円の給付を行うものでございます。償還金、利子及び割引料につきましては、子ども・子育て支援交付金の令和元年度の利用実績がなかったため、国庫に返還するものでございます。

学童保育所運営事業、需用費で１３万６，０００円の増。地方創生臨時交付金を活用し、トイレの換気扇の設置１カ所、それから手洗い蛇口３カ所のハンドルをレバー式に交換するものでございます。

次に、衛生費全体で３７万７，０００円の増。

母子保健費、母子保健事業、報酬から扶助費まで４７万８，０００円の増。報酬は管理栄養士の産休及び育児休業取得による業務を補うため、会計年度任用職員任用に係る報酬を計上しております。委託料及び扶助費につきましては、新生児聴覚検査の公費負担実施にあた

り、現在は扶助費により償還払いとして助成をしておりますが、北海道医師会等の協定参加により医療機関での現物給付となることから、扶助費を減額し、委託料を増額するものでございます。

成人保健費、成人保健事業、報酬と報償費で１０万１，０００円の減。報酬は母子保健事業と同じく、管理栄養士の休業に伴う会計年度任用職員任用に係る報酬を計上しており、報償費は感染症を考慮した健康教育レッスン中止による講師謝礼の減でございます。

次に、農林水産業費全体で１，７０３万８，０００円の増。

農業委員会費、農業委員会運営事業、報酬で２２万８，０００円の増。農業委員の改選による新規委員６名、１カ月分の報酬と会長職と委員職の差額報酬の計上でございます。

農業振興費、鳥獣被害対策事業、役務費と備品購入費で２６０万９，０００円の増。財源は、全額国道支出金、地方創生臨時交付金を活用し、ＩＣＴ捕獲システム、長距離無線式捕獲パトロールシステムで、親機４機と子機１７機を購入する備品購入費と、役務費で通信費を計上してございます。

８ページに移りまして、畜産振興費、家畜共進会・共励会事業、報償費で４７万３，０００円の減。各種団体育成事業、負担金、補助及び交付金で４０万円の減。

牧場管理費、牧場管理運営事業、給料と職員手当等で７１万１，０００円の増。会計年度任用職員の不足と職員の退職により、現職員の勤務シフトなどを見直すもので、会計年度任用職員給料で８８万５，０００円の減。職員手当等で１５９万６，０００円の増をお願いするものでございます。

水産業費、大樹町漁業振興事業、負担金、補助及び交付金で１，４３６万３，０００円の増。財源は、全額国道支出金、地方創生臨時交付金を活用し、水産関連の産業流通衛生環境向上事業として水産加工場の殺菌水生成装置の導入、それから滅菌冷却海水の導水・送水設備の機能増強と冷凍保管設備の増強などを行う大樹町漁業協同組合に対し事業費の４分の３を上限として８５０万３，０００円、それから水産資源開発支援事業として養殖設備の整備を行う大樹漁業協同組合に対し事業費の１０分の１０で５８６万円を補助する事業費の計上でございます。

経営継続支援事業、６月定例でお認めいただきました漁業者に対する経営継続支援事業費の財源６００万円を国道支出金、地方創生臨時交付金に組み替えるものでございます。

次に、商工費全体で１，３３６万５，０００円の増。

商工振興費、商工振興対策事業、需用費から負担金、補助及び交付金まで１，０９７万３，０００円の増。財源は、国道支出金で８，５０８万２，０００円の増、一般財源で７，４１０万９，０００円の減。一般財源で措置した事業について、地方創生臨時交付金に組み替えるものでございます。需用費及び役務費と負担金、補助及び交付金の一部は、クーポン券発行事業と休業等協力事業者支援事業が確定したことによる減額と、それから負担金、補助及び交付金では、地方創生臨時交付金を活用し、中小・小規模事業者感染予防対策等緊急支援事業費補助金が感染症対策として商工会が会員等に消毒、マスクなどを配布する事業に対して

３０万円、中小企業等新しい生活様式導入支援事業補助金が感染症対策として備品設備等を導入する中小企業等への補助事業、事業費の４分の３で上限額を１事業所３０万円として５０事業所分の１，５００万円を計上するものでございます。

町民盆踊大会事業、負担金、補助及び交付金で１８０万円の減。

９ページに移りまして、市街地開発推進費、ＴＭＯ活動推進事業、当初一般財源を充てていた分のうち１７０万円を地方債へ組み替えるものでございます。

観光施設費、晩成温泉維持管理費、需用費と備品購入費で４１９万２，０００円の増。需用費では、施設の老朽化により給水加圧ポンプの交換修繕と屋外オイルタンク設置配管で１８４万８，０００円。地方創生臨時交付金を活用し、宿泊施設の修繕と温泉の身障者用トイレ修繕で１４９万円。備品購入費でも交付金を活用し、感染症対策として脱衣場用空気清浄機２台、非接触体温計１台、自動検温消毒装置１台を購入するものでございます。

次に、土木費全体で６９万４，０００円の増。

公園費、歴舟川パークゴルフ場管理事業、補償、補塡及び賠償金で１０万８，０００円の増。パークゴルフ場の今シーズンのオープンを感染症拡大防止の観点から遅らせたことと、シーズン券の販売額、通常５，０００円で販売のところを４，０００円に変更したことなどによる収益減の補塡を指定管理者に対して行うものでございます。

住宅管理費、町営住宅維持管理費、補償、補塡及び賠償金で５８万６，０００円の増。町営住宅の建て替えに伴う移転が入居者の希望により当初よりも前倒しで進んでいるため、増額をお願いするものでございます。

次に、消防費全体で８４万７，０００円の減。

非常備消防費、消防団管理運営事業、旅費と負担金、補助及び交付金で１１６万６，０００円の減。財源の国道支出金につきましては、７月臨時でお認めいただきましたＮ９５マスク等の購入費用の財源１１２万６，０００円を国道支出金、地方創生臨時交付金に組み替えるものでございます。

災害対策費、防災対策推進事業、需用費で３１万９，０００円の増。本年４月４日の深夜に発生しました雷による被害で役場庁舎に設置する電話機器、電話交換機等に被害を受けて、５月の臨時議会で補正予算を計上していたところでございますが、その後、Ｊアラート全国瞬時警報システムの電源ユニットも損傷していることが判明し、今回修繕費用が確定したことから、修繕料の増額をお願いするものでございます。財源の国道支出金につきましては、７月臨時でお認めいただきました避難所用パーティションなどの購入費用の財源１，８７９万３，０００円を国道支出金、地方創生臨時交付金に組み替えるものでございます。

１０ページに移りまして、教育費全体で１７０万６，０００円の減。

教育振興費、教育振興事業、旅費と負担金、補助及び交付金で１９５万７，０００円の減。

外国青年招致事業、旅費で４３万９，０００円の減。

学校管理費、小学校の学校管理費、需用費から備品購入費までで２５８万４，０００円の増。財源は国道支出金３，６２９万円、地方債１，８５０万円。工事請負費では、地方創生臨

時交付金を活用し、保健室にエアコンディショナーを整備するもの。需用費では感染症対策としてマスク消毒液などを購入し、備品購入費ではサーキュレーター２８台、ハンディサーモグラフィー１台、パソコン周辺機器などを地方創生臨時交付金と学校保健特別対策事業補助金を活用して整備するものでございます。

中学校の学校管理費、需用費から備品購入費までで２４６万３，０００円の増。財源は国道支出金１，９５２万４，０００円、地方債１，４１０万円。工事請負費では、地方創生臨時交付金を活用し、保健室にエアコンディショナーを整備するもの。需用費では感染症対策としてマスク、消毒液などを購入し、備品購入費では扇風機６台、サーキュレーター１１台、パソコン周辺機器などを地方創生臨時交付金と学校保健特別事業補助金を活用して整備するものでございます。

小学校と中学校の学校管理費では、６月定例で補正をお認めいただきましたＧＩＧＡスクール構想の学校内ネットワークの整備と学習用端末に係る財源を一般財源から補助金と交付金及び地方債に組み替えてございます。

学校給食費、給食材料費、需用費で５１万９，０００円の増。財源は全額国道支出金、地方創生臨時交付金でございます。学校の臨時休業期間中の賄い材料費で、キャンセルが不可能であった材料費分の増でございます。

社会教育総務費、社会教育委員会運営費、報酬と旅費で５４万４，０００円の減。

１１ページに移りまして、社会教育推進事業、旅費で１２万４，０００円の減。

高齢者教育推進事業、報償費で３７万２，０００円の減。

子ども交流事業、備品購入費で３２万１，０００円の増。財源は全額国道支出金、地方創生臨時交付金を活用し、飛散防止用パーティション３６枚の購入経費でございます。

生涯学習センター費、生涯学習センター文化事業、報償費と旅費で７１万１，０００円の減。

保健体育総務費、社会体育推進事業、旅費で７万８，０００円の減。

海洋スポーツ振興事業、負担金、補助及び交付金で２３万８，０００円の減。

町技普及振興事業、報償費と負担金、補助及び交付金で６３万５，０００円の減。

１２ページに移りまして、体育施設費、海洋センター維持管理費、報酬から委託料まで３１９万９，０００円の減。財源は、国道支出金２４万７，０００円の増。各節海洋センタープールの使用中止による減額でございますが、需要費では地方創生臨時交付金を活用し、施設の換気対策のための網戸設置に係る経費、それからアリーナ１６カ所、ミーティング室３カ所などを計上してございます。

図書館総務費、図書館管理運営費、備品購入費で７０万４，０００円の増。財源は、全額国道支出金、地方創生臨時交付金を活用し、貸出図書返却時に書籍を除菌するための装置２台を購入するものでございます。

次に、公債費全体で２，７７１万２，０００円の増。

元金、長期債（元金）、償還金、利子及び割引料で２，７７０万円の増。平成２９年度に

借入れを行った学童保育所・児童館建設の実施設計に係る借入元金２，３５０万円と令和元年度に借入を行った上大樹地区道営農地整備事業の事業費変更による減額分４２０万円の繰上償還元金の計上でございます。

利子、長期債（利子）、補償、補塡及び賠償金と償還金、利子及び割引料で１万２，０００円の増。元金の繰上償還に伴う経過利子等の計上でございます。

次に、諸支出金全体で２，２４３万２，０００円の増。

事業会計繰出金、介護サービス事業特別会計繰出金で３５４万４，０００円の増。

特別会計出資及び補助金、病院事業補助金で１，８８８万８，０００円の増。

１３ページに移りまして、以上合計で、補正額１億１，０３１万１，０００円の増。財源内訳では、特定財源で国道支出金２億３，８４３万７，０００円、地方債３，７５０万円、その他は減で２２１万１，０００円。特定財源の合計は２億７，３７２万６，０００円の増でございます。一般財源は１億６，３４１万５，０００円の減となるものでございます。

次に、歳入の主なものを説明させていただきますので、１７ページ、１８ページをお開き願います。

上から２段目、１５款国庫支出金、２項国庫補助金、１目総務費国庫補助金２億１，７１５万４，０００円の増。このうち新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は２億８７９万４，０００円。

６目教育費国庫補助金で２，０３９万６，０００円の増。このうち学校保健特別対策事業補助金の感染症対策学校補償支援事業で２００万円、マスク等購入支援事業で６万８，０００円、公立学校情報通信ネットワーク環境整備費補助金が１，０２５万円、情報機器整備費補助金が８０７万８，０００円となってございます。

それから下から２段目、１９款１項ともに繰入金、１目基金繰入金２億４１７万２，０００円の減。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の計上により、財政調整基金繰入金を減額するものでございます。

次に、第１表、歳入歳出予算補正を説明させていただきますので、２ページをお開き願います。

最初に歳出で、歳出合計、補正前の額８２億２，８５２万円、補正額、１款議会費から１３款諸支出金まで１億１，０３１万１，０００円の増、補正後の歳出合計８３億３，８８３万１，０００円。

続きまして、歳入を説明させていただきますので、１ページをお開き願います。

歳入合計、補正前の額８２億２，８５２万円、補正額、１５款国庫支出金から２２款町債まで１億１，０３１万１，０００円の増、補正後の歳入合計８３億３，８８３万１，０００円となるものでございます。

次に、第２表、地方債補正を説明させていただきますので、３ページをお開き願います。

今回の補正は地方債の追加と変更で、追加での起債の目的は学校教育施設等整備事業、限度額は３，２６０万円、小学校及び中学校の学校内ネットワークの整備事業として借入れを

行う分でございます。起債の方法、利率及び償還の方法は、他の起債と同様でございます。

次に変更でございますが、起債の目的が辺地対策事業、限度額は６，０００万円を６，４９０万円に４９０万円増額するもので、行政区会館等整備事業に係る借入れ分でございます。起債の方法、利率、償還の方法についての変更はございません。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議　　長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

議案第８１号の審議にあたっては、同一議題に対する質疑を３回までとする会議規則第５４条の規定については、歳出は款ごとに、歳入については一括してこれを適用することとしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま決定のとおり、議事を進めます。

これより、質疑に入ります。

はじめに、事項別明細書２１ページ、２２ページ、１款議会費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これをもって、議会費の質疑を終了いたします。

次に、同じく事項別明細書２１ページから２４ページの２款総務費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

２点ほどお伺いします。

福祉センターの維持管理費２４５万３，０００円ですけれども、これは壁の修繕だと思うのですけれども、全部張り替えるのか、それとも剥がれた分の一部だけなのか、どの程度やるのか。相当煙突は高いのですけれども、煙突の高さを調節するのかしないのかその辺と、あと、生花地区の行政区会館ですけれども、地質調査で４９５万円見ているのですけれども、あの辺、今の場所の会館で海抜が何ぼで、今度新しく建てる場所は海抜何メートルの位置の地質調査なのか、それについてお伺いしたいと思います。

○議　　長

鈴木総務課長。

○鈴木総務課長

１点目の福祉センターの修繕でございますけれども、煙突自体はそのままで、表面のモルタルが今一部剥離して落下しているということですので、表面のモルタル仕上げの分を全面剥離するということで、剥離した後は内部の亀裂等とかを見て、そこのクラック、ひび割れのところを補修するという形で剥がした状態で納めるということで、経費はあまりかけないということで、二百何万円ということで高いのですけれども、半分以上は足場代が高い、議員おっしゃられたように高い煙突でございますので、足場代が結構経費がかかっているということで、仕上げについては、高さはそのまま、表面のモルタルを全て剥がすという中で、将来的にもひび割れのところを補修する程度で持つであろうということで、そういった内容の補修内容でございます。

○議　　長

林住民課長。

○林住民課長

新しく建設する生花の行政区会館についてでございます。

海抜についてのご質問でしたが、海抜に関しての資料を今手元にございませんので、後ほどお答えさせていただきたいと思います。

現状の施設のほぼ同じ位置での建て替えというような形で考えていまして、あの近辺でいきますと、国道の交差点、国道３３６の交差点のところが近辺としては一番低いというような地形になってございますので、そこをベースに、床高で現状の施設よりも高くなるというような設計で今進めているところでございます。

海抜については、後ほど答えさせていただきたいと思います。

○議　　長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

海抜は後で教えていただきたいと思うのですけれども、今の説明でいくと、現状では低い位置だと、ですよね。低い位置なのでしょう、今の行政区会館というのは。あの辺の地域としては低い位置なのか。

そこへまた建てるということは、そこの床を上げるということは、多分高齢者等が使うというのは、結構なスロープだとかバリアフリー化していくといったら、今の晩成地区の会館よりは実施設計費はかかるという解釈でいいのか、それについてお聞きしたいと思います。

○議　　長

林住民課長。

○林住民課長

設計に関してなのですけれども、実際にあの場所の地質といいますか、周りが湿地というようなところの想定もありますので、地盤自体が建物の建設にあたってどの程度の強度があるかというような部分のそういった観点の調査がまず必要だというようなところでの調査

費用を組ませていただいているところでございます。それを含めての実施設計というようなことで考えています。

建設費が高くなるかどうかという部分でございますが、地盤の弱い部分が想定されていますので、必要となるくいの深さでありますとか強度とか、その辺が出てくると思われますので、今年度は晩成の行政区会館をやっていますけれども、そこと比較すると高くなるという想定をしているところでございます。

○議　　長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

そこの場所がいいということは、側から見ていますと、今の公営住宅の周辺も結構空き地があるのですよね。あの辺が適地かなと思っているのですけれども、その辺はきちんと住民と相談の上での場所の決定という解釈でよろしいのでしょうか。

○議　　長

黒川副町長。

○黒川副町長

行政区会館に避難所という機能を持たせておりまして、改築をするということでございますので、いの一番に安全な場所の選定ということで、まず行政区と相談をさせていただいたところで、こちらからも町有地でいいところはないかということで若干上手になります公営住宅のさらに上手のところが町有地としての面積があったので、そちらはいかがなものかという相談をさせていただきましたけれども、あそこはもともと湿地だったと、水の通り道だと。土壌的にもよくないし、高低差もそれほど、２メートルぐらい高くなるのですけれども、さほど変わらないから、今の場所でやってくれということで、行政区でも話し合っていただきまして、現状の場所でやろうということになってございます。

○議　　長

ほかに質疑はありませんか。

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

２２ページで２点お願いしたいと思いますが、固定資産の路線価の評価業務なのですけれども、これはどのような委託先を考えておられるのか。町内の住民の方のお話では、大樹の固定資産税は高いのではないかというようなこともお聞きしているものですから、どのような相手先をお考えなのか、１点お聞きします。

それから、その下の戸籍情報システム改修業務と附票のシステム改修業務ということでの委託費があるのですが、どのような業務内容なのか教えていただきたいと思います。

○議　　長

林住民課長。

○林住民課長

まず、徴税費の固定資産税、路線価評価業務についてでございますが、こちらの評価については、不動産の評価鑑定を行っていただいている業者の方にお願いする予定にしております。大樹町の場合、長年大樹町の鑑定評価をやっていただいている業者がおりますので、想定としてはそこの業者にお願いをする予定でございます。

中身につきましては、令和３年度の固定資産税の評価替え、３年に一度の評価替えになりますが、その評価の基準は令和２年１月１日で、令和元年度の事業として基準値の評価については終了しているという状況になってございます。

前回から大樹町も、より適正な評価を行うためにということで、基準値だけではなくて、それを路線価に落として、より細かな評価をしていこうということで導入しておりますが、今度、その評価地点から２４１路線に路線価格に置き換えるということで、そこの評価業務を今回の補正でお願いすることにしているものでございます。

次に、戸籍住民基本台帳の戸籍情報システム改修の中身でございますけれども、これは戸籍システムに対して今まで個人番号、いわゆるマイナンバーが連結していなかったものなのですけれども、今回の改正によりまして、戸籍のほうにもマイナンバーを活用するというようなことになりましたので、戸籍システムのほうにマイナンバーが連携できるような改修を進めるということになっています。

戸籍システムの改修と戸籍の附票ということで、ちょっと分かりづらいのですけれども、戸籍の附票については、住民基本台帳に絡む部分ということになりますので、別な契約が必要ということになってございます。

以上です。

○議　　長

ほかに質疑はありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範議員

生花郵便局の新築工事の実施設計委託をするということなのですが、将来的に現庁舎を利用するのではなくて、行政区会館に併設するという理解をすればいいのかなというふうに考えているのですが、伺います。

それから、郵便局の運営事業で２名の事前研修を実施するということなのですが、その場合に、行政区会館の管理人を対象に考えているのかどうか伺いたいと思います。

もう１点は、福祉センター費の関係で、集合煙突の修繕については理解をするのでありますが、これから台風シーズンを迎える時期になってきていると思います。２階の雨漏り等が総務常任委員会での現地点検でもひどくて、床にびっちり窓側にバスタオル等の古い布を敷いたりしている状況があるのですが、それについて、高額な全面改修は無理としても、一定程度暫定的に雨漏りを防ぐようなことを検討していないのかどうか伺います。

○議　　長

林住民課長。

○林住民課長

私のほうからは、行政区会館と生花簡易郵便局の関係について説明をさせていただきたいと思います。

郵便局の現庁舎につきましては、建物の耐震化を考えたときに現施設が持たないために閉局したいという、閉局の大きな理由になってございました。それを受けまして、町として考えていました生花の新しい行政区会館のほうに郵便局の機能も持たせたいということで今回の会館の設計の中に組み込ませていただいているという内容になってございます。

ただ、閉局から新しい会館ができるまでの間につきましては、ちょっと間があるということで、その期間については、今の郵便局の庁舎をお借りするという形で簡易郵便局を立ち上げたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議　　長

鈴木総務課長。

○鈴木総務課長

生花の行政区会館に管理人を置く考えがあるのかということでございますけれども、将来的にも管理人を置くことは想定してございません。

それともう１つ、福祉センターの雨漏りの修繕の関係でございますけれども、実際、僕のほうも雨漏りしていることは承知しておりますが、雨漏りがどこから伝わってくるのかとか、風で吹き込んできたりして雨漏りが発生するとかというようなことがございまして、根本的な直す場所がどこかというのが断言できない状態でございますので、今の段階では対処療法的というか、雨漏りしたところを、議員がおっしゃったように、タオルを置いて水を吸収しているような状態のままで、今のところ大きく改修するという、それに対する雨漏りを改修するというところは今のところ考えておりません。

○議　　長

菅敏範君。

○菅敏範議員

生花の行政区会館に管理人を置かないということは、併設する簡易郵便局の従事者は郵便局関係の業務だけで管理人の業務には従事しないという理解でよろしいですか。

○議　　長

鈴木総務課長。

○鈴木総務課長

郵便局の郵便局業務ですとか、その他保険業務だとか、そういった窓口業務だけの対応ということで、施設の管理ということは行わせる予定はございません。

○議　　長

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これをもって、総務費の質疑を終了いたします。

休憩いたします。

休憩　午前１１時５５分

再開　午後　１時００分

○議　　長

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

はじめに、先ほどの齊藤議員の質疑に対する説明を行います。

林住民課長。

○林住民課長

先ほどお答えできませんでした生花行政区会館の海抜についてでございます。

現在の生花研修センターでの位置となりますが、海抜１５．２メートルということになってございます。

以上です。

○議　　長

次に、２３ページから２６ページまで、３款民生費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範議員

３款民生費の１項社会福祉費、３目老人福祉総務費、７節報償費について伺います。

先ほど説明では、敬老会の中止に伴う高齢者生活安心支援事業として、７５歳以上の高齢者にＴＭＯの商品券２，０００円分を配付するということだったのですが、商品券を配付した場合に、利用されない分が無駄になるのではないかというふうな心配があります。その場合、利用された分の代金を支払うクーポン券が有効でないかと思うところであります。

理由は、先に６月末までで実施した飲食店を支援するクーポン券事業でも、回収率は８７％ぐらいというふうに聞いています。そうすると、２０万円から３０万円程度の無駄になる可能性もあるし、特に商品券については、自分で買ったものが６カ月の期限を過ぎて使われないというのもかなりあるというふうにも聞いています。そうすると、お金を出していないものですから、余計忘れたりして使われない分が出るのではないかというふうに考えますので、これを何とか無駄にならないような対応ができないか伺います。

○議　　長

井上保健福祉課長。

○井上保健福祉課長

今予定しているのは、ＴＭＯの商品券ということで予定をさせていただいておりまして、議員おっしゃるように、使われない方もいるのではないかということも考えられますけれども、極力使っていただくようにお願いをしながら配付をさせていただきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○議　　長

菅敏範君。

○菅敏範議員

限られた財政を有効活用するとなれば、今言われた、極力使っていただくということでなるのだったらいいのですけれども、クーポン券もできれば延ばして１００％に近づくようにという話をしたのですが、６月末に打ち切った結果として八十何％で止まっているということになれば、今回のＴＭＯの商品券についても、１００％に近い数字は期待感はあってもなかなか難しいと言わざるを得ないと思うのです。

ですから、そうすると、それは最初に使った分だけ払うので、買ってしまって配るわけですから、眠ってしまって期限が切れたものは、それはもう何も使えないということでただの紙切れになってしまうので、その辺を考慮するのが大切な貴重な財源の扱いでないかと思うので、商品券が悪いと思いませんが、クーポン券的な扱いのほうが有効でないかと思いますので、再度考えを伺いたいと思います。

○議　　長

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま、高齢者の生活安心支援事業の関係で、敬老会が残念ながら開催には至らないということで、代わって７５歳以上、１，０８０人の方々にＴＭＯの券をお配りさせていただくということで予算を計上させていただきました。

６カ月という期限があるということではありますが、クーポンは飲食店にしか使えない部分ではありましたが、今回はＴＭＯでの商品券を配付させていただきたいというふうに思っております。期限があるということでもありますし、議員ご心配のとおり、忘れる等も含めて使われない可能性があるのではないかということでありますが、配付の段階でしっかりと６カ月の期間があるということ、また、町内で活用できるのですよということも含めて早い段階で使ってもらえるような取り組みを進めたいというふうに思っており、今回の高齢者の生活安心支援事業については、２，０００円のＴＭＯの商品券を配付したいという考えで進めたいと思います。

○議　　長

ほかに質疑ありませんか。

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

敬老会の開催が中止だということは分かったのですけれども、それで、それと一緒に付随して行っています高齢者の８０２０運動というのはどうなっていくのかお聞きしたいのですけれども。

○議　　長

井上保健福祉課長。

○井上保健福祉課長

ご質問の８０２０運動の表彰についてでございますけれども、今年度、敬老会が中止ということで、８０２０運動の表彰については、１０月１日の開町記念式典のところで表彰をさせていただきたいというふうに今計画をして準備を進めているところであります。

以上でございます。

○議　　長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

わかりました。

それで、その予算は後日出るということでいいのか。対象者は、今回は何人該当するのかお願いします。

○議　　長

井上保健福祉課長。

○井上保健福祉課長

予算については、既存の当初から予算を設けておりましたので、衛生費のほうで支出をさせていただきたいと思っておりますし､対象者については１０人ということで今聞いております。ただ、当日何名出席できるか分かりませんけれども、そのような形で今準備を進めているところでございます。

以上でございます。

○議　　長

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これをもって民生費の質疑を終了いたします。

次に、２５ページ、２６ページ、４款衛生費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これをもって衛生費の質疑を終了いたします。

次に、６款農林水産業費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

農業振興費のＩＣＴ捕獲システム通信料と捕獲システムの１７万６，０００円と２０５万３，０００円ですけれども、親機７台、子機１７台というのですけれども、これをどうやって捕獲事業に生かしていくのか、システムの仕組みが全然分からないのですけれども、どういう仕組みなのか、これでどのぐらいの捕獲の確率が上がるのか、その辺ちょっと聞きたいのですけれども。

○議　　長

佐藤農林水産課長。

○佐藤農林水産課長

今回の導入する捕獲システムについてご説明をいたします。

このＩＣＴ捕獲システムですが、電波と携帯電話の回線を使ったシステムでございまして、親機と子機の通信は電波で、親機とわなの管理者への通信は電話回線を使うものとなっております。

システムについてですが、今回の導入するシステムは、ヒグマの箱わなに使用いたします。熊の箱わなは町内に１７基ありまして、子機を熊わなに設置いたします。親機は１７基の熊わなの電波をカバーできるように町内の４カ所に設置いたします。箱わなの扉が閉まりましたら、子機から親機へ電波を通じて連絡が行き、親機からは携帯電話の回線を通じて箱わなの管理者と役場の担当者のほうに命令が来る仕組みになっております。

確率が上がるということですが、過去４年間を見ましても、熊の捕獲は銃による捕獲と、わなによる捕獲が半々ぐらいになっておりますので、管理に対しまして管理者の労力軽減を図るために、今回導入するということになってございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議　　長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

今回、熊の箱わなを設置するのですけれども、これは携帯電話の回線を使ったりなんかするのですけれども、今の場所では、箱わなというのは１回置いたら多分３年ぐらい変わらないと思うのですけれども、うちの町内に設置しても完全にそこは電波を網羅されているのか、また網羅されない場所もあるのか。されない場所は多分設置しても駄目なので、そこは

また別にちゃんと管理するのか、その辺について聞きたいのですけれども。

○議　　長

佐藤農林水産課長。

○佐藤農林水産課長

既にシミュレーションのほうを業者に依頼しまして把握できる範囲というものを把握してございます。熊の箱わなにつきましては、人里離れたというか、山の奥にありますので、そちらの高低差とかを考慮しましても４機の親機があればカバーできるということで情報をいただいております。

以上でございます。

○議　　長

ほかに質疑はありませんか。

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

２６ページの水産業費の補助金なのですが、大樹町漁業振興事業ということで、この事業の１，４３６万３，０００円ですか、２つ盛られているのですけれども、計画概要というか事業内容を教えていただきたいと思います。

○議　　長

佐藤農林水産課長。

○佐藤農林水産課長

まず、水産関連産業流通衛生環境向上事業補助金のほうでございますが、こちらのほうは水産加工場で使用する殺菌水の生成装置の導入に係る経費でございます。こちらのほうは、塩素系の殺菌剤、次亜塩素酸ナトリウムを微酸性にペーハー調整する際に危険な塩酸ではなく安全な炭酸ガスを使用して安全な殺菌水を生成する機械の導入となっております。こちらの殺菌水により、水産加工場の施設、加工機材の殺菌を行うことで、衛生管理と日持ちの向上など品質向上を図るものとなっております。

衛生向上事業補助金には３つございます。２番目が荷さばき所で使用する滅菌冷却海水の導水・送水設備の機能強化でございまして、船揚げされた鮮魚や貝類の洗浄、また活魚を入れておくための水槽の水につきましては、港の海水を滅菌冷却利用しております。その海水を吸い上げる導水ポンプと送水ポンプの機能を強化することで滅菌冷却した海水の量を多く使用でき、作業の効率化と魚介類の鮮度を保ち、日持ちの向上と品質向上を図るものでございます。

３番目は、冷凍保管施設の増強ということで、冷凍保管機能を強化することで、出荷制限に対応しまして、日持ちの向上と品質向上も図ることができるということで、冷凍コンテナの更新でございます。

水産資源開発支援事業につきましては、養殖生けすの整備等機能強化でございます。こちらのほうは現在１基、サクラマスの生けすの養殖実験を行っておりますけれども、漁組と若

い漁業者から、さらに養殖漁業に活路を見出そうという機運が高まっておりまして、来年度以降に向けまして生けすを増やし、餌の種類や回数、体長ごとにグループ分けするなど、いろいろな試験を行いたいとの要望がございまして、生けすを増設する事業となっております。

以上でございます。

○議　　長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

サクラマスのことを非常に期待しております。同時に、若い漁業者の方が自発的に頑張るぞとおっしゃっているのですから、ぜひ行政としても、海水ばかりではなく、岐阜の山の中でトラフグを養殖しているとか、いろいろなケースがありますので、何と言われて、これだとは僕も言えないのですけれども、いろいろこれを機会に若い漁民の方にやる気を起こしてもらえるような、そういうふうな社会教育的な活動も併せてやっていただけないかなと思うのですがどうでしょうか。

○議　　長

酒森町長。

○酒 森 町 長

今回、交付金を活用して基幹産業であります１次産業の振興を図るという施策の予算を計上させていただいております。

その中で、水産資源開発支援事業補助金ということで、今現在、試験事業として若手の漁業者が主体となって取り組んでおりますサクラマスの養殖事業は、まだまだ始まって数カ月ですが、経過は順調に推移しているということもあって、前浜で養殖の漁業を育てるという意味では、この取り組みを拡大していけないかということで、今回さらに生けすを３つ増やして、なおかつ補助については、私どもの思いも込めて１０分の１０と全額補助させていただくという取り組みにさせていただいているところです。

漁組のほうとも、どういう新たな魚種を発掘していくかというか見出していくかというところは、いろいろな部分で、貝がいいとか昆布がいいとかいろいろ検討をしておりますので、これからも大樹町の前浜に合う、そういう魚種があれば、また、今、議員がご指摘のとおり、内水面でもいろいろな海洋の魚も育てられるシステムもありますので、どういうものが大樹にとって必要かというのは、漁業者、または関係の研究機関等とも情報を共有しながら進めていきたいなというふうに思っております。

○議　　長

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これをもって農林水産業費の質疑を終了いたします。

次に、２７ページ、２８ページ、７款商工費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これをもって商工費の質疑を終了いたします。

次に、８款土木費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これをもって土木費の質疑を終了いたします。

次に、９款消防費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これをもって消防費の質疑を終了いたします。

次に、２９ページから３２ページまで、１０款教育費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

３点ほどお伺いします。

まず１点目ですけれども、相馬市の子どもの親善派遣事業ですけれども、今回は行かないということでマイナスなのですけれども、これは来年度に引き継がれるのか。それとも来年は来るほうで、再来年に行くのか。この辺１点。

もう１点は、高等学校の見学旅行費の補助金ですけれども、海外の研修旅行がなくなったのですけれども、それ以降、高校の修学旅行の件で今の状況はどうなっているのか。できれば併せて、小学校も中学校も今は延期状態なのですけれども、その辺小学校、中学校の子ども達が楽しみにしている修学旅行の日程、行き先等が分かれば、教えていただきたいと。

もう１つは、教育費の小学校、中学校、それぞれパソコン周辺機器１１０万３，０００円、１２３万２，０００円で終わっているのですけれども、具体的にこの中身がどうなっているのか、３点をお願いいたします。

○議　　長

瀬尾学校教育課長。

○瀬尾学校教育課長

まず、相馬市子ども親善使節団派遣事業補助金でございます。

毎年、隔年で相馬の子ども達を受け入れたり、もしくは大樹の子ども達が相馬市に行っている事業でございまして、令和２年度につきましては、大樹の子ども達が相馬市に行くということになってございます。しかしながら、今年新型コロナウイルスということで、受入先の相馬市も受け入れが難しいということで、令和２年度は中止をしたところでございます。さらには令和３年度、令和２年が中止になっておりますから、令和３年は改めて大樹から相馬市のほうに行くということで、今相馬市とも調整をしている最中でございます。

それと、２点目の大樹高等学校の見学旅行費補助金でございます。

当初、高校では台湾に行くということで１０月中旬頃に４泊５日で予定をしておりましたけれども、残念ながらこれも新型コロナウイルスという形で台湾に行けなくなってしまいました。その代わりといいますか、高校のほうではさらに行き先を検討して、その後関西方面ということで計画を立てたのですが、関西方面も新型コロナウイルスの感染拡大が、なかなかやまない状況でございますので、現在、道内で修学旅行に行けないかということで模索しているというふうに高校からは聞いております。予定としては、２泊３日で具体的な旅行先は、まだ聞いていないのですが、道東方面を今予定しているという話は聞いてはいるのですけれども、まだ行き先のほうの確認は取れてございません。

併せて、小学校、中学校ですけれども、それぞれ再三にわたって延期をしておりまして、小学校につきましては１０月中旬ぐらい、中学校につきましては１０月末ぐらいに修学旅行に行くという計画で今進めているというふうに聞いてございます。

それと、あと学校管理費のパソコン周辺機器でございます。

今回パソコン周辺機器ということで、オンライン授業を行うためのパソコン周辺機器の導入ということで予算計上させてもらっております。具体的な中身は、ウェブカメラ、またはマイクやスピーカーといったオンライン授業に使えるものということで、それぞれ今まで小学校、中学校に整備がされていなかったものですから、これらについて今回新型コロナウイルスの感染症対策ということで、オンライン授業に適応した機器を導入するということで、今回予算を計上しているところでございます。

以上でございます。

○議　　長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

パソコンの関係ですけれども、今の説明でいきますと、オンライン授業でウェブカメラとマイクとスピーカーというのですけれども、台数はどのぐらいになるのか分かりませんけれども、これで１１０万３，０００円とか１２３万２，０００円というのは、通常、市場価格では考えられない金額だと思うのですけれども、台数によるのですけれども、導入した四十何台全部つけてしまうのか、スピーカーも１台ずつ全部つけるのか、その辺の積算の中身をも

う少し詳しく知りたいのと。

それと、修学旅行の補助金の関係ですけれども、前回も聞いたと思うのですけれども、こうして延び延びになってくると、父兄は旅行会社に前倒しで旅費を払っているのですよね。再度聞きたいのですけれども、キャンセルはならないのか。キャンセルにならないとしても、もう１つ気になるのは、小学校も中学校はわかるのですが、高校の場合、生徒１人当たり、旅費の中に、会社によって違うのですけれども、事務手数料とか事務諸費とか企画料といった名目で大体生徒１人１，０００円前後の経費がかかっているのです。それは旅行会社の企画するための経費なのですね。今回改めて台湾が駄目ですよ、関西が駄目になりました、次道内ですとなった場合、企画の変更はしてくるのですけれども、その変更料の子ども１人当たりの負担が再度発生しないのか、それについてお聞きしたいのですけれども。

○議　　長

瀬尾学校教育課長。

○瀬尾学校教育課長

まず、パソコンの周辺機器でございます。

先ほどご説明したウェブカメラ、マイク、スピーカー等々ですけれども、台数につきましては、小学校、中学校それぞれ６台を予定しております。学校でオンライン授業を行うために、最低限の台数ということで今回６台を計上させていただいたところでございます。

また、見学旅行の関係でございますけれども、小中ともに日程変更等していますけれども、キャンセル料は発生していないというふうに聞いております。また、高校につきましてもキャンセル料が発生したという話は、今の段階ではちょっと聞いていないのですけれども、業者のほうから今の段階では請求されていないというふうに聞いてはおります。

以上でございます。

○議　　長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

わかりました。

それで、パソコン周辺機器ですけれども、６台ずつということになると、仮に中学校１２３万２，０００円になると、１台２０万円、相当な金額なのですよね。その辺もう１回積算し直したほうが、通常価格ではちょっとあり得ない価格なのですけれども、その辺もう１回再度積算するような考えは持ったほうがいいと思うのですよね。

もう１つ、それと事務経費ですけれども、明確な答弁はいただかなかったのですけれども、キャンセル料は多分発生しないのだろうというのですけれども、仮に企画料だとかが再度発生した場合は、その辺はコロナ対策なので、その辺も十分考慮して今後検討していただきたいのですけれども。

○議　　長

瀬尾学校教育課長。

○瀬尾学校教育課長

パソコン周辺機器ですけれども、私どものほうで積算したのが、例えばウェブカメラであれば１台当たり７万２，０００円、また、スピーカーでは５万８，０００円というような形で積算をしております。それぞれ見積もりを取って、我々もこの金額かなという形で今回積算をさせていただいたところでございます。

また、見学旅行につきましては、学校とも随時情報交換しながら、よりよい方向で進めさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議　　長

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これをもって教育費の質疑を終了いたします。

次に、３１ページから３４ページまで、１２款公債費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

長期償還金の元金ですけれども、説明の中では、過去の平成２９年に行われました学童保育所の返還ということで、これできれいに白紙という解釈でよろしいのですね。

○議　　長

鈴木総務課長。

○鈴木総務課長

学童の実施設計に係る起債につきましては、平成３０年の借入れ年度で、令和元年度、令和２年度については、償還の据置期間なものですから、利息だけ今この９月まで償還しておりまして、元金はまだ一度も償還していないのですけれども、今回これを繰り上げて償還することによって、全て起債の償還はなくなるという形になってございます。

○議　　長

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これをもって公債費の質疑を終了いたします。

次に、３３ページ、３４ページ、１３款諸支出金の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これをもって諸支出金の質疑を終了いたします。

次に、事項別明細書、１７ページから２０ページまで、歳入についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

１８ページ、教育振興補助金ですけれども、２，０３９万６，０００円の国庫補助金です。これはＧＩＧＡスクール構想で導入されるのですけれども、最終的に全部台数がどうなるのか、最終的に台数が決定したのか。そして補助率がどのぐらい、通常は１台４万５，０００円という補助率だったのですけれども、実際そうなのか。実際の購入価格は４万５，０００円以内で収まっているのか、足し増しがあるのか。通信料についても、これで全部賄えるのかどうかについてお聞きしたいと思います。

○議　　長

瀬尾学校教育課長。

○瀬尾学校教育課長

ＧＩＧＡスクール構想の公立学校情報機器整備費補助金、これがタブレットの補助金でございます。国は、当初４万５，０００円の定額補助金ということでございましたけれども、実際にタブレットの分の補助金が来たのは８０７万８，０００円でございます。今回小学校、中学校合わせて４０２台の購入ということで、国庫補助金についてはこの部分、今回新型コロナの臨時交付金を残額に充てるということで進めさせていただいておりますので、基本的には持ち出しがほぼないという形で進めさせていただいております。

また、以降、上段の公立学校情報通信ネットワーク整備環境費補助金がネットワークの分の補助金でございまして、１，０２５万円が補助金となってございます。これらも小学校、中学校と合わせた補助金でございまして、これを整備することによって、学校内のネットワークが完結するというふうに考えております。

１点、ちょっと漏らしましたけれども、タブレットのほうですが、実際、本体価格は４万５，０００円なのですが、そのほかにソフト、または設定料等々が入りまして、実際には補助金額を上回る１台当たりの購入金額になってございます。

以上でございます。

○議　　長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

わかりました。

本体は４万５，０００円だと。それを上回るソフト、セキュリティーがコロナ対策でやるのだよということでして、実際、今後、例えば５年度、６年後に更新するときには多分これ

が全部持ち出しになるので、実際にコロナ対策の持ち出し分を入れて、セキュリティー、ソフト、パソコン４万５，０００円の補助金を入れて、１台何ぼになるか教えていただきたいのですけれども。

○議　　長

瀬尾学校教育課長。

○瀬尾学校教育課長

タブレットもろもろの経費を入れまして、１台当たり約９万８，０００円というふうになってございます。

○議　　長

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これをもって歳入の質疑を終了いたします。

次に、歳入歳出全般について、質疑漏れがあれば受け付けます。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第８１号令和２年度大樹町一般会計補正予算(第６号)についての件を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第１５　議案第８２号

○議　　長

日程第１５　議案第８２号令和２年度大樹町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算(第３号)についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第８２号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、令和２年度大樹町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算(第３号)をお願いするもので、今回は、歳入歳出それぞれ３２３万８，０００円の追加であります。

内容につきましては、住民課長より説明いたさせますので、ご審議の上議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議　　長

林住民課長。

○林住民課長

議案第８２号令和２年度大樹町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第３号）について説明させていただきます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ３２３万８，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ６億７，７９７万６，０００円とするものでございます。

内容につきましては、事項別明細書で説明させていただきますので、８ページ、９ページの歳出をお開き願います。

１款総務費、２項徴税費、１目賦課徴税費、補正額５万２，０００円の増。国保会計における時間外勤務手当は、夜間収納窓口開設に伴うものを対象としており、前年度の夜間収納窓口における収納実績の割合により、一般会計と国保会計に分けているものでございます。負担割合が確定したことにより増額をお願いするものです。

３款国民健康保険事業費納付金、１項医療給付費分、１目一般被保険者医療給付費分、補正額２７万９，０００円の増。

５款保健事業費、２項特定健康診査等事業費、１目特定健康診査等事業費、予算額の増減はありませんが、財源内訳として国道支出金が１６５万８，０００円減額となり、その分を一般財源としております。

７款諸支出金、１項償還金及び還付加算金、２目国民健康保険災害臨時特例補助金還付金、補正額２，０００円の増。

３目保険給付費等交付金償還金、補正額２９０万５，０００円の増。補助金や交付金につきましては、当該年度に概算で交付を受け、翌年度に清算することとなっておりますが、補

助金等の確定により償還金が発生したものでございます。

次に、歳入について説明させていただきますので、６ページ、７ページをお開き願います。

歳入。

３款道支出金、１項道補助金、１目保険給付費等交付金、補正額が１６５万８，０００円の減。特定健康診査に係る経費を対象とした特別交付金について、交付金の申請額に合わせて減額するものでございます。

６款繰越金、１項繰越金、１目前年度繰越金、補正額４８９万６，０００円の増。

次に、５ページ、総括の歳出をお開き願います。

歳出合計、補正前の額６億７，４７３万８，０００円、補正額、１款総務費から７款諸支出金まで３２３万８，０００円の増。補正後の歳出合計６億７，７９７万６，０００円。

次に、４ページの歳入ですが、歳入合計、補正前の額６億７，４７３万８，０００円、補正額、３款道支出金と６款繰越金で３２３万８，０００円の増、補正後の歳入合計６億７，７９７万６，０００円となるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議　　長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第８２号令和２年度大樹町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算(第３号)についての件を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第１６　議案第８３号

○議　　長

日程第１６　議案第８３号令和２年度大樹町後期高齢者医療特別会計補正予算(第１号)についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第８３号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては､令和２年度大樹町後期高齢者医療特別会計補正予算(第１号)をお願いするもので、今回は、歳入歳出それぞれ６２万２，０００円の追加であります。

内容につきましては、住民課長より説明いたさせますので、ご審議の上議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議　　長

林住民課長。

○林住民課長

議案第８３号令和２年度大樹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について説明させていただきます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ６２万２，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ９，６９２万２，０００円とするものでございます。

内容につきましては、事項別明細書で説明させていただきますので、８ページ、９ページの歳出をお開き願います。

１款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費、補正額６２万２，０００円の増。令和３年度からの税制改正として､住民税基礎控除等の見直しが行われることに対応するためのシステム改修を行うこととしているものでございます。

次に、歳入について説明させていただきます。６ページ、７ページをお開き願います。

歳入。

３款繰越金、１項繰越金、１目繰越金、補正額が１，０００円の増。

５款国庫支出金、１項国庫補助金、１目高齢者医療制度円滑運営事業費補助金、補正額６２万１，０００円の増。システムの改修経費につきましては、全額国の補助対象となりますが、１，０００円単位となることから、繰越金を１，０００円充てることとしております。

次に、５ページ、総括の歳出をお開き願います。

歳出合計、補正前の額９，６３０万円、補正額、１款総務費で６２万２，０００円の増、補正後の歳出合計９，６９２万２，０００円。

次に、４ページの歳入ですが、歳入合計、補正前の額９，６３０万円、補正額、３款繰越金と５款国庫支出金で６２万２，０００円の増、補正後の歳入合計９，６９２万２，０００円

となるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議　　長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第８３号令和２年度大樹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）についての件を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第１７　議案第８４号

○議　　長

日程第１７　議案第８４号令和２年度大樹町介護保険特別会計補正予算(第１号)についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第８４号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては､令和２年度大樹町介護保険特別会計補正予算(第１号)をお願いするもので、今回は、歳入歳出それぞれ２，５１５万６，０００円の追加であります。

内容につきましては、保健福祉課長より説明をいたさせますので、ご審議の上議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議　　長

井上保健福祉課長。

○井上保健福祉課長

それでは、議案第８４号令和２年度大樹町介護保険特別会計補正予算(第１号)についてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ２，５１５万６，０００円を追加し、歳入歳出それぞれ７億２，８０５万６，０００円とするものです。

内容につきましては、事項別明細書でご説明いたしますので、８ページ、９ページをお開きください。

歳出です。

４款基金積立金、１項基金積立金、１目介護給付費準備基金積立金、補正額２，０７８万３，０００円の増。令和元年度の介護保険給付費等が確定し、剰余金が生じましたので、翌年度以降の給付費に備えて、全額基金へ積み立てるものでございます。

５款諸支出金、１項償還金及び還付加算金、２目償還金、補正額１９１万４，０００円の増。令和元年度保険給付費及び地域支援事業費の確定に伴い、介護給付費負担金及び地域支援事業交付金として交付されていた負担金等を返還するものでございます。

同じく５款諸支出金、２項繰出金、１目他会計繰出金、補正額２４５万９，０００円の増。令和元年度保険給付費の確定に伴い、大樹町の負担率に応じて負担金を返還するものでございます。

次に、歳入についてご説明いたしますので、６ページ、７ページをお開き願います。

歳入です。

３款道支出金、１項道負担金、１目介護給付費負担金、補正額９２万３，０００円の増。

４款支払基金交付金、１項支払基金交付金、１目介護給付費交付金、補正額４１０万４，０００円の増。共に令和元年度の介護給付費の確定に伴い追加交付を受けるものでございます。

８款繰越金、１項１目ともに繰越金、補正額２，０１２万９，０００円の増。

次に、総括の歳出をご説明いたしますので、５ページをお開き願います。

歳出合計、補正前の額７億２９０万円、補正額、４款基金積立金から５款諸支出金まで２，５１５万６，０００円の増、補正後の歳出合計７億２，８０５万６，０００円となるものでございます。

次に、４ページの歳入でございます。

歳入合計、補正前の額７億２９０万円、補正額、３款道支出金から８款繰越金まで２，５１５万６，０００円の増、補正後の歳入合計７億２，８０５万６，０００円となるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議　　長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

９ページの基金積立ということで２，０００万円ほどあるのですけれども、何かこれは特別な理由はあったのでしょうか。大きな金額だなと思うし、最終的にこの２，０００万円が加われば、さらに大きな金額が基金残高になっていくと思うのですが、今期の特別な理由というのは何かあったのでしょうか。

○議　　長

井上保健福祉課長。

○井上保健福祉課長

特別何かあったかということでございますけれども、特別に何もなかったということで、ただ単に給付費の支出が下がったということでございまして、次年度の積立額としましては２，０７８万２，９７０円ということでございます。それを合わせますと、次年度ということになりますけれども８，０００万円という積立てになるということでございます。

以上でございます。

○議　　長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

多分健康になったわけではないでしょうけれども、介護保険をご利用になる方が少ないからなのですけれども、過大見積もりというか、国のとおりの積算の方程式で積み上げているのではないかなと思われるのですけれども、特別、大樹町のさじ加減で介護保険料を上げるとか、そういうことはなかったのですよね。

○議　　長

井上保健福祉課長。

○井上保健福祉課長

国に準じて行っておりますので、町として裁量とか、そういうものはございません。

○議　　長

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第８４号令和２年度大樹町介護保険特別会計補正予算（第１号）についての件を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。

休憩　午後　１時５５分

再開　午後　２時０５分

○議　　長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第１８　議案第８５号

○議　　長

日程第１８　議案第８５号令和２年度大樹町介護サービス事業特別会計補正予算（第２号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第８５号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、令和２年度大樹町介護サービス事業特別会計補正予算（第２号）をお願いするもので、今回は、歳入歳出それぞれ３５４万４，０００円の追加であります。

内容につきましては、特別養護老人ホーム所長兼デイサービスセンター所長より説明いたさせますので、ご審議の上議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議　　長

明日見特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長。

○明日見特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長

それでは、議案第８５号令和２年度大樹町介護サービス事業特別会計補正予算(第２号)についてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ３５４万４，０００円を追加し、歳入歳出それぞれ４億４，３４６万２，０００円とするものです。

内容につきましては、事項別明細書によりご説明いたしますので、８ページ、９ページの歳出をお開きください。

歳出。

１款１項ともに居宅介護サービス事業費、１目通所介護費、補正額１９３万９，０００円の増。８節旅費１３万６，００円の減につきましては、新型コロナウイルス感染予防のため、札幌で開催予定のデイサービスセンター職員の研修について参加を中止としたための減額です。１７節備品購入費２０７万５，０００円の増は、介護ロボットを購入するもので、デイサービス職員の介護負担軽減のため、座位・立位移乗補助装置２台、腰補助用装着装置３台を計上させていただきました。これは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用するものです。

次に、２款１項ともに介護老人福祉施設事業費、１目介護老人福祉施設費、補正額１６０万５，０００円の増。８節旅費２８万４，０００円の減は、同じく札幌などで開催予定の介護職員の研修について参加を中止としたための減額です。１０節需用費と１３節使用料及び賃借料の計４６万６，０００円の減は、特養夏まつりの開催を中止としたため、その経費を減額。１７節備品購入費２３５万５，０００円の増は、介護ロボットを購入するもので、介護職員の介護負担軽減のため、座位・立位移乗補助装置２台、水洗式ポータブルトイレ１台、コミュニケーション用人形型ロボット１台を計上させていただき、地方創生臨時交付金を活用するものです。

次に、６ページ、７ページの歳入をお開きください。

歳入。

３款繰入金、１項他会計繰入金、１目一般会計繰入金、補正額３５４万４，０００円の増です。

次に、総括、５ページの歳出をお開きください。

歳出合計、補正前の額４億３，９９１万８，０００円、補正額、１款居宅介護サービス事業費と２款看護老人福祉施設事業費で３５４万４，０００円の増。計４億４，３４６万２，０００円となります。

次に、４ページの歳入をご覧ください。

歳入合計、補正前の額４億３，９９１万８，０００円、補正額、３款繰入金で３５４万４，０００円の増、計４億４，３４６万２，０００円となります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議　　長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第８５号令和２年度大樹町介護サービス事業特別会計補正予算（第２号）についての件を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第１９　議案第８６号

○議　　長

日程第１９　議案第８６号令和２年度大樹町水道事業会計補正予算（第２号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第８６号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、令和２年度大樹町水道事業会計補正予算（第２号）をお願いするもので、第２条の資本的収入及び支出では、資本的収入額が資本的支出額に対し不足するため、過年度分損益勘定留保資金からの補塡する額を２億６，６１１万７，０００円に改め、支出を

３３９万１，０００円増額するものであります。

内容につきましては、建設水道課長より説明をいたさせますので、ご審議の上議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議　　長

水津建設水道課長。

○水津建設水道課長

議案第８６号令和２年度大樹町水道事業会計補正予算(第２号)について、条文に沿って説明させていただきます。

第１条、令和２年度大樹町水道事業会計の補正予算(第２号)は、次に定めるところによる。

第２条、令和２年度大樹町水道事業会計予算第４条本文括弧書き中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額２億６，２７２万６，０００円は、過年度分損益勘定留保資金２億６，２７２万６，０００円で補てんするものとする。」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額２億６，６１１万７，０００円は、過年度分損益勘定留保資金２億６，６１１万７，０００円で補てんするものとする。」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

補正の内容につきましては、第１款資本的収出、第１項建設改良費について３３９万１，０００円を増額するものでございます。

内容につきましては、事項別明細書で説明いたしますので、１０ページ、１１ページをお開き願います。

資本的収入及び支出の支出の部。

１款資本的支出、１項建設改良費、１目固定資産取得費、補正予算額３３９万１，０００円の増。ここでは負担金の補正で、大樹第３地区道営農地整備事業負担金として３３９万１，０００円を増額し、全体で８，１３９万１，０００円となるものでございます。

この事業は、北海道が事業主体となり、芽武ポンプ場から生花地区までの営農用水の水道管を整備する事業であり、北海道が実施する営農用水分と合わせて非農家分の水道管を同時に発注、整備することから北海道に負担金を支払うもので、北海道に道営事業負担金分２７．５％分と非農家分の水量割約５％分を支払うものでございます。

今回の増額は、北海道の割当予算が変更となり大樹町が負担する事業量が増加したため、負担金の増額をお願いするものでございます。

次に、８ページ、９ページをお開き願います。

資本的収入及び支出の収入の部です。

損益勘定留保資金３３９万１，０００円の増額で、負担金に充当するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議　　長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第８６号令和２年度大樹町水道事業会計補正予算（第２号）についての件を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第２０　議案第８７号

○議　　長

日程第２０　議案第８７号令和２年度大樹町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第１号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第８７号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、令和２年度大樹町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第１号）をお願いするもので、第２条の収益的収入及び支出では、収入、支出それぞれ１，２６７万８，０００円の追加。

第３条の資本的収入及び支出では、収入、支出それぞれ１，０７１万円を追加するものであります。

第４条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費である職員給与費を７２４万５，０００円追加するものであります。

内容につきましては、病院事務長から説明をいたさせますので、ご審議の上議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議　　長

下山病院事務長。

○下山町立病院事務長

それでは、議案第８７号令和２年度大樹町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第１号）について、条文に沿って説明させていただきます。

第１条、令和２年度大樹町立国民健康保険病院事業会計の補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

第２条の収益的収入及び支出では、収入、支出ともに１，２６７万８，０００円の増額補正をお願いするものでございます。

第３条の資本的収入及び支出では、収入、支出ともに１，０７１万円の増額補正をお願いするものでございます。

第４条では、議会の議決を経なければ流用することができない経費を７２４万５，０００円増額し、７億７，５７１万５，０００円に改めるものでございます。

内容につきまして、事項別明細書で説明させていただきますので、１０ページ、１１ページをお開き願います。

収益的収入及び支出の支出の部。

１款病院事業費用、１項医業費用、１目給与費で７２４万５，０００円の増。病棟における応援看護師２名とパート介護員１名の会計年度任用職員に関わる報酬、法定福利費の増でございます。退職による欠員が生じております病棟看護師、介護員の求人募集を行っておりますが、この間、採用に至る者がなく、また病気や出産による休業者が重なり、一般病棟入院基本料における地域一般入院料に１３対１の維持が難しい状況にあることから、紹介業者を利用した応援看護師の採用と日勤のパート介護員を募集するものでございます。

２目材料費で３１４万円の増。診療材料費では、個人防護具４００セットのほか感染症対策資材を、医療用消耗備品費では抗菌パーティション３セットを購入するものでございます。いずれも新型コロナウイルス感染症対策、そしてこれからのインフルエンザの流行に備えるものでございます。

３目経費で２２９万３，０００円の増。応援看護師２名に関わる赴任旅費と派遣会社への委託料のほか、修繕料では２階病棟及び１階の待合スペース等におけるＷｉ－Ｆｉ環境を整備することによりオンラインでの診療に対応した環境整備と患者の利便性向上を図るものでございます。

なお、１目給与費と３目経費は、一般会計負担金を、２目材料費は道補助金を特定財源とするものでございます。

次に、８ページ、９ページをお開き願います。

収益的収入及び支出の収入の部。

１款病院事業収益、２項医業外収益、２目他会計負担金で９５３万８，０００円の増。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を特定財源とする一般会計負担金でございます。

７目道支出金で３１４万円の増。国の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金により、北海道が事業実施主体となり事業実施されるもので、医療機関等における感染拡大防止対策に要する経費に対し、補助上限額４５０万円の範囲内で全額補助されるものでございます。

次に、１４ページ、１５ページをお開き願います。

資本的収入及び支出の支出の部。

１款資本的支出、１項建設改良費、１目有形固定資産購入費で１，０７１万円の増。機器及び備品購入費で、一般会計負担金を財源とするものとして発熱外来等に用いるための遠隔操作可能な電子カルテシステム搭載パソコン２台、抗原検査等を行うための化学発光酵素免疫測定装置１台、患者との接触機会の低減と介護職員の負担軽減を図るための座位・立位移乗補助装置１台と腰補助用装着装置２台、道補助金を財源とするものとしまして、発熱外来等に用いるための院内ＰＨＳ電話機８台、オゾン生成機能付ＨＥＰＡフィルター搭載空気清浄機３台となっております。

次に、１２ページ、１３ページをお開き願います。

資本的収入及び支出の収入の部。

１款資本的収入、１項１目ともに一般会計負担金で９３５万円の増。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を特定財源とする一般会計負担金でございます。

３項道支出金、１目道補助金で１３６万円の増。国の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金により北海道が事業実施主体となり事業実施されるもので、医療機関等における感染拡大防止対策に要する経費に対し、補助上限額４５０万円の範囲内で全額補助されるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議　　長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

１１ページの病院事業費用の関係ですけれども、会計年度任用職員の病棟の看護師の関係です。

今回、行政報告では２名減ということで、１３対１に危機感を覚えているということで、派遣会社を通して応援看護師ということで２名採用しているのですけれども、今回はコロナ対策でやるのですけれども、これが通常会計に戻った場合以後も、こういう派遣会社を利用

して看護師を募集していくのか、それとも、そこは今回コロナ対策だけで、今後は自力で採用していくのか、その辺の考えについて聞きたいのですけれども。

○議　　長

下山町立病院事務長。

○下山町立病院事務長

今回の予算計上におきましては、コロナ対策として、議員のおっしゃるとおりの措置でございます。予算としましては、通常の給与費を落としておりませんので、正規の看護職２名の募集は継続して続けていきます。今回６カ月の採用ということで、来年３月までの暫定的な措置でございます。可能な限り、これは予定なので分かりませんけれども、正職員２名を来年４月までに見つけたいと思っております。

○議　　長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

それでは町長に聞きたいのですけれども、今、原課からはそういう説明を受けたのですけれども、町長の考えとしてはどうなのでしょうね。なかなか通常どおりでは、自分達で探すのは厳しい状況であるのですけれども、例えば１３対１の補助金と、仮に枠を広げて１５対１の補助金を考えると、派遣会社に頼んで１３対１にしてもペイするのではないかと思うのですけれども、考え方１つなのですよね。町長の考えをお聞きしたいのですけれども。

○議　　長

酒森町長。

○酒 森 町 長

今回、報酬ということで会計年度任用職員の報酬を計上させていただきました。民間の派遣会社を通じて今年度１０月から６カ月間２名の看護師の派遣を要請すべく予算の計上をさせていただいたところです。

次年度以降の考え方については、従前どおり、やはり正規の職員の募集をかけて採用して、大樹町の町立病院での看護業務にあたっていただくというのが本筋かなというふうに思っておりますが、ここ１、２年の状況を鑑みますと、なかなか募集に応募してくれる看護師がいないという状況が見受けられまして、先ほど事務長の説明のとおり、１３対１という看護の体制を維持できないという体制を見込まれることが懸念されるところでもありますので、次年度に向けては、ぜひ予算の協議の中で、こういう形の予算計上も含んだ中身を計上していく必要も考えていかなければならないかなということは、私と事務長の間では議論をしているところでもありますので、新年度の予算編成に向けて、第一義は募集をかけて新規の正職員を採用していくということでありますが、状況によっては今年と同じような状況ということを繰り返すことも心配されますので、そういう場合の対応についても、予算の中で対応できるようなことは予算化に向けて検討していかなければならないというふうに思っております。

○議　　長

ほかに質疑はありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範議員

同僚議員の関連でお聞きしたいと思います。

大体概要が分かりました。２名募集しているということなので、今回派遣会社から２名を６カ月間応援で来てもらうということですが、なかなか募集に応じてくれないという状況の中で、この２名の人が正規な募集に応じてもらうような体制というのは、これは派遣会社との縛りの中で、それは可能性がないのですか。きちんと資格を持った人だとは思うので、そういうようなことは全く可能性がないと。引き抜きといったら変だけれども、そんなことにならないかもしれませんが、そういう可能性はないのですか。

○議　　長

下山病院事務長。

○下山町立病院事務長

今回派遣いただく看護師２名は、これから面接を経て１０月１日から来てもらうように、まさに今日、明日から頼むのですけれども、そういった中で、派遣会社の体系なのですが、今回大樹町立病院が利用しようとしている派遣会社、いろいろな派遣会社が実は昭和６０年の派遣法の制定時からすごい会社がいっぱいありまして、今年４月からだけでも９件ぐらい紹介があります。

その中でも、管内の公立病院において利用されている評判のいい会社に頼もうとしているのですが、そこは紹介があった業者の中で一番安くて、紹介料は看護師の報酬の１０％というのがベースになっています。業界の中では、通常は２０％が標準らしく、高いところでは３０％というところもあります。

今回、来ていただけると思われる２名の看護師を４月から正規職員としていった場合なのですけれども、業者のルールでいきますと、継続してうちの正職員となった場合には、想定年収の１０％をさらにいただきますよということになっています。なので、令和３年４月から働けるとその看護師がなった場合には、令和４年度の想定年収の１０％を令和３年度の４月、５月に支払いしなければならないという向こうの応援会社のルールになっております。採用できないということではないのですが、それなりの料金がかかるということになっております。

○議　　長

菅敏範君。

○菅敏範議員

システムは分かりました。それは相手のシステムではどうにもならないかもしれませんが、ただ、先ほど町長も言われましたように、募集しているけれども全く応募がないと。広くオープンで募集するよりも、そういう経験者がちゃんと来てくれる人がいるのであれば、

そういうのが一番手っ取り早い方法ということも考えられるので、その辺は検討の課題ではないのかなというふうに思いますので、お金の関係はありますけれども、常に募集しても来ない、来ないと言っているよりも、可能性としてあるのであれば、１つの道としての模索でないかと思うので、そこは検討していくべき手段かなと思いますので、その辺は今後の課題として、ぜひ検討していただきたいというふうに思います。

○議　　長

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第８７号令和２年度大樹町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第１号）についての件を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第２１　議案第８８号

○議　　長

日程第２１　議案第８８号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第８８号について、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてをお願いするもので、対象地区は生花辺地であります。

最初に、議案を朗読いたします。

議案第８８号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について。

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第３条第１項の規定に基づき、生花辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり策定する。

次のページの計画書の内容でありますが、１番目の辺地の概要及び２番目の公共的施設の整備を必要とする事情については記載のとおりであり、対象とする集会施設は生花行政区会館であります。

３番目の公共的施設の整備計画の期間は、令和２年度から令和６年度までの５年間、施設名は集会施設、行政区会館であり、事業費８，７９１万８，０００円のうちの８，７９０万円を辺地対策事業債の予定額とするものであります。

令和３年度に生花簡易郵便局を併設した生花行政区会館の改築と今年度地質調査を含めた実施設計を行うための財源として、財政的に有利な辺地対策事業債を活用するための辺地計画策定について知事との協議が整いましたので、今回ご提案するものであり、ご審議の上議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議　　長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第８８号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第２２　議案第８９号から日程２６　議案第９３号

○議　　長

日程第２２　議案第８９号から日程第２６　議案第９３号まで、いずれも工事請負契約の締結についての５件は、同一事業に関する契約ですので、一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま一括議題とされました議案第８９号から議案第９３号までの提案理由のご説明を申し上げます。

最初に、議案第８９号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、工事請負契約の締結についての議決をお願いするもので、工事名は 大樹町役場庁舎建設工事（建築主体）。

工事の施工場所は、大樹町東本通３３番地。

契約方法は、指名競争入札。

契約金額は１０億７，０３０万円。

契約の相手先は、川田・髙橋・菊池特定建設工事共同企業体、代表者、帯広市東５条南５丁目１番地、川田工業株式会社、代表取締役川田章博。

工事内容は、鉄筋コンクリート造り、地下１階、地上３階建て。鉄骨造り、平屋建て。

建築面積１，０２７．９３平方メートル。

延べ床面積２，９４７．６１平方メートル。

工期は、契約締結日の翌日から令和４年１月１４日までであります。

次に、議案第９０号につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、工事請負契約の締結についての議決をお願いするもので、工事名は 大樹町役場庁舎建設工事（電気設備）。

工事の施工場所は、大樹町東本通３３番地。

契約方法は、指名競争入札。

契約金額は３億５，１０８万２，６００円。

契約の相手先は、勝海・北口・神山特定建設工事共同企業体、代表者、広尾郡大樹町字下大樹１８９番地２５、勝海電気株式会社、代表取締役勝海敏正。

工事内容は、大樹町役場庁舎建築工事一式等に伴う電気設備工事で、受変電設備一式のほか２０の設備一式で、記載のとおりであります。

工期は、契約締結日の翌日から令和４年１月１４日までであります。

次に、議案第９１号につきましては、工事請負契約の締結についての議決をお願いするもので、工事名は、大樹町役場庁舎建設工事（機械設備）。

工事の施工場所は、大樹町東本通３３番地。

契約方法は、指名競争入札。

契約金額は３億１，９００万円。

契約の相手先は、奥原・北海道アルファ・田中特定建設工事共同企業体、代表者、帯広市西２０条北１丁目３番３０号、株式会社奥原商会、代表取締役奥原宏。

工事内容は、大樹町役場庁舎建築工事一式等に伴う機械設備工事で、空気調和設備一式のほか１１の設備一式で、記載のとおりであります。

工期は、契約締結日の翌日から令和４年１月１４日までであります。

次に、議案第９２号につきましては、工事請負契約の締結についての議決をお願いするもので、工事名は、大樹町役場庁舎建設工事（地中熱設備）。

工事の施工場所は、大樹町東本通３３番地。

契約方法は、指名競争入札。

契約金額は２億８，９１９万円。

契約の相手先は、有我・上野特定建設工事共同企業体、代表者、空知郡上富良野町中町３丁目２番１号、株式会社有我工業所、代表取締役有我充人。

工事内容は、大樹町役場庁舎建築工事一式等に伴う地中熱設備工事で、地中熱交換機械設置一式のほか３設備・設置一式で、記載のとおりであります。

工期は、契約締結日の翌日から令和４年１月１４日までであります。

次に、議案第９３号につきましては、工事請負契約の締結についての議決をお願いするもので、工事名は、大樹町役場庁舎建設工事（外構第１工区）。

工事の施工場所は、大樹町東本通３３番地。

契約方法は、指名競争入札。

契約金額は１億３，００７万５，０００円。

契約の相手先は、播磨・髙橋・エフリード特定建設工事共同企業体、代表者、広尾郡大樹町柏木町１３番地の５、播間建設工業株式会社、代表取締役播間淑晃。

工事内容は、舗装工は、第１駐車場が面積２，２４５．５平方メートル、第１、第２号道路が延長１４１．９メートル、擁壁工が２か所、排水構造物工が一式、構造物撤去工で（舗装・付属施設）１式。

工期は、契約締結日の翌日から令和４年１月１４日までであります。

なお、それぞれの議案下段に条例の関係部分を抜粋して掲載しておりますので、ご参照の上議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議　　長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認め、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第８９号工事請負契約の締結についての件の討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第８９号工事請負契約の締結についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより、議案第９０号工事請負契約の締結についての件の討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第９０号工事請負契約の締結についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより、議案第９１号工事請負契約の締結についての件の討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第９１号工事請負契約の締結についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより、議案第９２号工事請負契約の締結についての件の討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第９２号工事請負契約の締結についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより、議案第９３号工事請負契約の締結についての件の討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第９３号工事請負契約の締結についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第２７　議案第９４号

○議　　長

日程第２７　議案第９４号工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第９４号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、工事請負契約の締結についての議決をお願いするもので、工事名は 多目的航空公園倉庫新築工事。

工事の施工場所は、大樹町字美成１７０番地１の内。

契約方法は、指名競争入札。

契約金額は９，９００万円。

契約の相手先は、広尾郡大樹町松山町８番地２６、株式会社髙橋工務店、代表取締役髙橋勝則。

工事内容は、鉄骨造り、平屋建て。

建築面積２２６．２０平方メートル。

延べ床面積２０１．８２平方メートル。

工期は、契約締結日の翌日から令和３年３月２３日までであります。

なお、議案下段に条例の関係部分を抜粋して掲載しておりますので、ご参照の上議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議　　長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

先ほど、可決された５件については、財源はほとんどが特定財源と一般財源の公金で契約金にしていたのですけれども、この件だけは、３月定例会において国の国庫補助金と企業版のふるさと納税の賄いで５，１００万円ずつの約１億３００万円で工事請負契約をしまして、それで繰越明許費で６月に寄附金と国庫補助金を歳入で見ているのですけれども、今回は９，９００万円ということなので、単純にこれを国庫補助金の２分の１、あと残りの寄附金の２分の１でいいのか。

それと、一番気になるのは、寄附金が多分集まったから契約したと思うのですけれども、その辺がどうなっているのか。入札したので、もし寄附金が充当しない場合、契約していただくと、今回令和２年度の予算において歳入の寄附金で見ていますので、一般財源で持ち出しになってしまうのか、そういう解釈で捉えていいのか、その辺についてまずお聞きしたいのですけれども。

○議　　長

酒森町長。

○酒 森 町 長

この件につきましては、今、議員のご指摘のとおり、予算をお認めいただいて、今回工事請負契約まで事務作業を進めてまいったということであります。

当初から国の交付金事業を活用し、国の交付金を事業費の２分１、そして残りの財源については企業版のふるさと納税を活用させていただくということで予算の段階で説明をさせていただき、お認めをいただいたところでもあります。

この執行にあたっては、そのもくろみは変更してございませんので、国の交付金、または

企業版のふるさと納税を活用して、この工事の事務事業を行っていきたいというふうに思っており、企業版のふるさと納税につきましても、相手方の企業のほうともいろいろ相談をさせていただき内諾をいただいておりますので、この形で執行できるというふうに思っております。

○議　　長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

わかりました。

では、事業費は２分の１、２分の１でいいということですね。

それで、今の町長の答弁からいくと、企業版のふるさと納税でいくのだと。そこは鋭意努力しながら何とか集めるのだと言っていても、今回入札してしまったら、お金払わなければならないですね。今の説明からいくと、寄附金は恐らく満度には集まっていないのかなと推測するのですよ。そうすると、その不足分をどうやって捻出していくのか。繰越明許費の一般歳入で見ていますので、これは一般会計で一時払っていくしかないのかなと、私はそう思っているのですけれども、その辺のことを聞きたいのと。

もう１つ、今、町長の説明でいくと、十分に集まっていないような気はするのですけれども、そこまでしてこの工事をしなければならない理由は何なのか。企業版ふるさと納税と国庫補助金で賄うのですから、あくまでそうでしたら、私はきちんと財源を確保してから事業を遅らせるなりしてやるのが本来の筋であり、そう思うのですけれども。

それに併せて、４月にうちの職員を１名派遣しているのですよね。新会社の設立と資金調達のため。その辺の事業の中身はどうなっているのか、それを聞きたいのですけれども。

○議　　長

酒森町長。

○酒 森 町 長

今回、多目的航空公園の倉庫を新築するにあたって、交付金の事業を活用していきたい。そして、残りについては企業版のふるさと納税を活用させていただきたいという説明の内容での予算をお認めいただいて今現在ここまできております。

議員がご質疑でご心配をいただいているとおり、企業版のふるさと納税の在り方については、ご心配をおかけしている部分もありますし、財源をきちんとまだ確保されていない中で事業を執行していくということはどうなのかというところのご議論はよくわかります。この事業につきましては、来年度以降も国の交付金事業を活用しながら企業版のふるさと納税で射場の整備を進めていくということがありますので、次年度以降については、財源の目処が立った中身で事業を執行していければなというふうにも考えているところでもあります。

企業からのふるさと納税の寄附金をどのタイミングで私どものほうにお納めいただけるかという段階で、工事の進捗とその段階がうまく合致すれば、工事の代金の決済までに寄附金をいただいて、それに基づいて支払っていくということも可能だというふうには思います

が、ひょっとすると、その段階でまだ企業のほうから寄附金を納めていただけないということも万が一そういう想定もありますので、その段階については、どういう形で、立て替えて支払いをしていくかということについては、また財政当局とも相談をしながら進めていかなければならないかなというふうに思っております。

今現在、４月から札幌のＨＡＰの事務所に私どもの職員１名配置をしております。また、大樹町の射場の航空宇宙の取り組みに対しご協力をいただいている企業からも１名の職員をＨＡＰのほうに派遣をして、計２名で今現在札幌に勤務し、射場の整備に向けた取り組みを進めているところでもあります。

今年の４月以降、３月と言ってもいいかもしれません、コロナの感染症の関係でその活動が数カ月間ままならない状況が続きましたが、今現在は、感染予防対策をしっかりと講じた中で、当初のもくろみにあります大樹町が進める射場の整備の目的に向けて事務事業を進めておりますので、今後その検討の結果も含めて、来年度以降の交付金事業の在り方、計画等については、計画を策定し、交付金事業をさらに進めていければなというふうに思っております。

財源の確保の部分では、私どもも今回企業版のふるさと納税を活用させていただくということで新たな取り組みであったということも含めて、いろいろご心配をおかけしているということは重々承知しておりますので、ご心配が実際のことにならないような、そういう対応を取っていきたいというふうに思っておりますので、今回の契約につきましては、ご理解を賜りたいというふうに思います。

○議　　長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

町長の言うことは分かりました。でもやっぱり、ここでこれを否決してしまうと今後の大樹町の入札にも結構影響しますので、多分否決はできないだろうと思うのですけれども。

ただ、財源確保できない中で、こういう大きな事業をやるというのは、特に寄附金というのは水物ですよね。いつか分からない。でも、工事の進捗状況とうまく寄附金が合致してくれればいいけれども、それがずれてくる、空いてくると、繰越明許費で今年の歳入を見ていますので、これをまた次年度に繰り越すということはあり得ないので、何だかんだ令和２年度の決算の中で賄わなければいけないと。

そうすると、先ほど町長が言ったように、一時払いというか、普通はそんなことしてはいけないと思うのですよね。それをやってしまうと、もし穴が空いた場合、多分１２月ぐらいには、はっきりすると思うのですけれども、歳入欠陥が生じた場合、これは大変なことになるのですよ。そのときはきちんと町長の責任ある答弁をお願いしたいと思います。

もう１点は、来年度以降、事業として滑走路も予定していますので、先ほど町長が言いましたように、こういう企業版のふるさと納税、国庫補助金は財源を確保してから事業を執行していただきたいと。我が町もそんなに一般財源が豊かでありませんので、やっぱり財源を

確保してからやるのが、今、町長が言ったようにその辺はしっかりお願いするのと。

もう１点は、今回のＨＡＰのインフラの整備も、道全体では１０月に新しい会社をつくるということで、新聞報道では５０億円という想定額でインフラ整備を見ているのですよね。これは我が町の一般会計の中で、入って、出ていってという、そういう我々の一般会計の中の領域ではないと思うのですよね。これは、きちんと北海道、自治体が中心となって進めていくという、我々は脇のサポート役という、我々の町の会計上はそういうシステムが一番いいと思うのですよ。その辺について最後お願いいたします。

○議　　長

酒森町長。

○酒 森 町 長

答弁の繰り返しになりますが、今回の工事につきましては、新たな取り組みであるということ、また交付金以外の財源を企業版のふるさと納税で見込んでいるというところで、本当にご心配をおかけしているというふうに思っておりますので、今後、また事業を進めるにあたっては、しっかり財源を確保した中で計画なりをご提示し、事業を進めていくということはお誓いをしたいなというふうに思っております。

今回この事業を行うにあたって、国の交付金事業を活用するという考え方で進めるにあたっては、やはりＨＡＰではなくて私どもが事業主体にならざるを得ないということもありますので、その点についてもご理解をいただきたいというふうに思っておりますし、今回のこの事務事業に関わらず、全ての事務事業の責任は私にあるということでありますので、私の責任においてしっかりと対応を図っていくということをこの場で私のほうから明言をさせていただきたいと思います。

○議　　長

ほかに質疑はありませんか。

村瀬博志君。

○村瀬博志議員

町長から先ほど、お認めもらいましたという件がありました。そういった部分で、その前段でありましたけれども、私たち議員の会議の中でるる説明がありました。

そういった中で、私、その部分、この事業の半分は寄附ですよと。齊藤同僚議員も申していましたけれども、半分は寄附ですよと。こういうことで大丈夫なのですかということを申し上げました。そういった部分で、やはり齊藤議員が申したとおりに、寄附で事業の半分を賄いたいということというには、町長も言っていましたけれども、大変不安なところです。そういった部分で、この部分というのは……。

○議　　長

簡潔に、もう少し的確に言ってください。

○村瀬博志議員

そういった部分で、私たちが認めるということもありますけれども、このことは最終的に

は町民に負荷がかかるようなことのないように、切にお願いをして終わりたいと思います。

○議　　長

酒森町長。

○酒 森 町 長

今、村瀬議員からも、同僚議員であります齊藤議員のご質疑の中であったご意見を賜ったところです。

ご心配をおかけしているというところについては、申しわけなく思っておりますが、そのご心配が杞憂に終わるような、そういう当初のもくろみどおりに事業を進めるべく私の責任において執行してまいりたいと思いますのでご理解をお願いいたします。

○議　　長

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第９４号工事請負契約の締結についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。

休憩　午後　３時０５分

再開　午後　３時１５分

○議　　長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第２８　議案第９５号

○議　　長

日程第２８　議案第９５号財産の取得についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第９５号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、財産の取得についての議決をお願いするもので、取得しようとする財産の種類は、物品。

名称は、ワンタッチパーティション（カーテンタイプ）。

数量は１５０台。

取得金額は８２８万３，０００円。

取得の方法は、指名競争入札による物品売買契約。

取得の相手方は、大樹町高校通２６の６２、株式会社清信商店、代表取締役清信一士であります。

参考といたしまして、納入期限は令和３年３月３１日であります。

なお、議案下段に条例の関係部分を抜粋して掲載しておりますので、ご参照の上議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議　　長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第９５号財産の取得についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第２９　議案第９６号

○議　　長

日程第２９　議案第９６号財産の取得についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第９６号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、財産の取得についての議決をお願いするものであります。

取得しようとする財産の種類は、物品。

名称は、児童生徒用タブレット端末。

数量は４０２台ほか一式。

取得金額は３，９３８万円。

取得の方法は、指名競争入札による物品売買契約。

取得の相手方は、帯広市西１９条南１丁目４番地２２、大丸株式会道東支店、支店長畠中裕司であります。

参考といたしまして、納入期限は令和３年３月３１日。

仕様概要は、記載のとおりであります。

なお、議案下段に条例の関係部分を抜粋して掲載しておりますので、ご参照の上議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議　　長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

仕様概要がありますけれども、どこ製の製品かだけ教えてください。

○議　　長

瀬尾学校教育課長。

○瀬尾学校教育課長

今回導入するタブレットにつきましては、ＧｏｏｇｌｅＣｈｒｏｍｅｂｏｏｋという仕様のものを導入する予定となってございます。

以上でございます。

○議　　長

鈴木総務課長。

○鈴木総務課長

ここの仕様概要に記載しております、Ｌｅｎｏｖｏというところが会社の名前になってございます。

○議　　長

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

生産国はどこですか。

○議　　長

鈴木総務課長。

○鈴木総務課長

生産国は、中国になっております。

○議　　長

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第９６号財産の取得についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第３０　議案第９７号

○議　　長

日程第３０　議案第９７号財産の処分についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第９７号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、財産の処分についての議決をお願いするもので、処分しようとする財産の種類は、立木。

所在地は、大樹町字萠和４５３番地１外。

種別及び数量は、トドマツ２，４３５立方メートル、カラマツ３３４立方メートル、広葉樹２３立方メートル。

処分金額、８２５万円。

処分の方法は、指名競争入札による立木売買契約。

処分の相手方は、大樹町字下大樹２２５番地、大樹町森林組合、代表理事組合長水谷隆司であります。

参考といたしまして、立木の搬出期限は、令和３年３月１９日であります。

なお、議案下段に条例の関係部分を抜粋して掲載しておりますので、ご参照の上議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議　　長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第９７号財産の処分についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第３１　認定第１号から日程第３８　認定第８号

○議　　長

日程第３１　認定第１号令和元年度大樹町一般会計決算認定についてから日程第３８　認定第８号令和元年度大樹町立国民健康保険病院事業会計決算認定についてまで、以上８件を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました認定第１号から認定第８号まで、一括上程されました事件について提案理由のご説明を申し上げます。

認定第１号は、令和元年度大樹町一般会計の決算認定であります。

認定第２号から認定第６号までは特別会計で、認定第２号は令和元年度大樹町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）、認定第３号は令和元年度大樹町後期高齢者医療特別会計、認定第４号は令和元年度大樹町介護保険特別会計、認定第５号は令和元年度大樹町介護サービス事業特別会計、認定第６号は令和元年度大樹町公共下水道事業特別会計の決算認定。

認定第７号と認定第８号は公営企業会計で、認定第７号は令和元年度大樹町水道事業会計、認定第８号は令和元年度大樹町立国民健康保険病院事業会計の決算認定であります。

先に会計管理者から決算書の提出がありましたので、水道事業と病院事業については６月３日に、一般会計と５特別会計については７月１３日にそれぞれ審査をお願いすべく監査委員に提出をいたしました。

監査委員におかれましては、６月１０日から８月７日まで延べ３５日間にわたり内容の審査をいただき、お配りしている審査意見書の提出をいただきましたので、今回これら８会計の決算認定をお願いするものであります。

提案させていただきました決算について、ご審議の上認定賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議　　長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

◎日程第３９　監査委員審査意見書

○議　　長

日程第３９　監査委員審査意見書についての件を議題といたします。

令和元年度大樹町一般会計並びに７特別会計の決算について、議会運営基準第６０の規定により、監査意見の説明を求めます。

澤尾代表監査委員。

○澤尾代表監査委員

それでは、地方自治法第２３３条第２項の規定に基づき、審査に付されました令和元年度大樹町一般会計外５特別会計決算に関する審査結果につきまして、意見書の朗読によりご説明申し上げます。

令和元年度大樹町一般会計外各会計決算審査意見書。

１、審査の対象ですが、令和元年度大樹町一般会計歳入歳出決算書、令和元年度大樹町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）歳入歳出決算書、令和元年度大樹町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書、令和元年度大樹町介護保険特別会計歳入歳出決算書、令和元年度大樹町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算書、令和元年度大樹町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書。

２、地方自治法第２３３条第２項の規定に基づく、令和元年度一般会計外各特別会計決算書の提出を受けた年月日でありますが、いずれも令和２年７月１３日付であります。

３、審査の期間。

令和２年７月１４日から８月７日までのうち述べ２３日間。

４、審査の概要でありますが、令和元年度大樹町一般会計外各特別会計の決算審査にあたっては、提出されました歳入歳出決算書、同決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、町債に関する調書及び基金に関する調書について、計数に誤りはないか、予算の執行において関係法令に従い適正かつ効果的に執行されているかなどに主眼を置き、それぞれの関係諸帳簿及び証拠書類の照合並びに住民福祉の増進という町行政の本旨に沿った執行が行われているかなどについて審査を実施したところであります。

５、審査の結果でありますが、審査に付されました一般会計並びに各特別会計の歳入歳出決算書、同決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、町債に関する調書及び基金に関する調書は法令に準拠して作成されており、所定の期間内に出納閉鎖がなされ、現金預金高、有価証券などの確認とそれぞれの関係諸帳簿及び証拠書類と照合精査した結果、計数に誤りはなく、正確であり、かつ関係法令にも適合しており、予算の執行もおおむね適切に行われたものと認めるものであります。

なお、会計ごとの決算内容につきましては、審査意見書にまとめさせていただきましたので、朗読説明は省略させていただきます。

続きまして、地方公営企業法第３０条第２項の規定に基づき審査に付されました令和元年度大樹町水道事業会計並びに大樹町立国民健康保険病院事業会計決算に関する決算書ほかの審査結果につきまして、先ほど同様、意見書の朗読をもって報告させていただきます。

令和元年度大樹町水道事業会計、大樹町立国民健康保険病院事業会計決算審査意見書。

第１、地方公営企業法第３０条第２項の規定に基づく令和元年度の各事業会計決算書の提出を受けた年月日ですが、ともに令和２年６月４日付であります。

第２、審査の実施年月日は、令和２年６月１０日から６月２５日までのうち延べ１２日間であります。

なお、物品管理業務監査、棚卸監査ですが、令和２年３月３１日に実施しております。

第３、審査の概要でありますが、両事業会計の決算審査にあたりましては、提出された決算書、財務諸表（事業損益計算書、事業剰余金及び欠損金処理計算書、事業貸借対象表）、財務諸表附属書類及び会計諸帳簿、会計伝票、証拠書類、諸契約書などを照合審査するとともに、例月出納検査の現金、預金残高との関連をはじめ、計数に誤りはないか、地方公営企業法第３条の経営の基本原則に基づいて執行されているかなどに主眼を置き、審査をいたしました。

第４、審査の結果でありますが、審査に付されました各事業会計の決算は、いずれも定められた期間内に出納閉鎖がなされており、所定の様式に従い、整備されております。

会計事務における計数は正確であり、かつ予算の執行もおおむね適正であると認めたところであります。

以下、両事業会計に関する経営の概況、事業の状況、経営の状況、未収金の状況などにつきましては、意見書に記載のとおりでありますので、後ほどお目通しいただきたく、以上をもちまして、審査意見の説明とさせていただきます。

○議　　長

これをもって、審査意見書の説明を終わります。

◎日程第４０　決算審査特別委員会設置・付託

○議　　長

日程第４０　決算審査特別委員会設置・付託についての件を議題といたします。

お諮りします。

認定第１号から認定第８号までの８件につきましては、議長と議会選出監査委員を除く１０名をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに審査を付託するとともに、必要に応じ本委員会に地方自治法第９８条に定める検査・検閲等の請求権を付与することとしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

ご異議なしと認めます。

よって、認定第１号から認定第８号の８件は、決算審査特別委員会に付託の上、審査することに決しました。

◎休会の議決

○議　　長

お諮りします。

大樹町議会運営基準第２０の２の規定に基づき、明日９日は休会としたいと思います。

また、ただいま設置されました決算審査特別委員会において、令和元年度大樹町一般会計並びに７特別会計の決算審査を行うため、９月１４日から１７日までの４日間を休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

ご異議なしと認めます。

よって、明日９月９日、１日間並びに９月１４日から１７日までの４日間を休会とすることに決しました。

なお、先ほど設置されました決算審査特別委員会は、委員会条例第８条第１項の規定に基づき、議長により、本日の会議終了後、本議場において開催するよう指定いたします。

◎散会の宣告

○議　　長

これをもって、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

散会　午後　３時３６分

令和２年第３回大樹町議会定例会会議録（第２号）

令和元年９月１０日（木曜日）午前１０時開議

○議事日程

第　１　会議録署名議員指名
第　２　一般質問

○出席議員（１２名）

１番　寺　嶋　誠　一	２番　辻　本　正　雄	３番　吉　岡　信　弘
４番　西　山　弘　志	５番　村　瀬　博　志	６番　船　戸　健　二
７番　松　本　敏　光	８番　西　田　輝　樹	９番　菅　　敏　範
１０番　志　民　和　義	１１番　齊　藤　　徹	１２番　安　田　清　之

○欠席議員（０名）

○地方自治法第１２１条により出席した者の職氏名

町　　長	酒　森　正　人
副　町　長	黒　川　　豊
総　務　課　長	鈴　木　敏　明
総 務 課 参 事	杉　山　佳　行
企画商工課長兼地場産品研究センター所長	伊　勢　厳　則
企画商工課参事	大　塚　幹　浩
住　民　課　長	林　　英　也
保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立尾田認定こども園長兼学童保育所長	井　上　博　樹
保健福祉課参事	瀬　尾　さとみ
農林水産課長兼町営牧場長	佐　藤　弘　康
町 営 牧 場 参 事	梅　津　雄　二
建設水道課長兼下水終末処理場長	水　津　孝　一
会計管理者兼出納課長	小　森　　力
町立病院事務長	下　山　路　博
特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長	明日見　由　香

＜教育委員会＞

教　育　長	板　谷　裕　康

学 校 教 育 課 長	瀬　尾　裕　信
学校給食センター所長	楠　本　正　樹
社会教育課長兼図書館長	清　原　勝　利

＜農業委員会＞

農 業 委 員 会 長	穀　内　和　夫
農業委員会事務局長	吉　田　隆　広

＜監査委員＞

代 表 監 査 委 員	澤　尾　廣　美

○本会議の書記は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	松　木　義　行
主　　事	八重柏　慧　峻

開議　午前１０時００分

◎開議の宣告

○議　　長

ただいまの出席議員は、１２名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第１　会議録署名議員指名

○議　　長

日程第１　会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２４条の規定により、議長において、

１０番　志　民　和　義　君

１１番　齊　藤　　徹　君

１番　寺　嶋　誠　一　君

を指名いたします。

◎日程第２　一般質問

○議　　長

日程第２　一般質問を行います。

先に質問の通告がありましたので、これより順次発言を許します。

はじめに、４番西山弘志君。

○西山弘志議員

ただいま、議長より許可をいただきましたので、先に通告しておりました、高齢者の交通手段の確保について、３点ほどお伺いします。よろしくお願いします。

今の人口減少の中、高齢化社会を支える上で、高齢者が自立した生活を営むための移動手段について真剣に考えるときが来たと思います。高齢者にとって住みやすいまちづくりのため質問させていただきます。

１点目、帯広広尾区間のバス運賃の助成について質問します。

運転免許証や自動車を持たない高齢者が町外に出るための公共交通機関は、現在、路線バスのみです。買い物や通院などで往復したり定期的に乗車すると、料金も結構な金額になります。路線バス帯広広尾区間のバス運賃助成など、高齢者の足を確保し、経済負担も軽減できるのではないかと思いますが、町長の考えをお願いします。

２点目に行きます。ふれあいバスの市街地運行について質問します。

現在、町では、ふれあいバス、通院バスが運行されていますが、高齢者のために必要な各所を繋ぐような地域に密着した路線を考えていくべきだと思います。町として、これからの

高齢者の生活の移動手段をどのように考えているかお聞きいたします。

３点目、タクシー利用券の見直しについてお伺いします。

現在、町で助成しているタクシー利用券ですが、この制度の対象に該当するには審査が厳しいため利用することが難しいとの声があります。タクシー券の制度の審査を緩和する考えはないか、町長にお聞きします。

○議　　長

酒森町長。

○酒 森 町 長

それでは、西山議員ご質問の高齢者の交通手段の確保について、お答えをいたします。

１点目の「帯広広尾区間のバス運賃の助成について」でありますが、運転免許証や自家用車を持たない方の町外への移動手段は、十勝バスに頼らざるを得ないという状況であります。

現在、大樹帯広間のバス運賃は、大人で片道１，５００円、往復では３，０００円となっておりますが、十勝バスでは、６０歳以上で運転免許証を自主返納された方のバス運賃を半額にするという制度を設けているところであります。

町では、運転免許証の自主返納者に対する支援として、６５歳以上の方に運転経歴証明書の交付手数料１，１００円を助成しているところですが、今後、助成内容の拡充を検討することとしておりますので、バス運賃の助成も含め、総合的に検討してまいりたいと考えております。

２点目の「ふれあいバスの市街地運行について」でありますが、ふれあいバスについては、市街地以外の住民の方の交通確保を図るため、スクールバスの余席を活用する形で運行し、通院や買い物、高校通学などに利用されております。

ふれあいバスの市街地運行については、路線バスやタクシーと競合するなどの理由から実施しておりませんが、高齢者や運転免許証を持たない方などの交通手段の確保を図るため、今年度、地域公共交通会議において、当町に合った利便性の高い公共交通の在り方を検討してまいります。

３点目の「タクシー利用券の見直しについて」でありますが、高齢者等通院交通費助成は、町内外の医療期間に通院するための交通手段の確保が困難である７０歳以上の高齢者、または６０歳から６９歳までの下肢や体幹に障害がある方などを対象としております。

申請につきましては、本人や家族からの申請のほか、民生委員や各居宅介護支援事業所のケアマネジャー等からも情報提供いただきながら、随時、取り進めております。

また、利用者の審査につきましては、民生委員からの意見や家族の支援状況などを勘案し決定しておりますので、今のところ見直す考えはありません。

今後も、支援が必要な方に必要なサービスを提供してまいりたいと考えております。

○議　　長

西山弘志君。

○西山弘志議員

今の１点目の質問でございますが、町長にお聞きしたいのは、十勝バスは６０歳以上で運転免許証を自主返納された方のバス運賃を半額にするという制度を設けております。町では、運転免許証の自主返納に対し、支援として６５歳以上の方に１，１００円助成しております。免許証を返納すれば、十勝バスの料金が半額になります。しかし、昔から免許証を持たない人とか、特に女性の方が多い半額制度の前の人は、十勝バス料金が全額負担、納得できないと思います。不公平ではないかと思います。免許証を返納した人も、昔から免許を持たない人も、平等でなければならないと考えます。免許証を返納して半額の人と同じように助成を含む検討をしてもらいたいと思いますが。

○議　　長

酒森町長。

○酒 森 町 長

今、議員が再質問でお話しした内容については、そういう方々がいらっしゃるということであれば、ご不便は生じているのかなというふうに思っているところです。運転免許証の自主返納という制度につきましては、高齢化に伴って交通事故を防ぐという意味合いもあろうかなというふうに思っているところでもあります。

今後、先ほど私の答弁でも申し上げましたが、助成内容の拡充も含めて検討していきたいというふうな答弁をさせていただきましたので、その検討の中で、今ご質疑、再質疑でご意見のありました内容等についても含んだ中で、検討を進めていきたいというふうに思っております。

○議　　長

西山弘志君。

○西山弘志議員

検討してもらいたいと思います。

もう１つ、他の自治体では、広尾線十勝バスの無料化が始まっています。７０歳以上を対象に、買い物、通院などを利用する十勝バス広尾線を基本、無料で乗車できます。元気で健康に過ごしてもらうため、外出機会を助成によって高齢者の交通手段の足を確保しています。町としては、広尾線十勝バス運行助成で十勝バス無料の考えはあるかをお聞きしたい。

○議　　長

酒森町長。

○酒 森 町 長

前段申し上げたとおり、今の制度の拡充を進めるというところの検討はしていかなければならないかなというふうに思っているところです。

今年度に入りまして、南十勝の町村でも十勝バスの利用について、ある程度の制約、条件はあると思いますが、無料にしたというところもお聞きをしているところです。どういう目的でどういう内容で無料化にしたというところについて私は掌握しておりませんが、先日、

他の南十勝の首長とお会いしたときに無料化の話になりまして、「南十勝でも本当は足並みが揃えられれば一番いいのだけれどもね」みたいなこともご発言がありました。

ただ、やはり財政負担が伴うことでもありますので、その辺については、慎重に議論して進めるべき項目だなというふうに思っており、今現在、十勝バスでの無料化というところの考えにはまだ至っていないという状況であります。

○議　　長

西山弘志君。

○西山弘志議員

ありがとうございます。では、しっかり検討して、よろしくお願いします。

それでは、２点目に入らせてもらいます。

今年度、地域公共交通会議において、当町にあっても利便性の高い公共交通の在り方を検討するとありましたが、検討する前に、今の町長の考えをお聞きいたします。

大樹町では、ふれあいバス、通院バス、ことぶき大学のバスなど、市街地以外の住民の方の交通確保を図っています。最近、地域を回って特に感じるのは、高齢者の増加です。車を運転できるうちは多少不便であろうが住んでいても困りはしないが、年を取って車を手放した場合、ふれあいバス、路線バスが主な足になります。これから車のない世帯が増加していくのは今後避け切れないと思います。こうした高齢者世帯の生活の足をどう確保するか。今後、町として取り組む政策課題だと考えます。こうした交通手段をどのように支援していくのか、お聞きします。

また、この制度を試験的に運行して、乗車内容、利用の意味などを聞きながら、検討も重ねてもらいたいと思います。

○議　　長

酒森町長。

○酒 森 町 長

昔、交通弱者といわれる方々というのは、市街地ではなくて、大樹町内でも市街地から離れた方々の交通弱者の皆さんに対する足の確保というところが論点ではありましたが、近年は、議員がおっしゃるとおり、町の中の市街地においても買い物や通院にご不便を感じていらっしゃる高齢者の方々がいらっしゃるということは、私も承知をしております。

そういう中で、大樹町では、自動運転を活用した足の確保対策について、国の事業を活用しながらモデル的に、実験的に運行を進めてきたところでもあります。町の中を巡回するバスというのは、市街地における交通弱者の高齢の方々、または交通手段を持たない方々にとっては一助となるかなという反面、それとて路線が限定されますので、事細かに家の前までそういうバスが出入りできるかという状況にはなかなかなり得ないというふうにも思っており、交通弱者の足を確保していく方策として、１つの方策ではありますが、それが本当に住民の皆様にとって使い勝手のいい運行の在り方かどうかというのは、やはり検討すべき項目かなというふうに思っており、そういうことも含めて、地域公共交通会議の中で大樹町

に合った利便性の高い公共交通の在り方を検討していくということでありますので、今後、その会議での検討結果も踏まえて、大樹町に合った足の確保対策を講じていきたいというふうには思っております。

○議　　長

西山弘志君。

○西山弘志議員

今、高齢者の方々から市街地の巡回バスがあればという、やはり同じように声をたくさん聞きます。外出は最低限で、これにより人や社会との接触が少ない生活で、孤立化、ひきこもりなどでストレスがたまり、病気、認知症にかかり、医療費の負担が増える。巡回バスがあれば外出の機会も増え、人や社会に接し、元気で健康な暮らしができ、医療費の減額にもなると考えますが。

○議　　長

酒森町長。

○酒 森 町 長

繰り返しの答弁があるところはご容赦をいただきたいと思いますが、方法の１つとして巡回バスという方法もあろうかと思います。ただ、巡回バスとて、バス停がどこら辺に設置するか、利便性が高められるかというところも含めて、本当に使い勝手がいいかというところはやはり検討が必要かなというふうに思っております。

他の町村の例で申し上げますと、電話等で申し込んで玄関先まで迎えに来るというような運行の仕方もあるというふうにも聞いておりますし、地元の町なかでハイヤー、タクシー会社もございますので、そういうものを活用、拡充していく、使いやすく、使い勝手をよくするという方法もあろうかなというふうに思っておりますので、繰り返しで申し訳ありませんが、地域公共交通会議において、そういうところが多分検討されるというふうに思っておりますので、その検討の結果を見据えながら、どういう形で町が対策を講じられるかを方向づけていきたいというふうに思っております。

○議　　長

西山弘志君。

○西山弘志議員

それでは、地域公共交通会議がこれから行われるということで、ひとつよろしくお願いします。

それでは、３点目になります。

タクシー利用券の見直しについてですが、先ほどの答弁で、「今のところ見直しはないと。今後も支援が必要な方には必要な支援を提供していく」とあります。病気の治療のため、医療機関に通院する高齢者及び虚弱者老人に対し、通院にかかるタクシー代の一部を助成することにより通院手段を確保し、生活、安全、保健の向上を主たる目標としています。また、情報提供をいただきながら随時取り組んでいくと。

そこで、町長にお聞きしたいのが、こういう場合該当になるかという例なのですが、家族の中に車を所有している方がいる、その方は、助成は受けられない。しかし、家族の人たち全員が仕事で出払って家の中に弱者老人が１人になります。病気で治療に行く手段はタクシーです。通院弱者に対してタクシー券は該当になるかをお聞きします。

○議　　長

井上保健福祉課長。

○井上保健福祉課長

家族の方で自家用車をお持ちの方で通院等に支援ができないということのご質問でございますけれども、やはり在宅で生活している上では、やっぱり家族の支援が重要というふうに私達は考えております。したがいまして、極力家族の状況を確認していただいて、通院の回数もありますけれども、本当に行けないのかということも確認をして、どうしても行けないということであれば、その方も対象というふうには考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議　　長

西山弘志君。

○西山弘志議員

では、もう１つお聞きします。

病気治療のために医療機関に行くのに、シルバーカーを押しながら休み休み４０分かかって行きます。しかし、力尽きて帰りはタクシーになると。こういう場合はどうなのか。また、このような通院弱者が大勢いるので、これは該当になる、ならないは紙一重ではないかと思います。

○議　　長

井上保健福祉課長。

○井上保健福祉課長

基本的には、そのような方については、民生委員等ケアマネジャーも把握をされている方だと思っております。したがいまして、その辺の情報も確認をさせていただきますけれども、審査も行いますけれども、基本的には該当にはなるのではないかというふうに考えているところであります。

○議　　長

西山弘志君。

○西山弘志議員

それでは、通院弱者に対してタクシー券の制度の審査を緩和してもらいたい、これはお願いしたいと思います。

町長は、高齢者の福祉に対し大変力を注いでおります。これからも高齢者の交通手段の確保などをお願いし、これで質問を終わらせていただきます。

○議　　長

次に、８番西田輝樹君。

○西田輝樹議員

それでは､先に通告してあります地域おこし協力隊制度の活用についてご質問させていただきます。

今日、社会経済情勢は、新型ウイルスや少子高齢化による人口減少などにより、地域社会の維持、経営には大変厳しい状況になっております。そのような行政状況において、従来の対策だけでは対応が難しく、新たな人材の補充もその１つであると考えて、地域おこし協力隊の活用についてお聞きします。４つお願いしたいと思います。

１つ目は、町内における地域協力隊の活動状況についてお伺いいたします。

２番目は、十勝管内における協力隊の活動事例や人数についてお知らせください。

３番目は、町内における隊員の卒後状況についてお聞きします。

４番目については、今後の協力隊員の活用及び採用計画についてお伺いします。

よろしくお願いいたします。

○議　　長

酒森町長。

○酒 森 町 長

西田議員ご質問の地域おこし協力隊の活用について、お答えをいたします。

１点目の「町内における地域協力隊の活動状況について」でありますが、現在、地域おこし協力隊として活動しているのは２名。１名は、子ども交流推進員として、今年４月に委嘱し、南十勝長期宿泊体験交流協議会、通称ＳＴＥＰのスタッフとして活動しております。もう１名は、今年９月に委嘱したばかりで活動はこれからとなりますが、図書館や書店のプロデュースに関わってきたスキルを活かし､本を活用したまちおこしを目指して活動をしてまいります。

２点目の「十勝管内における協力隊の活動事例や人数について」でありますが、令和元年度における十勝管内の地域おこし協力隊員数は８５名で、活動事例としては、有害鳥獣被害防止や伐木作業などの農林業振興、キャンプ場管理運営などの観光振興、外国語指導助手やスポーツ教室などの教育振興など、様々な分野で活動されております。

３点目の「町内における隊員の卒後状況について」でありますが、これまで地域おこし協力隊を退任したのは１１名、退任後の状況はＳＴＥＰのスタッフ、経済団体勤務、起業などで５名が町内で活動しているほか、１名は結婚し、町内に居住しております。その他の５名は出身地などで活動していると聞いております。

４点目の「今後の協力隊員の活用及び採用計画について」でありますが、地域おこし協力隊の活用は、人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において、地域力の維持・強化に資する取り組みであり、有効な方策と考えております。

採用に向けた具体的な計画はありませんが､新たな視点や発想を持つ地域外の人材を受け

入れることで地域が活性し、退任後も町内定住に繋がるような活用を図ってまいりたいと考えております。

○議　　長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

それでは、知識もありませんので、前提条件でお聞きしたいことが何点かありますので、それを踏まえて、意見なり質問なり、次の段階に行きたいと思います。

地域おこし協力隊は、認識の中では交付税の中で措置されていて、おおむね４００万円ぐらいの国からの財政支援があるというふうに思っているのですけれども、そのことについて、国からの支援といいますか、特別交付税なのか通常の交付税なのか含めて、それから超過負担といいますか、町の超過負担なんかがあるのか、その点について、まずお聞きいたします。

○議　　長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長

地域おこし協力隊におけます国からの財政支援措置の関係でございますけれども、地域おこし協力隊の委嘱にあたっては、国から特別交付税措置がされるという形になっておりまして、昨年度までは、先ほど西田議員のおっしゃったとおり４００万円が上限となっておりましたが、今年度、令和２年度から、その上限額が上がりまして１人当たり４４０万円を上限とする制度となっております。

その４４０万円の中につきましては、隊員に対する報酬ですとか活動費などが盛り込まれるところでございますが、そのほか、隊員が卒業というか終わった後に、地域において新たに起業をするとかといったことにつきましては、上限１００万円に対して備品購入ですとか、いろいろな活動に際する費用も特別交付税で措置されるというような財政支援措置がございます。

町では、その範囲内で予算を組んでおりますので、町が交付税分を超過するというような負担は今のところございません。

以上でございます。

○議　　長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

国の今の４４０万円というのは、隊員のお給料というか報酬以外に、旅費だとかその他の活動費というのですか、動くための需用費的なものを含めて４４０万円というふうに町は考えているのですか。主に報酬の直接経費で４４０万円までは町では許容だというふうにして予算組みなり何なりされているのでしょうか。ちょっと細かいようですけれども、お聞きします。

○議　　長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長

４４０万円の中の内訳でございますけれども、給与にあたる報酬的な部分につきましては２４０万円を上限ということで、その分が昨年度は２００万円だったのですが、これが４０万円上がりまして２４０万円という形で、活動費につきましては旅費ですとか、そういった通常の協力隊として活動する経費の分として２００万円が上限となっているところでございます。

○議　　長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

では、以上のことを踏まえながら、さらにまた前提条件でお聞きしたいことがありますので、よろしくお願いします。

現行、協力隊員の方はお２人ということで分かりました。それで、採用の手順ですとかマッチングの部分が、いまいち分かりませんので、具体的に町が補正予算なりで、つい最近もお１人入られたのですが、その手順というのはどのような手順を踏まれて、採用に至ったのか。つい最近の事例がいいかなと思うのですけれども、その手順をお知らせください。

○議　　長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長

採用の手順に関してでございますけれども、今回、９月採用した方の例を申し上げますと、６月中旬に議会のほうで予算をお認めいただいた後に募集をかけまして、まず町のホームページで募集をかけさせていただきました。そのほかに、地域協力隊の北海道への移住といいますか、希望される方がよく見られます北海道移住交流促進協議会という協議会があるのですが、そこのホームページに大樹町の募集要項を掲載いたしまして、そこで広く全国的に、ご覧になる方が多いというサイトでございますので、そこで町の募集内容を掲示して募集を行ったというところでございます。

○議　　長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

後ほど、ちょっとお話しさせていただくことにも関係するのですけれども、ホームページで募集のときには、どのような業種だとか、どのようなことに期待するとかというような町からの意思表示というのはあるのでしょうか。

手元の資料なんかを見ても、マッチングの方法というのがいまいち分からなかったのですけれども、ホームページ上なり、北海道へ移住を希望するようなパターンのところにアクセスしたときに、当町ではこのような人材とかこのようなことでの活躍を期待するよというよ

うな、そういうふうなところまで告知というか募集内容をされているのか、お聞かせ願います。

○議　　長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長

地域おこし協力隊につきましては、町のほうで設置要綱を設けておりまして、協力隊の活動としては７つの項目にわたって、例えば１つとしては農林水産業の振興に係る活動、２つ目としては地域資源の発掘及び活用に係る活動、３つ目は自然環境の保全や生活環境の維持に係る活動など７つ、そしてその他として地域活力の維持増進に係る活動ということで８つの項目というのが要綱に定めておりまして、これらの要綱に沿った形で募集も同じような内容でこういうような活動をしてくださる方を募集したということでございまして、基本的には、こういうことをやりたいという隊員からの提案も含めて募集をしております。

以上でございます。

○議　　長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

８つの項目の中から隊員がエントリーされることが分かりました。

あともう１つ、ちょっと見えてこないかなと思ってお聞きしたいことは、町内で、現実的に私の知っている隊員で林業関係からそのままそこの協同組合に就職された方もいますけれども、その以前の、例えば町内のあれで牧場関係の人が欲しいよとか、水産関係のほうの人が人材を欲しいよとか、そういうふうな中の協議というのは、まずは来てもらうことが先かもしれませんけれども、役場の中の、庁内の体制についてはどのような手続を取られて採用に至るか、１つ確認させてください。

○議　　長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長

役場内の関係でございますけれども、役場の全課に対しまして地域おこし協力隊の活用についても周知をいたしまして、もしそれぞれの課で地域おこし協力隊が必要な業務といいますか、活動できるような内容について何かあれば申してほしいというような周知はしてございます。

以上でございます。

○議　　長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

次に、十勝管内の８５名の内訳を教えていただいたのですが、もう少し詳しく、例えば町村別の採用人数というか、活動人数だとか、このような活動内容だとかというような、そう

いうふうなことについては把握されているのでしょうか。把握されていれば、ちょっと町外の方のことですので、もしかしたら無理なことを言っているかもしれませんので、今の町村別ですとか活動内容なんかについての把握がされていれば、お知らせいただきたいと思います。

○議　　長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長

管内の地域おこし協力隊の人数は、先ほど町長からの答弁がありましたとおり、令和元年度で８５名という人数でございますが、管内で一番多く協力隊を採用されているところは新得町で１６名、そしてその次に上士幌町で１３名などというふうな形で、あと６名ですとか５名ですとか、そのような町村の人数となっている状況でございます。

活動内容といたしましては、私も新聞報道等でしか承知はしていないところですけれども、例えば、清水町におかれましては、農業支援員として農家の労働力不足解消のための活動をしているとか、池田町におかれましては、林業の伐木作業として活動しているとか、あと中札内におかれましては、キャンプ場の管理運営などをされているとか、陸別町におかれましては、「ふるさと銀河線りくべつ」の運行管理者として活動しているなど、そういったような形で承知しているというところでございます。

以上でございます。

○議　　長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

私も新聞の資料なのですけれども、ちょっと古い資料なものですから、十勝管内全町村に隊員の方が配置されていることや、それから十勝以外なんかでも、例えば北海道でいけば東川町なんていうところについては隊員数が、この新聞によりますと３８名もいて、役場の職員の３割ぐらいの人数が隊員だよとか、あまりにも有名過ぎる島根県の海士町なんかも非常に多数の隊員が活躍しています。その中の業務なんかもそれぞれ新聞だけなものですから、今お聞きしました。

あともう１つ、次に、過去１１人の卒業の方がいて、それぞれ今も町内で活躍していただいたり、それから、残念ながら町外というか帰郷されている方もいるという報告をいただいたのですが、過去の１１名の、私が完全に分かっているのは林業関係の人はいつも話をちょこちょこしているから分かるのですけれども、あと、どういうふうな活動をされていたのかをお知らせいただきたいと思います。

また、その中で結果の検証というか、行政のほうでどのような結果の検証をされているのか、そのような検証のことも併せてお知らせいただきたいと思います。

○議　　長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長

退任された１１名の隊員はどういった業務をされていたかというところでございますけれども、南十勝長期宿泊体験交流協議会、いわゆるＳＴＥＰの業務といたしましては、７名の方がそれに携わっておられました。それ以外につきましては、ふるさと納税業務に携わってくださった方ですとか、あと、観光のパンフやフリーペーパーの作成業務などをされた方、また林業支援業務に携わった方、デザイナーとして各種チラシ等のデザイン業務に携わった方というような方が活動されていたということで、地元に残られた方で５名の方が残っているところでございますけれども、その後もふるさと納税の業務委託をその方にお願いするような活動をしていただいたり、さらには起業してウェブショップなど、大樹の魅力の発信に努めてくださっている方もいらっしゃいます。さらには、デザイナーとして大樹に残っていただいて、いろいろなポスターを制作してくれたりとか、そういった業務を行ってくださっているという状況でございます。

○議　　長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

全国的な統計を見ても、地元に残っていただける方は６割から７割の間の中ですから、大樹町もそういう全国的な中の水準でないかなと安心しているところなのですが、あと、差し支えなければ、残念ながら帰郷されたという方もいるように報告といいますかお答えいただいているのですが、個人情報だから駄目だよといえば駄目でそれで納得ですけれども、帰郷された方というのは、大樹でそのような卒後のお仕事が見つからなかったのか、ご家庭の事情なのか、そこら辺はどのようにお考えというか把握されているでしょうか。

○議　　長

清原社会教育課長。

○清原社会教育課長

地域おこし協力隊の卒業後の進路ですけれども、私達、南十勝長期宿泊体験交流協議会で関わった方は、先ほど７名ということで報告させていただいたところです。

そのうち３年間勤めた方、あるいは１年で退任された方、任期途中の方いろいろいらっしゃいます。３年間地域おこし協力隊で任務いただいた後に、引き続きＳＴＥＰのスタッフとして活動いただいている方もいました。今の１名とはまた別な者です。退任された方は、３年間やっていく中で自分なりの起業の道を模索して、いろいろな起業の方策を探っていきながら活動していたのですけれども、大樹で生計を立てていくというところまで具体的なものを見出せなかったといいますか、事業を起こすところまではいかなくて、地元に帰って地元で活動をしているという方もいらっしゃったり、あとは３年間ここでの活動をステップにして地元に帰って、その経験を活かして次の仕事に意欲的に取り組んでいるという方もいらっしゃいまして、人それぞれですけれども、大樹での経験を活かして、次のステージに進んでいかれたというふうに考えております。

○議　　長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

いろいろ長々と前提条件といいますか、いろいろ教えていただきましてありがとうございます。

これからお話ししたいのが本論になるのですけれども、地域おこし協力隊の今お話になった７つ、８つの中から人材を選んでということなのですが、例えば１つ、今のＳＴＥＰの話で、７名をそこに投入していますし、今回も図書館のそういうふうな関係といえば教育関係のほうで、それが悪いと言っているわけではないのですけれども、採用にちょっと偏りなり、町の何というか、僕のイメージでは、一番最初に１０年前にこの制度のことを新聞で知ったときには、例えば限界集落の維持のために、そのような地域おこし協力隊の方がご活躍いただくとか、それから地域の特産品ですとか、郷土芸能だとか、何せ地域の比較的教育的なそういうふうなものでなくて、地域おこしというか、その地域のまさに地域おこしのことにそれぞれの町村の特産品だとか、今、担当課長のほうからお話もありましたけれども、例えばそこでシイタケだとか薬草を町で興していって、新得なり陸別なりでそれぞれその地域に残っていただいて、特産品といったらいいのかちょっとあれですけれども、そのようなことをされていたりするのですけれども、そういうふうなことについての、もともと基本的に地域おこし協力隊そのもののまちおこしというか地域振興といいますか、地場産品の開発だとか、そういうふうなことも、もっと盛んにされていいのではないかなと思うのですが、そのようなお考えについてお聞かせいただきたいと思います。

○議　　長

酒森町長。

○酒 森 町 長

大樹町で地域おこし協力隊員として活動していただいた方々の、その後の方もいらっしゃいますが、今現在も継続して活動してくださっている方もいらっしゃいますし、その状況については、担当の課長のほうから説明があったところです。

私どもの特色として、やはり第一としては、やっぱりＳＴＥＰにおける指導者の役割という部分を担っていただくというところが大きいかなというふうに思っており、この部分については、開設以来、途切れることなく続いてきているかなと、人数の上限はありますけれども、来ているかなというふうに思っております。

また、今、議員がご質疑の中でありました地域の特産的なものも開発するようなということのご意見の中では、先ほど説明をさせていただきました、ふるさと納税に関わっていただくとか、観光資源も含めたそういう取り組みを進めていってくれている方、また、デザイナーとして大樹町のイメージづくりに大きな力を発揮してくれている方々、そして１次産業で林業の取り組みを継続して行ってくれているという部分も含めて、いずれの方々も地域にとっては重要な人材でもありますし、大きな関わりを持ってくれているというふうにも思ってい

るところです。

私どもの募集の要項、８項目にわたって項目を上げて要項でこういう活動をしてみませんかという呼びかけもさせていただいておりますが、議員が今ご質疑でおっしゃられているところは、もっと具体的にピンポイントでテーマを出して応募をかけてはどうかというようなご意見なのかなというふうにも聞いていたところです。

私どものテーマが漠然としているというか、絞り切れていないというご意見がある一方、そういうところでご自身がお持ちのスキルなりアイデアなり、それを大樹で実現していただきたいという思いも含めてのこちらからの提示だということでありますので、今後も幅広く活動の場を地域おこしのテーマの種を大樹町のほうでまいていただいて、実を結んでいただけるような、そういう情報発信については努めていきたいというふうにも思っておりますが、やはりマッチングが大事でありますので、そういう方々に対して、また情報提供も含めて、今後も力を注ぎながら進めていきたいというふうに思っております。

○議　　長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

私も、教育委員会にも２０年近くいましたので、そういうふうな財源を教育のために集中投下していただくことについては何の不服もありませんし、本当にありがたいことだなというふうに思っています。

今、町長が言っていただいたように、自分のスキルを活かせるということもこの町を選んでもらえる１つの大きな条件でないかなというふうに思っていますので、それについては本当に、本当に自分の生き方やそのようなことを含めて、ぜひぜひそのスキルを活かしていただけるような募集の方法、それからマッチングの方法をこれからも鋭意努力していただきたいなというふうに思っております。

隣の芝生は青いではないですけれども、例えば、しつこいですけれども、陸別なんかの方は、大手の薬をつくるメーカーにおられた方で、そのことは学位を持っておいでの方で、お話ししたら陸別でそのような薬草のことをやるだとか、本州のほうで教員を経験された校長先生の方がすぐ隣の町ですとか、経済産業省というのでしょうか、中央官庁で活躍されていた方が更別で協力員になっていて、ＮＥＤＯだとかいろいろそういうふうに、例えばの話ですけれども、大樹がこれから再生エネルギーなり何なりに頑張れるときには、すごい力強い援軍になっていただける方もいますので、さらに募集の方法が悪いと言っているわけではないので、ぜひぜひ多様な人材が大樹に入っていただけるようなことをさらにお願いしたいと思います。

あと、もう１つ、今日言いたいことはそのこととともう１点、２点目がありますので、隊員の方が卒後、たまたま大樹町のふるさと納税なりＳＴＥＰなりでご活躍いただくことについては、本当にありがたいことだとは思ってはいるのですけれども、ふるさと納税でいけば、私の思っているあれでは、たしか委託料で四百何十万円とかという多額なお金もあれです

し、僕なんかは、せっかくそういう制度があるのだから、そういうことも協力員の方が次にまた担えば、そのお金が要らないのではないかなという、けちくさいようなことも思っております。

重要なことだから、そのように委託なり何なりして、その人材を見込んでいるとは思うのですが、ある程度の、それが５年なのか１０年なのか、それは町長の判断なり行政の判断なのでしょうけれども、そういうふうなある程度エンドレスで、時のアセスではないですけれども、ずっと何十年もいくのか、そういうことも含めて、もしかしたらお帰りになった５人の方についても、そういう支援の方法があれば大樹にとどまっていただいたのかもしれませんし、そういうことを防ぐためにも、ある程度卒後の協力については、年限なり金額なり何なり、冷たいようですけれどもそういうことも必要でないかなと思うのですけれども、町長はどのようにお考えですか。

○議　　長

酒森町長。

○酒 森 町 長

今、協力隊で、大樹町で３年間活動し、大樹町で起業された方に対して、隊員時代からふるさと納税に関わっていただいたということも含めて、その作業をお願いしているところでもあります。管内でも、ふるさと納税で大きく寄附金を伸ばしているところもありますが、そちらもいろいろ中身を確認すると、相当なパーセンテージで委託をし、事務を行っていただいているということであります。私どもも願いとしては、ぜひ、今の委託料も含めてふるさと納税の返礼品の開発も含めて活性化をしていただきたいという思いも含めて委託をしているところでもあります。

今後、事業が拡大していく中で、どういう委託の在り方が必要かというところは、見直していく必要があろうかなというふうに思っておりますし、その委託業務をお願いした結果、大樹町のふるさと納税を通じて、大樹町が全国の多くの方々に知っていただく、そして応援をいただける、そういう応援団を増やしていけるような取り組みに拡大していきたいということも含めて業務を委託させていただいておりますので、これが未来永劫まで続くということは思っておりませんが、この委託の在り方については、事業の進捗も含めて検討していく必要があるというふうには思っております。

○議　　長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

今日、お話したいことは２点以上なのですが、そのほか、例えば大きな論議ではないのですけれども、地域おこし協力隊の方もこの３年で全国的には倍になって、もう６，０００人にも手が届くようなほどで、優秀な隊員の奪い合いも、全国的にはそういうことも考えなければならないよというようなことも本で読んだり新聞で見たりしておりますので、どこの町がこんなことやっているから、うちもやるぞということではないのでしょうけれども、たま

たま自家用車というか公用車の使い方についても、燃料費を応援してもっと活動しやすく動けるようにしているというような町も、調べている中にはありました。

また、海士町なんかは、ずっと１０年も前から本を読んだりなんかしていて、それは極端な成功事例かもしれませんけれども、ぜひぜひ、私もこれからも勉強していきますけれども、行政のほうもそのような先進事例の、ここに一覧表もありますけれども、せっかく国が財政支援してくれておりますので、そういうふうな第１期のふるさと創生の部分から今は２期に入ってきましたので、これからますます地域の特色あるまちづくりを求められて、うちはロケットとか何とかと、どこにもないような、本当に特色のあるまちづくりもしているのですが多様な人材が、例えば前に美術関係のほうの人が、今、お２人活躍されていますけれども、ある町では美術村みたく、この地域おこし協力隊を使って美術村をつくっていくだとか、いろいろまだまだ先進事例のいい事例がありますので、ぜひぜひこれからもお仕事もお忙しいでしょうけれども、ぜひそういうふうなことを取り組んでいただけるようにお願いしたいと思います。

以上です。

○議　　長

休憩いたします。

休憩　午前１１時０２分
再開　午前１１時１５分

○議　　長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

１番寺嶋誠一君。

○寺嶋誠一議員

それでは、先に通告しております第５期大樹町総合計画（広域利用への転換）について、町長、教育長にご質問させていただきます。

令和２年１月に、第５期大樹町総合計画執行計画が出されていますが、今後の主な事業として役場庁舎建設事業、スマート街区事業、防災無線デジタル化整備事業、法人認定こども園、晩成・生花行政区会館建設事業、プール建設事業、学童保育所・児童館建設事業等があります。財政シミュレーションでは、町債残高は令和６年にピークとなり、その後償還額よりも借入額が少なくなるため、残高が減少すると試算されています。

現時点で、削減対象となる事業は、これまでに様々な段階で検討された内容であり、皆無に等しいと考えられますが、視点を少し変えることで、削減可能な対象事業があるのではないかと考え、ここに質問させていただきます。

令和４年度の計画事業で、プール建設事業に補助金も含め約４億円の計画がありますが、近隣町村のプールの広域利用により、事業の見直しを進めてはどうかと考えます。現実的に、

大樹町のスケートリンクは町外から多くの方が来られて、まさしく広域利用となっているわけです。近隣の町村間で広域利用を進めることが、これからの公共施設の運用ではないかと考えます。

そこで、町長に質問いたします。

１つ、広域利用で事業自体を取りやめるか見直しを進めるか、公債費を削減することも有効と私は考えますが、選択肢として検討することが可能かどうか。

２点目、大樹町は、スケートリンク以外にも生涯学習センターがあり、他町村の広域利用に向けて可能と考えますがいかがでしょうか。

３点目につきましては、教育長に質問いたします。

プールは、これまで６月から９月の間で平均して８６．２１、約８７日間の利用があります。主に小学校、中学校の授業として実施しているようですが、実際、他町村の広域利用は無理なのかどうなのか。

４点目になりますが、今年のようなコロナウイルスの関係で休校状態がない場合という条件において、他町村の広域利用が無理ということであるのであれば、その説明をいただきたいと思います。

よろしくお願いします。

○議　　長

酒森町長。

○酒 森 町 長

それでは、寺嶋議員ご質問の第５期大樹町総合計画（広域利用の転換）について、お答えをいたします。

１点目の「広域利用で事業自体を取りやめ、公債費を削減することも有効と考えますが、選択肢として検討することが可能か」についてでありますが、十勝圏域や近隣市町村と連携し、特定の事務事業を共同化する広域行政は、行政サービスの多様化や人口減少への対応、行政運営の効率化の面から一段と重要性が増してきているところでもあります。

このようなことから、今後計画している公共施設等の建設については、広域な利用を視野に入れ、適正な規模に心がけていきたいと考えております。

２点目は、教育長からの答弁とさせていただきます。

○議　　長

板谷教育長。

○板谷教育長

町長に続き、寺嶋議員のご質問にお答えいたします。

「生涯学習センターの広域利用」についてでございますが、平成１０年にオープンした生涯学習センターは、定員５０４名のコスモスホールを有し、芸術鑑賞協会主催による各種コンサートや小学校の学習発表会など、町民の文化・教育活動の拠点として利用されております。

広域利用に関しては、昨年８月に広尾町教育委員会からの要望を受け、両町の児童４０４名が劇団四季の公演を鑑賞しております。今後とも必要に応じて音響・照明・空調設備の整ったコスモスホールの特徴を活かし、近隣町村との広域利用を進めていきたいと考えております。

また、議員のご質問にあるスケートリンクは、豊似小学校のスケート授業や池田高校スケート部の練習などにも利用されており、町民の利用や小学校の授業に支障のない範囲で広域利用を進めているところであります。

次に、「プールの広域利用」についてでありますが、小・中学校ともに、例年、学校水泳授業を６月から９月にかけて、特に７月は休日を除き、ほぼ毎日のように児童・生徒、またはこども園、保育所の子ども達が互いに調整しながらＢ＆Ｇ海洋センタープールを活用しております。

しかしながら、老朽化が著しいなどの理由により、令和４年度に新たなプールを建設したいと考えております。

議員ご指摘のとおり、近隣町村間で広域連携による共同利用を進めることが建設コスト・運用メンテナンスコストなど、メリットに繋がるものと理解しております。

一方で、複数校での利用に伴い、１つのプールに対して利用する学年の数が多くなるため、プール授業時数の確保が困難になるほか、町外への移動時間が授業を圧迫するなどの課題があり、計画どおり授業のカリキュラムを組むことも困難となってくることが予想されます。

これらのことから、教育委員会の大きな任務の１つである教育環境の整備の観点も踏まえた上で、施設の規模、機能等について検討してまいりたいと考えております。

○議　　長

寺嶋誠一君。

○寺嶋誠一議員

町長、教育長、ご回答ありがとうございます。

ただいま町長から、十勝圏域や近隣町村と連携し、特定の事務事業を共同化する広域行政は行政運営の効率化の面から一段と重要性が増しているというご回答があったとおり、これからは特定の事務事業だけでなく、ハード面である施設の広域利用が未来の行政運営の手法と私は考えております。

そこで、再度質問しますが、今後計画している公共施設の建設について、広域利用を視野に入れ、適正な規模に心がけると町長はおっしゃいましたので、そういう意味で、事業の見直しをするという解釈でよろしいでしょうか。

○議　　長

酒森町長。

○酒 森 町 長

今後、事務事業を共同化する、または広域に施設等を利用していくというところは、私どもに限らず、南十勝の町村長いずれもその思いは共有しているという認識でおります。

従前は、隣町がつくったので、さらにその上をいくような施設をつくろうみたいな考え方がありましたが、多分、今現在そういう考え方を持って施設の整備を行っている町村長はほとんどいないのではないかなというふうに思っており、今後も大樹町においては広域行政、そして施設等の広域利用も当然念頭に置いた施設の整備・運営が必要だというふうに考えております。

議員が質問の通告書に挙げてあります事業として、役場庁舎建設事業から始まって学童保育所・児童館建設等事業といくつかの事業がありますが、ここに挙げた事業については、正直広域化を念頭に置いてというところはあまりイメージできないかなというふうに思っております。

ただ、私もプールについては、広域的な方策もあるということで教育委員会も検討を進めたところでもありますが、児童・生徒の利活用の面等々を考えると、やはり大樹町にはプールは必要な施設だという認識でおり、規模においては、今の６コースが必要かどうかは、教育委員会のほうでも検討を進めてくれていると思いますので、規模は別にしても、やはり町内で子どもの健康づくりのためにも、または体育の授業の円滑な推進のためにも、必要な施設ではないかなというふうにも考えているところでもあります。

○議　　長

寺嶋誠一君。

○寺嶋誠一議員

的確にそういうような適正規模に考え直していく、見直していくという方向で理解いたしました。

教育長に再度質問いたしますけれども、教育長からご回答のあった学習センターやスケートリンクの広域利用が現実に行われていまして、施設の利用価値を高めることでもあり、さらには財政面においても施設のランニングコストが低減できるという、原資にもなりますので、ぜひ今ある形のものはどんどんそういう形で活用していくということが大事だと私は思います。

本題のプールについてですけれども、実際、教育長のご答弁にありましたプールの授業日数が移動時間によって圧迫されるという、その授業日数というのはある程度決まっているかとは思うのですけれども、実際にそれを調整、例えば５０時間を４０時間にするとか、そういうことが可能なのかどうなのか、再度質問したいのですけれども、よろしくお願いします。

○議　　長

板谷教育長。

○板谷教育長

基準になっておりますのは、学習指導要領でございます。小学校の場合は、水泳授業が大体８時間程度でございますが、地域の実態によって多少変更しても構いません。中学校の実態から申しますと、ほとんどの市町村は、水泳授業は行っておりません。ただ、我が町はＢ＆Ｇプールが中学校から近いと、それから生命に関係する水泳でございますので、ぜひ利用

したいということで中学校も体育の授業の中で利用してございます。

共同利用についてでございますが、共同設置すると、議員ご指摘のように、経費はかなり削減されますが、利用者の立場からいうと、町長が答弁したように、非常に不便があるということは分かっていただけるのではないかなと思います。もし大樹町が建てて、ほかの町村が使わせてくれということになれば、当然大樹町の児童・生徒を優先に使わせて、空いた時間にというふうになりますので、お願いして、使用料も払いながら、ということになりますと本当に不便な時間帯になってしまう。季節外れの時間になってしまうということが懸念されます。

以上です。

○議　　長

寺嶋誠一君。

○寺嶋誠一議員

現状、プール授業を全くなくして他町村のプールを利用するということは非常に難しいというふうに理解いたしました。ある意味、プール建設事業は必要不可欠であるということも理解しましたが、ただ、今までの施設を建設する考え方というのは何か単体で、プールならプールという単体だけですよね、図書館なら図書館というような。こういう考え方があろうかと思うのですが、近年の建築技術においては、１つの施設で多目的に利用できるということが可能かと思います。例えば、極端な私の発想ですので参考までの話なのですが、スケートリンクのセンターハウスをうまく利用して、そこをある意味改装して、そこに併設をするとかというふうに考えると、例えば夏場プール、冬はスケートリンクみたいな、オールシーズンそこで利用されるみたいなことをある意味リノベーションと言いますけれども、こういう形のようなやり方ですとか、コースを減らせないのであれば、全体的なコストをある程度縮小してというようなやり方も、課題はあろうかとは思うのです。例えば補助金の関係ですとか、後々耐久性の問題とか、そういう課題はあろうかとは思うのですが、ある意味、複合的に合体させて、リノベーションをしていく方法が私は今後の考え方ではないかなと思いますので、これについて町長、私の考えですけれども、どうかなと思いまして、ご意見を聞かせてください。

○議　　長

酒森町長。

○酒 森 町 長

今、議員ご質疑の中でおっしゃられたことを検討する余地は十分あるかなというふうに思っており、今ある施設の利活用の方法についても当然検討していく必要はあるかなというふうに思っているところです。

これから必要な施設を建設していかなければならない状況にあるという段階であるということは大樹町総合計画の執行計画でもお示しをさせていただいているところですが、施設というのはつくったら終わりではなくて、つくったら始まるということになります。新たな

維持費が発生するということにもなりますので、そういう観点から、もちろん不必要な設備等は当然、避けなければなりませんし、適正規模で建てていくということもあると思います。

また、同様の施設があるということであれば、その施設をどうしていくかというところも検討していかないと、施設が増えるばかりという状況にも陥りますので、そういう観点から既存の施設の利活用、リノベーションも含めた活用の方法等についても施設整備と併せて検討していく必要は十分にあるというふうには思います。

○議　　長

寺嶋誠一君。

○寺嶋誠一議員

令和４年度以降のプール事業に限らず、今後の施設建設事業は、今、町長のご答弁にもありましたように、あらゆる見直しをして、少しでも財政的なものも堅い形でやっていきたいということが、私も含め、行政の方々皆さん同じだと思いますので、そういうことの見直しをお願いして、今回の私の質問はこれで終わりたいと思います。

○議　　長

次に、３番吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

それでは、通告しております一般質問について質問をしたいと思います。

大樹保育園の建設についてであります。

大樹保育園の建設について、私が令和元年９月議会において一般質問した町有地の利用計画と大樹保育園の建設について、に対し、酒森町長の答弁の中に「社会福祉法人大樹福祉事業会では、運営している２つの認定こども園の老朽化もあり、１つに統合した認定こども園建設について理事会等で協議されております」と町長は老朽化との認識で答弁されていると理解しておりました。

今年３月に開催された町議会の予算審査特別委員会において、私が老朽化による大樹北保育園の解体等についての質問をしたところ、酒森町長は「南北の保育所については、私は老朽化で統廃合するというふうには聞いておりません。園児が少なくなってきているところも含めて統合していきたいという思いだというふうに聞いておりまして」との答弁でした。このとき、老朽化といった私の質問が間違いであるかのようにはっきりと否定されております。また、この答弁の後「せっかくのまだ活用できる施設でもありますので、有意義な活用ができるような、そういう方策をこれから町民の皆様とともに検討していければなというふうに思っております」とも答弁され、今後の活用に意気込みを見せております。

そこで、１つの議案について相反する答弁をされております。大樹南北保育園を統合し、新しく建設することについて、老朽化による建設なのか、老朽化ではないが建設するのか、はっきりとした答弁をお願いします。

老朽化でないのであれば、なぜ急に建設することになったのかお伺いします。入札段階で撤回され、現在も武道館に間借りしている学童保育所建設が優先順位としては上であり、先

に建設すべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。また、老朽化による改築だとすれば、今後は使用できないと解釈するのが一般的だと思いますので、老朽化が分かる資料の提出をお願いします。

議会全般において、異なった答弁をされると、今後の議案等を判断する際、非常に支障をきたすものと危惧するところであります。単なる勘違いや説明不足ではないと考えますが、いかがでしょうか。

以上、お伺いいたします。

○議　　長

酒森町長。

○酒 森 町 長

吉岡議員ご質問の大樹保育園の建設理由について、お答えをいたします。

法人認定こども園については、大樹南保育園が昭和５６年に建設された建物で、平成１２年度に事務所部分について増築を行っております。大樹北保育園は、昭和４２年に元帯広開発建設部事務所として建設されたものを昭和５３年と昭和６１年に増築してきた施設であることから、両園とも年数は経過しております。

また現在、全国的に保育士不足の状況が続いており、特に都市部以外においては、保育士を募集してもなかなか応募がない状況であり、今後とも慢性的な人手不足は続くものと考えられていることから、現在の入所人数に見合った効率的な運営ができる統合した新たな施設の整備を大樹福祉事業会では検討し、基本設計での協議を通して、定員や施設規模について決定をし、現在、実施設計に取り組んでいるところでもあります。

利活用につきましては、北保育園は施設の一部を現在行政区会館として利用しており、南保育園も市街地中心部にあることを考慮し、大樹福祉事業会とも協議をして検討してまいりたいと考えております。

○議　　長

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

再質問をさせていただきます。

私は、大樹保育園の建設は、老朽化によるものと思っておりましたので、未来ある子ども達が安全な施設で過ごすことは大変重要なことであり、老朽化による建設には大賛成でございます。このような非建設的な質問をするのは、私としては不本意でございますけれども、異なる答弁でございましたので質問となったわけでございます。

先ほど質問したとおり、過去の町長の答弁に異なった答弁がありました。何かを実施しようとするときには、基本的になぜ実施しなければならないかという理由が必ずあります。そして、それこそが一番重要な点でございます。

大樹保育園の建設にあたっても、最も根本的で最も重要な理由の部分について、先ほどの答弁では、現施設の建設年を示されただけでございます。老朽化という言葉も使われず、はっ

きりした答弁がいただけておりませんので、改めて老朽化による建設なのか、老朽化ではないが建設するのか、また別の、先ほどありましたけれども、老朽化の関係ではないのか、その点についてはっきりした答弁をお願いします。

○議　　長

酒森町長。

○酒 森 町 長

事務事業を行うにあたっては、多様な要因があるのかなというふうに思っており、先ほど答弁の中でも申し上げましたが、南北の保育所については、ある程度の年数は経過しているということは事実だというふうに思っております。ただ、私どもは法人の理事の皆様とも協議を進めていく中で、やはり保育士の確保がなかなか思うようにいかないこと、また今現在の南北の定員に対する幼児、通園している子どもの数から考えると、やはり１カ所で統合した中で幼児教育、保育行政を行うということが子ども達の保育環境にとっても、そして先生方保育士の労働環境においても最善だという思いがあって、今回新たな施設での統合を考えているということが、一番大きい重い結果なのかなというふうに思っているところでもあります。

私もその思いを受けて、そういう思いを持って法人が統合、そして施設の整備を検討されているということも受け止めて今現在に至っているということであります。そういう意味においては、私は、施設は経過しておりますが、法人が決断した大きな要因については、幼児の教育環境、または保育士の指導の環境の充実を図る、整備を図るという、そういう思いが第一義だなというふうに思っているところでもあります。

私は、施設については、まだまだ活用の方策がある施設だというふうに認識をしておりますので、今後も、保育所としての役割が終わった以降は、私ども町にとって有効な施設であるということも含めて、どういう利活用ができるかは、法人とも借用も含めて協議をしていきたいと。または、地域の皆様とも協議をしていきたいというふうに思っております。

○議　　長

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

再質問でも、私の聞きたい肝心な部分の老朽化によるところはないのか、あるのかということをはっきり答弁していただけておりません。そのことについて、再度お伺いします。

○議　　長

暫時休憩します。

休憩　午前１１時４４分
再開　午前１１時４５分

○議　　長

休憩前に引き続き。会議を開きます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

私も、今回の議員のご質問をいただいて、定例会での一般質問の質疑、または予算委員会での質疑を、私の答弁も含めて、議員のご発言も含めて、内容をもう一度確認をいたし、自分の思いも含めて、今答弁をさせていただいているところでもあります。

私は、予算委員会で申し上げました法人についての今回の施設の統合については、老朽化が要因ではないという認識でおります。繰り返しになりますが、今回の保育所の整備、統合につきましては、大樹町にとって、または市街地の子ども達にとって、適切な保育環境の整備､そして先生方保育士の指導体制の充実を図る意味での施設整備が一番大きな要因であるというふうに認識をしております。

○議　　長

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

老朽化が要因ではないという答弁､これを皆さんに聞くわけにはいかないわけですけれども、私は老朽化ということで聞いていたと判断しております。それで、同僚議員もそうでないかと思うのですけれども。

なぜかというと、町長が発行した、令和２年度から始まる第２期の大樹町子ども・子育て支援事業計画があります。これには「南北保育園の老朽化に伴い、統合した認定こども園の整備を進めます」と明確に老朽化と記載されているのですよ。昨年だったと思いますけれども、１２月議員協議会で、町長が素案を提出されて説明されているのですよ。一番最新の計画、令和２年３月から始まる計画です。これできちんと「老朽化に伴い」と謳って、保母の確保とか子どもの関係とか、そういうことは一切書いていないのですよ。私はこれを見て老朽化だなと、それでは建設はよろしいのではないかと。先ほども言いましたけれども、そういうことであれば大賛成ですということで話したわけです。言った、言わない、の問題ではなくて、先ほど会議録と同様に、明らかに老朽化と計画に記載しているのですよ。

町長の見解をお伺いします。

○議　　長

酒森町長。

○酒 森 町 長

申し訳ありません。私どもが示した計画書で、そういう記述があるということでありますが、今現在ちょっと手元にありませんので確認はできませんが、記述があるということであれば、そういうことだというふうにも思っております。

繰り返しになりますが、１つの物事を進めるにあたって、多様な要因があるというのは、議員もご理解をいただけるというふうに思っております。何度も繰り返しになりますが、私

が一番、今回法人がご決断いただいた南北の保育所の統合、新しい施設でこれからの保育行政を担っていくという思いの一番根底にあるのは、繰り返しになりますが、保育所の環境を整備していくということが一番大きな要因であるという認識でおります。老朽化も要因ではあるということで、議員からご発言をいただいておりますし、年数が経過しているということは私も重々承知をしているところでもあります。

○議　　長

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

こういうふうに町長が語った計画に老朽化とされているのに、なぜ老朽化という言葉を使われないのか、もう不思議でなりません。

それで、この計画を受けて、今年４月に発行した町広報紙で、町民に対し、この計画について説明しております。結局、老朽化による建設であると、町民にもきちんと周知しているのですよ。町民はだから老朽化による建設だと思っていると思いますよ。私と同様。老朽化以外に建設理由は書いていない。この点、町長がいろいろ保母の確保等苦労されている話は聞いております。ただ、文書でこうして示されている中で、町民も判断していると思うのですよ。

先ほど言いましたように、施設の建設に私は反対しているわけではないです。町長の答弁の矛盾さがあるから、こういう質問になったということで、町長はぜひ理解して、再度のご見解を伺いたいと思います。

○議　　長

酒森町長。

○酒 森 町 長

何度も答弁の繰り返しで同じことを申し上げることを本当に申し訳ないというふうに思いますが、私の一番、今回の法人が施設を整備していく大きな要因というのは、何度も法人の常務でありますとか理事の皆さんとも協議を重ねてまいりましたが、やはり保育士の確保がままならないこと、そして、今の子どもの数での２カ所での保育行政の保育の事業の運営に対して大きな課題があるというご質疑、その思いを受けて、私はその思いが一番大きいというふうに思っていたところでもあります。

ただ、議員がご指摘のとおり、計画書等、または町民の皆様にも施設も古くなっていますというようなことの説明をさせていただいたところもあるということでありますので、その点について町民の皆様が誤解を生じるようなことがあれば、私の説明不足だったのかなというふうにも思っております。

○議　　長

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

それこそ、私も堂々巡りになってしまうのですけれども、先ほど言ったように、なぜ質問

するに至ったかということをやっぱり町長に思っていただきたいと。その１点でこういう形になってしまうと。例えば老朽化だよと、いろいろなそのほかにも要素があるということでいくのだと……。（発言する者あり）

○議　　長

発言は許しません。

傍聴者は、発言は許しません。（発言する者あり）

退席を願います。

吉岡君、どうぞ。

○吉岡信弘議員

ぜひ、町長、そこをそこの１点、老朽化か否かということと全く逆のことを議会で一案件について言っているのですよ。それについて、町長の話は一言も聞かれていないのですよ。保母の確保のことだとか、統合していかなければならないのだとか、そういうことを私は聞いているわけではないのです。

あと、老朽化だけでないということで、老朽化と言えば、後の解体に繋がってしまうのではないかという心配をされているのかなと思いますけれども、そこら辺は町長に考えていただいて、私の言っている質問は端的なので、そのことについて何回も答弁をお願いするしかないので、そこら辺お願いします。

○議　　長

酒森町長。

○酒 森 町 長

繰り返しになって申し訳ありません。

私は、法人の役員の方、理事の方とも協議をして、ここまでまいりました。また、原課がそれぞれ基本設計なり、新しい施設をつくっていく段階での議事録等も全て見ております。そういう中で、法人の思いを受け止めて、今回建設を一緒に進めているということであります。１つの事業を行うにあたって多様な要因があるというふうに思っております。私は、今回の法人のご決断の中には保育環境、そして指導環境の充実を図っていく、よりよい環境をつくって幼児教育を大樹で行っていくという思いを受けて改築に至ったというふうに思っているところでもあります。

私どもの計画等で老朽化という文言があるということについては、私もそのことについては説明の中で触れなかったのは私の言葉足らずかなというふうに思いますが、改築に向けての私の思いと改築するという行為に対しての議員の思いは同じ方向を向いているというふうに思っておりますので、今現在取り進めている法人の施設の建築にあたっては、ぜひ無事に施設整備が行われるよう私どもも努めてまいりますので、ご理解を賜ればというふうに思います。

○議　　長

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

実際に、町長が言いました。町長は老朽化ということで、これは多分子ども・子育て支援の事業につきましては、諮問機関に諮問されたのだと思います。そこでもそういう説明をされて、そういう委員方はそういうことなら、ということで老朽化ということで改築はやむを得ないということになったのだろうと思います。その諮問を受けて、町長はこういうことだと、議員協議会でも我々に説明されたと。我々は、それが載っている資料は間違いないと思ってみているわけです。老朽化による統合と、建設と。そういう面でいけば、その部分に、今、町長が申されたことがきちんと書かさっていれば、こんな問題にはならなかったと、私が質問するには至らなかったと思うのです。

先ほども申し上げましたけれども、議会でこのような答弁をされておりますので、そのことについて、去年の９月議会の一般質問の答弁と本年３月の予算特別委員会の答弁がなぜ違ったのか、そこなので、なぜ違ったのか。それをお聞かせください。

○議　　長

暫時休憩いたします。

休憩　午前１１時５６分
再開　午前１１時５８分

○議　　長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

今、議長が、町長陳謝ということで言われましたので、私はちょっとそれが受け取れない力量のなさということになるのでしょうか。そういうことであれば、よろしいかなと。私の質問も終われるのかなと思います。

今後、このような議員の判断に左右するような答弁がないようにお願いしたいと思いますが、その点お聞かせいただいて終わりにします。

○議　　長

酒森町長。

○酒 森 町 長

私の言葉足らずで、私の認識とのずれが生じるようなご理解をいただいたということであれば、私の説明不足だったのかなというふうには思います。ただ、議員通告書の中で書かれております、私が間違いを正したとか、考えを否定したということは、私はそういうつもりは全くありません。ここは議論の場でもありますので、私ども町の施策、そして私の思いと議員各位の思いが必ずイコールだというふうには全く思っておりませんので、意見が違うからこそこの場で議論をする場だというふうに思っております。

繰り返しになりますが、私の言葉の発し方で議員に誤解を招いたということであれば、私の力不足だったというふうに自分で思っております。

○議　　長

休憩いたします。

休憩　午後　０時００分
再開　午後　１時００分

○議　　長

休憩前に引き続き、一般質問をいたします。

１０番志民和義君。

○志民和義議員

既に通告してありました２点について、町長並びに教育長に質問をいたします。

まず最初に、少人数学級の推進について、町長並びに板谷教育長にお伺いをいたします。

少人数学級の実現に向けて、町、そして教育委員会も前向きに取り組んでいることを承知しております。去る８月２５日、政府の教育再生実行会議が開催され、新型コロナ禍の学びに関し、学級規模の少人数化について議論したとお聞きしています。その議論について、どのような中身か、具体的にお伺いいたします。

また、少人数学級について、これについては意見が一致しているところですが、特にコロナ禍の中、３密を避けるために早急に少人数学級実現に向け、引き続き国に意見を伝えてはどうかお伺いをいたします。

○議　　長

板谷教育長。

○板谷教育長

志民議員ご質問の少人数学級の推進について、お答えをいたします。

教育再生実行会議は、第２次安倍内閣における教育提言を行う私的諮問機関として首相官邸に設置された会議でございます。

去る８月２５日に第４７回目の会議が開催され、冒頭、安倍総理の挨拶で「ポストコロナ期において、子ども達を誰１人取り残すことなく学びを保障していくことが何よりも重要である。こうした観点から、ＩＣＴの本格的活用による個別最適な学びや少人数による指導体制などの環境整備について、改めて検討する必要がある」と述べられております。

小・中学校は１学級４０人を基本に編制されておりますが、委員からは「３０人未満学級を実現してほしい」といった意見が複数出されております。

当教育委員会としては、昨今の「学校Ｗｉｔｈコロナ対策」の観点からも、学級の少人数化実現に向け、全国町村教育長会及び北海道町村教育委員会連合会などを通じて、引き続き要望していきたいと考えております。

○議　　長

志民和義君。

○志民和義議員

教育長の答弁で、コロナ禍の下でということもありますけれども、ずっと前々から３０人学級と少人数学級については要望してきたということですが、政府与党、野党とも、少人数学級については一致した意見なのですね。ですから、本当にその気になればできるかなと私は思っているのですけれども、少子化に伴って学校数が減って、先生方も、例えば私らの地域でも学校が統廃合になったのですけれども、そういう先生方が現にいるわけですから、そういう先生方をぜひ学級数増やして、そして先生方を確保していくということ。

それから、先生の１人当たりの人数がやっぱり少ないほうがいいというのは、本当に切実な問題で、やっぱり生徒と先生の関係は人数が少なくて、ある校長先生は、特に小学校１年生と２年生は１２、３人ですよと。両手にぶら下がるぐらいの、子ども達がぶら下がって遊んでくれるというような人数にしてほしいのだということを切実に言っておりました。その中で、教育再生会議の中でも、これはもう首相の諮問機関ですよね。そういうところでさえ３０人未満を実現してほしいといった意見が複数出されたということは、もうそういう国民的世論になってきているというふうに考えております。

さらに、お金の使い道ですけれども、教育の公的支出は、新聞報道でも読みますけれども、日本はＧＤＰでＯＥＣＤの加盟国の下から２番目なんていう大変厳しい状況にあるということは、もう恐らく教育関係者のみならず保護者の関係者というところからも本当に出ているというふうに考えておりますので、ぜひそういう観点について教育長にもう１回お伺いいたします。

○議　　長

板谷教育長。

○板谷教育長

志民議員ご指摘のように、昨日、今日と新聞にも少人数学級についての記事が取り上げておられました。なぜかというと、９月８日に教育再生実行会議のワーキンググループというのは２つあるのですが、そのうちの１つ、初等中等教育のワーキンググループが初会合を開いたということです。せっかくですので、その中で少人数学級についての意見が２つほど出ておりましたのでお知らせいたします。

今後の感染症対策も含めた教育には、少人数学級化が不可欠である。分散登校により小規模なクラスになり、不登校だった子どもが登校できた結果が見られた。諸外国と比べても、我が国の学級は大規模、２０人程度、少なくても上限３０人という学級編制を早期に実現することが我が国の未来への投資という意味でも非常に大事である。

もう１つ、３０人未満学級を実現してほしい。学校再開後の不安として健康状況の把握や３密を避ける授業の実施など、子ども達の心身への影響に対応する観点から、４０人学級の基準の大きな問題を強く感じた。やや大きい８メートル掛ける８メートルの教室において

は、２５人が一番スムーズな広さであるということと、いろいろな団体が要望してございます。

学校再開後に、７月２日、教育関係のみならず、全国知事会、全国市長会、全国町村会というのが「新しい時代の学びの環境整備に向けた緊急提言」というのを出しております。一部だけ紹介させていただきます。

公立小・中学校の普通教室の平均面積は６４平方メートルであり、現在の４０人学級では感染症予防のために児童生徒間の十分な距離を確保することが困難であるから、その対応が学校現場において大きな課題となっている。こうした実情を踏まえて、今後予想される感染症の再拡大期においても、必要な教育活動を継続して子ども達の学びを保障するためには、少人数学級により児童生徒間の十分な距離を保つことができるよう、教員の確保がぜひとも必要であるということで、教員確保という部分を強く訴えてございます。

ということで、皆さんそのように思っています。そして、今日の新聞を見ると、そういうことで、安倍政権が変わった後も継続して要求していくということです。予算編成に向けて段階的にという記事が出ておりましたので、ぜひとも期待したいなと思っております。

以上です。

○議　　長

志民和義君。

○志民和義議員

教育長から、ご丁寧な回答をありがとうございます。

２５人と、今、教育長から出て、本当に３０人未満というか、私らは２５人というふうに思っているのですよね。参考に言いますと、アメリカなんかは２５人ということなのですね。そういうことで、ぜひこういう関係が地方は何団体になりますか。知事会、市長会、町村会と、議長会はどうか、ちょっと私も把握していなかったのですが、多分出ていると思いますが、やっぱりそういうふうに一致した意見だということで引き続き、国のほうでも努力していくという姿勢だというふうには私も聞いておりますので、ぜひ教育委員会からも意見を引き続き上げていっていただきたいと。

日本の国力は非常に豊かなＧＤＰを持っていますので、その中で低いということになると、どうしても教育に対してウエートが低いので、人材育成を考えたらやっぱり教育ですよ。そんなことで、引き続き要望を上げていっていただきたいというふうに考えております。

以上ですが、次の質問に行っていいでしょうか。

○議　　長

はい、どうぞ。

○志民和義議員

２点目について、町長にお伺いいたします。

精神障がい者の鉄道運賃割引制度についてお伺いいたします。

身体障がい者、そして知的障がい者に鉄道運賃割引制度があります。しかし、精神障がい

者への割引制度はないとお聞きしております。ＪＲ北海道などへ精神障がい者への割引制度の導入を行うよう求めてはどうか。また、国に財政支援を行うよう求めてはどうか、お伺いをいたします。

○議　　長

酒森町長。

○酒 森 町 長

それでは、志民議員ご質問の精神障がい者の鉄道運賃割引制度について、お答えをいたします。

身体障がい者及び知的障がい者に適用されている鉄道運賃の割引制度はあるものの、精神障がい者に対する割引制度を行っている鉄軌道会社は全国的に少なく、北海道では札幌市交通局、函館市企業局交通部、札幌市交通事業振興公社の３事業者のみであります。

昨年の国会において、精神障がい者の交通運賃に関する請願が採択され、国においても事業者に対し理解と協力を求めていくとされております。

障害者基本法の改正により、精神障がい者も障がい者と規定され、精神障がい者に対する交通運賃の割引制度の実施事業者も広がりを見せておりますので、今後の動向を注視してまいりたいと考えております。また、機会があれば、十勝町村会などを通じて要請することも検討していきたいと思っております。

○議　　長

志民和義君。

○志民和義議員

町長、最後に、町村会としても要請することも検討すると、これは本当に大事だなというふうに思います。一部マスコミにも３障がい、身体障がい、知的障がい、そして精神障がいの方についても障害者基本法の改正で精神障がい者も障がい者になるということなので、なぜ精神障がい者だけ除外していくのかな、適用しないのかなと。後回しにしないで、この法律ができたときに、改正になったときに、すぐ本当はやるべきでなかったのかなというふうに私は思いますね。

それで、その後、私も勉強不足だったのですが、実は都市間バスも対象になっていないのですね。それも併せて、町長にぜひ要望を上げていっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議　　長

酒森町長。

○酒 森 町 長

答弁の中でも、私から説明をさせていただきましたが、障害者基本法の改正によって精神障がい者の方々も障がい者というふうに規定をされたということで、この鉄道運賃の割引制度については、これから拡充されていくのではないかなという思いでおります。

また、状況を見ながら、今後、私どもでやれるべき対応についてはやっていきたいという

ふうに思っておりますし、その中には、公共交通機関ということも含めて、都市間バスもそういう部分での見直し制度の拡充が図られるのではないかなというふうに思っておりますので、推移を見守りたいというふうに思います。

○議　　長

志民和義君。

○志民和義議員

ぜひ、この障がい者の３障がい、一般の方と区別なくということを障がい者に対する対応もやるということになっているので、障がい者の中で区別があってはならないなというふうに私も思いますので、引き続き町長にぜひ働きかけをしていただきたいというふうに考えております。

私の質問を終わります。

○議　　長

次に、９番菅敏範君。

○菅敏範議員

先に通告してありました、プラスチックごみの削減と適正分別の徹底を、ということで、町長の考えを伺いたいと思います。

昨年１２月、容器包装リサイクル法が改正されまして、今年７月からコンビニやスーパーなどの小売店でレジ袋が有料になりました。その背景には、魚・鳥の誤食や海岸の景観悪化、マイクロプラスチックごみの増加など、将来的には海洋生物に影響が大きいとの指摘もあり、国際的な海洋プラスチックごみの問題があります。

年間、日本で約９００万トンのプラスチックごみが生産され、その２％がレジ袋だというふうに言われています。日常生活では様々なプラスチック製品が氾濫し、使い捨て容器の削減やリサイクルなどの一層促進、代替品利用拡大などを効果的に進める必要があると考えられます。

私達、消費者が、より関心を高め、個人、地域、産業の連携で取り組みを進めることが将来の世代が安心・安全に暮らせる環境を守る一滴になり、子ども達からお年寄りまで、同じ認識を持って行動する小さな積み重ねが住みよいまちづくりの基本だと考えますので、町長の考えをお伺いします。

１つは、ポイ捨てや利用後の放置をなくすこと。そして、適正分別の徹底に向けたＰＲを一層強化するべきでないか。

２つ目に、海岸線や河川、道路周辺のごみ回収を町の取り組みとして定期的に組み入れることができないか。

３つ目は、空き家等放置施設のごみ処理の徹底であります。

以上、よろしくお願いします。

○議　　長

酒森町長。

○酒 森 町 長

菅議員ご質問のプラスチックごみの削減と適正分別の徹底を、についてお答えをいたします。

当町におけるプラスチックごみの分類は、プラスチック製容器包装については「資源ごみ」、プラスチック製容器包装のうち、汚れているものとその他のプラスチック類は「燃やせないごみ」として分別、回収を行っております。

プラスチック製容器包装の資源回収は、平成２２年度から始まりましたが、ごみ処理実績の推移を見ると、この１０年間で人口は約１０％減っているにも関わらず、ごみの総排出量は横ばいで、資源ごみの割合もそれほど高くはなっていないことなどから、ごみの減量化、資源化の推進は重要な課題であると認識しているところであります。

１点目の「ポイ捨てや利用後の放置をなくし、適正分別回収の徹底に向けたＰＲ強化」についてでありますが、ごみステーションに排出されたごみの分別が適正でない場合は「違反ごみのシール」などを活用して、排出者に適正な分別を促すことを行っております。

また、町内に居住する外国人の方も多くなってきていることから、今年度「家庭ごみの分け方・出し方」のチラシについて、英語表記ものとベトナム語表記のものを作成し、対象者へ配付したところでもあります。

不法投棄への対策としては、見つけた方からの通報を受け、警察とともに確認を行い、当時者が判明した場合には、適正な処理を指導するとともに、当該地域に不法投棄防止の啓発看板を設置するなどの対応を行っております。

２点目の「海岸線や河川、道路周辺のごみ回収を町の取り組みとして定期的にできないか」についてでありますが、町内においては、春と秋の２回「マチをきれいにする日」を設定し、行政区の取り組みとして、区内の道路周辺や自宅周辺の環境整備を行っていただいているほか、東川や錦川の環境整備もお願いをしております。

また、歴舟川の清流を守る会や漁港愛護会、大樹高等学校生徒の皆さんなど、多くの団体がボランティア活動として河川や漁港、道路周辺の清掃や環境整備に取り組んでいただいているところでもあります。

現時点では、新たに町全体で取り組む環境活動についての考えはありませんが、今後必要に応じて検討してまいりたいと思います。

３点目の「空き家等放置施設のごみ処理の徹底」についてでありますが、基本的には個人の財産でありますので特別な対応はなく、空き家やその周辺に保管されているものが危険な状態にあると認められるような場合には所有者に連絡を取り、適切な対応をお願いすることにしております。

いずれにおいても、ごみの減量化、資源化を推進し、環境負荷の低減が図られる循環型社会の実現に向けて、今後も町民、事業者、行政が一体となって取り組んでいくことが重要であることは言うまでもありません。

プラスチックごみの関係では、国において、今まで資源回収の対象としていなかった玩具

や文房具、台所用品なども容器包装とともに資源ごみとして一括回収する制度についての議論も進められておりますので、対応を検討していく必要もあります。

町では、今年度、計画の更新が中断しておりました「ごみ処理基本計画」を見直し、ごみ処理と生活排水処理の方針をまとめた「一般廃棄物処理基本計画」を策定することにしておりますので、町民、事業者、行政のそれぞれの役割を明確にしながら、取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○議　　長

菅敏範君。

○菅敏範議員

質問の意図の主たるものは、この事案はたくさんのお金をかけないで１人１人の意思で取り組める内容であり、それに対して町が一部手助けをするべきだと考えているところであります。

ただいま町長から町ぐるみで取り組んでいる環境問題やごみ処理の実態について回答をいただきました。その中で、外国人に対する取り組みは、実態に合った非常によい取り組みだというふうに思っているところであります。また、ごみ処理と生活排水処理の方針をまとめた「一般廃棄物処理基本計画」を策定するということなので、今後の町ぐるみの取り組みに期待をしたいというふうに思います。

私も、町長から報告があった現在の町ぐるみの取り組みの一部には参加していますので、取り組みの実態はある程度は理解をしているというつもりであります。他の町村と比較をして、同様もしくは一歩前の取り組みをしているのかというふうにも認識をしているところであります。

人間社会が抱える環境問題は数多くありますが、その１つが私達の経済活動や日常生活で大量に発生するごみ問題であり、そのごみ問題の１つが年々増え続けるプラスチックごみ問題であります。

そこで、未来社会で私達の子孫が安心して暮らしていける地球環境を維持していくために１人１人が自分達の問題と考えて、今からできることは小さな努力と小さな行動かもしれませんが、それを積み重ねていくことが大切だというふうに考えるところであります。

１点目のポイ捨てについてですが、これは言うまでもなく、やってはいけないことだというふうに理解します。しかしながら、道路沿いや海岸線などだけでなく、様々な場所に各種ごみが捨てられているのが目につきます。その中には、ペットボトルやカップ、空き袋などのプラスチック製品も多く、挙げ句の果てには、袋にため込んで袋ごと捨てられているものさえあります。

このようなポイ捨ては、今言いましたが、多くの人が、いけないことだと理解をしながらも人目を避けて捨てたり、処理が面倒というようなことが理由だとは言い切れませんが、捨てる理由が多いのではないかというふうに考えられます。

これを防ぐのは、１人１人が自分たちの住む町を汚さないという自覚と意識を高めること

で減らせるので、今まで以上に、町としてあらゆる機会を活用してＰＲ活動を高めるべきではないかというふうに思います。

今までも町としては取り組んできたと思いますが、今の深刻な事態を受け止めて、家庭での話し合いやいろいろな形でもって取り組みできるように、町が広報紙や無線放送を含めて、これを町民により一層ＰＲをする取り組みをぜひ検討していただきたいと思うのですがいかがですか。

○議　　長

酒森町長。

○酒 森 町 長

議員の今のご質疑の中で、ごみ問題で一番大切なのは１人１人の意思を育んでいくことだというご発言があり、私も全くそのとおりだというふうに思っているところでもあります。また、不法投棄については、道路沿い、または高規格道路の出入り口等にも不法投棄された廃棄物が見受けられるということです。また、昨今はコロナの関係もでしょうが、大樹町ではそんなにまだ目立ちませんが、都市部に行くと、マスクの不法投棄も散見される状況になりつつあります。

やはり、ごみというのは１つのごみが次のごみを呼び込むようなことになっていくというような認識でおりますので、それについては１人１人が不法投棄はしないのだと、きれいで安心して暮らせる地域をつくっていくのだという思いを享受していくことが必要だというふうに思っております。

そういう意味では、町民の皆様に対して、広報紙等や無線放送等を通じて啓発することはもちろんではありますが、子ども達にもぜひ教育の場でそういうことを学んでいってもらう、理解してもらうということがこれからの大樹町の未来に向けて大きな財産になっていくのではないかなとも思っておりますので、学校現場、または教育現場とも協議を進めながら、幅広い年代に不法投棄に対する、そういうことをしないのだという思いを醸成できるような取り組みについては、これからも進めていきたいというふうには考えております。

○議　　長

菅敏範君。

○菅敏範議員

同じ考えであるということでありますから、ＰＲ活動をぜひ、今までより一歩進んだ形でお願いしたいと思います。子ども達にも協力してもらうという話は後から言おうと思ったのですが、同じような答えを最初にいただきましてありがとうございます。

適正な分別収集なのですが、なかなか定着しなくて、資源ごみが増えないということの回答がありました。この中では、今、社会的に３Ｒ運動と言われるリサイクル、これは再生利用であります。それからリデュース、減量であります。それからリユース、再使用の意思を、先ほどの広報紙無線放送を含めるなりチラシでもって周知を強めていただきたいし、このことを再生利用、減量、そして再使用を、先ほど回答にありました基本計画の中にぜひ盛り込

んでいただきたいというふうに考えるのですがよろしいですか。

○議　　長

酒森町長。

○酒 森 町 長

先ほど答弁で申し上げました一般廃棄物処理基本計画の中に、当然ではありますがごみの減量化は計画の中に盛り込んでありますし、今、質疑の中でありましたリサイクル、または再利用、再使用等の考え方についても盛り込んだ計画というふうになっております。

○議　　長

菅敏範君。

○菅敏範議員

ぜひ、よろしくお願いをしたいと思います。

それから、不法投棄の関係なのですが、これは町民だけでなくて、町民以外の人も町内に投棄することがあるやにも聞いていますし、これもＰＲ活動を強化していくことが一番ベースにあるし、そのことをきちんと町民に理解してもらうことが必要だと思いますが、ここで１つ、不法投棄については、以前パトロールとかもあったというふうに理解をしています。現在それがやられているのかどうかということと、実はこれは新たな考えですが、有害鳥獣駆除事業の見回り隊があります。そのパトロール活動とドッキングをした形でもって対応することができないのかどうか。場合によっては、若干の協力金の問題も検討すべきでないかというふうに思うのですが、そこのところはいかがですか。

○議　　長

酒森町長。

○酒 森 町 長

パトロールの関係ですが、今ちょっと確認したところ、以前は警察等々と協力しながら巡回パトロールをやっていた時期がございましたが、今現在は行っておりませんので、今後またそういう対策等についても、関係機関とともに検討しながら進めていきたいなというふうに思っております。

また、鳥獣被害の実施隊の猟友会の皆様には、鳥獣被害防止のために日夜活動をしていただいているところでもあります。その実施隊の活動の中で不法投棄の報告があったということは私も聞いてはおりませんが、今後また猟友会のほうとも協議を進めていきながら、そういう役割もまた付与できるかどうかは猟友会のほうとも検討していかなければならないかなというふうに思っております。ただ、いかんせん、有害鳥獣の駆除が第一義の役割として担っている実施隊でありますので、その辺については今後の検討を要するかなというふうには考えております。

○議　　長

菅敏範君。

○菅敏範議員

不法投棄の問題もいろいろな町村で非常に大きな課題だというふうに思っています。私、退職してから民間で釧根のほうの国有林の仕事もしたことがあるのですが、トラックで積んできて、林内に冷蔵庫やテレビとかの電気製品とか含めて山ほど捨ててあるというそういう実態があって、目を覆うような実態もあります。

若干時間をもらって自分の経験を言いますと、前に言ったかもしれませんが、実は現職のときに、川沿いに捨てられていた鹿の残骸が１頭まんまあって、これは熊がつくから困りましたと職場に戻っていったら、警察に言うのではなくて「穴掘って埋めてこい」と言われて、コールタールだったか、あれを持たされて、穴掘って埋めさせられたことがあります。そうしたら、仲間から「もう絶対おまえ言うな。俺たちだけ苦労する」と言われたこともありますし、光地園の山中にタイヤが何十本もササやぶに捨てられていたことがあったり、家電があったりします。

ですから、後からもお話をしたいのですが、離農農家なんかのときに、やはり本当は、立つ鳥跡を濁さずと言うのですが、いろいろな倉庫にあった古い農機具とかなんかを裏山に捨てているとかというのがあって、非常に危険な状態とかあります。ですから、そのことも不法投棄がありますので、そこも含めていろいろな基本計画の検討材料にぜひしていただきたいというふうに思います。

それから、２点目の町の取り組みとして定期的なごみ回収についてですが、私が少ない知識で認識しているプラスチックごみ問題の実態を踏まえて、町長に再度伺いたいと思います。

世界の海でプラスチック汚染が深刻化していると言われて久しいのですが、毎年、海へ流出するプラスチックごみは、世界で８００万トン以上という統計が出され、途方もない数字が報告されています。ちょっと理解できないほどの数字なのですが、そして、将来展望として、このままで推移すれば、２０５０年頃には海洋プラスチックごみの量が魚類の量を超えるのではないかという驚くべき数字が報告されています。これは、なかなか頭の中で消化し切れない、認識し切れないような非常に驚くべき数字でないかというふうに思います。

このことを深刻に受け止め、日本が議長国を務めた昨年のＧ２０の閣僚会合でプラスチックごみの削減へ各国が協調して取り組む国際枠組みの創設が合意されました。これは、本当に足並み揃えて取り組んでいけるかどうか、今後の推移と議論を深めていくことが非常に大事でないかというふうに思います。

先ほど言いましたように、そのことの１つが買い物のマイバッグをみんなで使おうという、そういう取り組みであります。レジ袋の有料化であります。日常生活に氾濫しているプラスチック製品の削減が基本であり、捨てられたプラスチックが海にたどり着く前に回収していくことが海洋プラスチックごみを減らすことになるし、強いて言えば、海に囲まれた日本ですから、日本の漁業を守る、そして農業を守る大きな力になるというふうに考えています。これも先ほど言いましたが、個人、団体、事業者、自治体、国などが連携して創意工夫した取り組みを行うことが、効果があると思います。

町長は先ほど、現時点で、町全体で取り組む環境活動の考えは今のところないというふうに言われましたが、現在取り組んでいる活動を一歩踏み込むことや、善意の輪を広げることを考えるべきでないかと思います。何点か、これは実現できるかどうか分かりませんが、今私が持ち合わせている分を若干申し上げまして、町長の考えを聞きたいと思っています。

１つ目は、今、海の日という祝日があります。今後、あの日に海岸線のごみ回収を町が若干手助けをしてボランティアなんかでできないのか。

それから、そういうポイ捨てされたようなごみを年２回の行政区の行事でやっていますが、日常的に回収ができるような、意識を高めながら活用するために、それ専用のごみ袋をつくって、それで回収のお手伝いをしてもらうようなこと、それは釣りとか山菜取りとか散歩などのときにも協力をしてもらえないのかなと。

３番目に、先ほど町長が言いました子ども達に意識を持って行動してもらうことがこれからの子ども達が大人になった以降のいろいろな活動に大きな効果があると思いますので、親が子ども達に、町が子ども達に、きっちりその実態認識と、このことの大切さを理解していただいて、協力してもらうことも大切でないかと。

４つ目に、この取り組みの１つとして、１００日運動だとかというようなものを提供して、それぞれの取り組みに対して表彰なんかをするような具体策も取れるのであれば、ぜひ取っていただきたいというふうに思っています。

１人が、大樹町民だけで個人の日常生活でいうと、１キログラムのプラスチックごみを削減したら、年間５トンになります。１人が小さくてもみんなでやれば大きな数字になりますので、再利用や減量、再使用について、このような取り組みをもう１つ計画に盛り込みながら、今後１つずつできるものから取り組んでいくという考え方についてはいかがですか。

○議　　長

酒森町長。

○酒 森 町 長

今、具体の事案も含めてご質疑、ご提案をいただいたところです。

子ども達のごみに対する教育という部分では、先ほど私からの答弁でも申し上げさせていただきましたが、ぜひこれは教育委員会とも協議をしながら、どういう形でできるかについては協議をしていきたいなというふうに思います。

また、海の日や日常回収のための袋を用意するということでもあります。いろいろな方策があるというふうにも思っておりますが、やはりそういう不法投棄をさせない、ポイ捨てをさせない取り組みがまずは最優先でやるべきではないかなというふうに思っておりますので、町としてはまずそこに意を注いでいければなというふうに思っているところです。

また、地域の環境を守るという点では、日常の回収でありますとか、１００日運動でどういう形でそれを運動化していくかというところは僕のイメージでは今浮かびませんが、あらゆるアイデアをいただきながら、実現可能なものについてはこれからも取り組んでいければなというふうに思っております。

○議　　長

菅敏範君。

○菅敏範議員

私も、町長が言われたように、いの一番はポイ捨てをしないとか、それから不法投棄をみんながしない、そして使ったごみは、出たものは、きちんと分別で排出をすると。そして、不要なものは使わない。そういうことが大事だというふうに思っています。

ただ、町長はそこをぜひ最優先というのは分かります。それは当然最優先です。ただ、実態として、なかなかそれがゼロに近づいていかないのも実態であります。ですから、両方。例えば、子ども達が真剣にポイ捨てされたごみを拾っている姿を見て、大人がどう思うか、通りすがりの他の人がどう思うか、そういうことのやっぱり姿を見せるのも１つの方法ですから、そこもぜひ検討に入れていただきたいというふうに思います。

今、町長が言われたように、海の日のこと、それからごみ袋の作製含めて、今日この場でもって、それをやりますねというふうに詰めるつもりはありません。ただ、計画の中に盛り込んで、このことだけでなくて、ほかのことも含めて、この事案に対して町ぐるみでできる、町が先になってできる、そしてみんなで手助けをしてもらう１つ１つの具体策を逃げないで真っ正面からぶつかって１つ１つ取り組んでいくという考えを聞きましたので、そのことをぜひ実現に向けて、ここの分についてはお願いをしたいと思います。それはよろしいですね。

それでは、３番目の空き家の問題です。

これを書くときに、いろいろな思いがあったのですが、どうしても放置された施設というのは、長い間、経年するにあたって傷んだりなんかします。そして、人が住んでいなくなったときにどうしても、冒頭言いましたが、使わなくなったものは引っ越しするにしてもどうするにしても、その辺に捨てられるという実態が多い状況にあります。

町長から個人の財産だからと言われました。そこを言ってしまえば、もう身も蓋もないのですが、そうなのですが、それはゆくゆくは、いろいろな形でもって悪影響を及ぼすものもありますので、それは、できればその時点でもって事前に連携取り合って処理ができるような形にしていくべきでないかというふうに思います。

空き家になったりすると、今もありますが、動物のすみかになったり、いろいろなことでの弊害もありますので、危険な状態になってから指摘をするのではなくて、そういう早め早めに手を打つことも大事でないかというふうに思いますので、火災の心配もあります。そこについてはいかがですか。

○議　　長

酒森町長。

○酒 森 町 長

町なかにあります、お住まいになっていない住宅で、空き家対策についても町も対策を講じているところでもあります。もうお住まいの方が亡くなって誰もいらっしゃらなくて、お子様方も大樹を離れているというような場合も散見されまして、その対応には少し時間がか

かっているところでもありますが、地域のほうにありました空き家住宅で、倒壊のおそれがある、またはガラス等が破損し非常に危険な状態にあるというようなところもありましたので、行政区の区長や地域の皆様ともいろいろご相談をし、現所有者の方とも連絡を取って対応してきたところでもあります。

議員ご指摘のとおり、空き家については景観上ももちろんですが、危険であり、または火災の心配等もありますので、倒壊のおそれもあるというようなこともありますので、今後もそういう危険な状態があると見受けられる場合については、所有者と連携を取りながら適切な対応をしていきたいというふうに思っているところでもあります。

まだ完全になくなったとはいうふうには思っておりませんが、以前よりは正直本当に危ないところについては処理が進んでいるのかなというふうに思っておりますので、今後もまた行政区の皆様とも相談をしながら、適宜、適切な対応を取っていきたいというふうには考えております。

○議　　長

菅敏範君。

○菅敏範議員

先ほども申し上げましたが、今までも議論してきましたが、ＰＲ活動の強化、そして基本計画にできるものは盛り込んでいただきたいということと、ぜひその中に３つのＲと言われています再生利用、減量、それから再使用について、具体例も含めて、ぜひ基本計画にこれだけは盛り込んで町民に理解していただけるようＰＲ活動をするということで、ここはちょっといいですか、ここだけ聞かせてください。

○議　　長

酒森町長。

○酒 森 町 長

私どもも、これから未来といってもそんなに遠い未来ではありませんが、ごみの減量化ということは、町の財政にとっても大きな重き課題でもありますので、減量化を図っていくためには、今、議員がご質疑の中でもおっしゃっていますリサイクル、または再利用、再使用等も含めて、その考え方をしっかりと町民の皆様にも啓蒙し、分別も含めて徹底してやっていくということが、いずれは町民の皆様のご負担にもなってしまうことでもありますので、私どももごみ処理にかかる歳出を少しでも軽減する取り組みについては、本当に本腰を入れてやっていかなければならない案件だという強い思いは持っております。

○議　　長

菅敏範君。

○菅敏範議員

最後にまとめたいと思ったのですが、１つ途中で落としました。非常に漁民や何かの心配もあると先ほど話をしましたが、１つは、鳥や魚に被害を与える１つの例として、釣りの愛好家が、例えば泊まり込みで釣りをした場合に、そういうときにプラスチックごみを海岸、

または海岸の近くのやぶ、草わらに捨てると、それから使ったテグスや何かも捨てるという状況もままあるというふうに聞いています。

ですから、そこはぜひ、いろいろな形でもってＰＲの中に入れていただきたいと思いますし、漁業を守るという取り組みも基本にありますので、漁業者自ら、それからナイロン製の網とか何かは、やはり海洋ごみにならないような対応を自らの手でしっかり守っていただくということもぜひ、いろいろなＰＲ、それから基本計画の中での周知徹底の中に加えていただきたいと思います。よろしいですか。

○議　　長

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま、例えば今、漁業者の関係が出ましたが、漁業関係のそういう要らなくなった網等については、漁組を通じて組合員、または漁師のみんなにしっかり啓蒙しているというふうに思っておりますので、今後もそういう取り組みについては、鋭意進めていかなければならないというふうに思っております。

昨今、海洋プラスチック等の関係で、例えばクジラが死んでお腹を切ったら、プラスチックごみがいっぱいだったとか、また象が死んで、そのお腹の中にプラスチックごみが入っていたというようなことも報道されておりますので、動植物、または地球環境に与える影響というのは、もう予断を許さない状況になりつつあるのかなというふうに思っておりますので、今後も不法投棄をしない、させない、そういう社会をつくっていくということに意を注いで大樹町は取り組んでいく必要があるというふうにも思っております。

○議　　長

菅敏範君。

○菅敏範議員

最後に、先ほども言いましたが、これは大きな行政というか、国のほうも方針を持って取り組んでいますが、それだけではなくて、地域に住む私達１人１人の小さな取り組みが固まって大きな成果になることを期待したいし、大樹の町が自然豊かな町であり続けることを願っています。

大樹の町は、今、宇宙の町という未来に夢のある町というイメージが非常に大きくなっていますが、それに加えて、今お話をした、いろいろな取り組みで、宇宙の町に加えて、環境に優しい町でもあるというふうに呼ばれることができればなということも願っているところであります。

そういうことを含めて、この取り組みはこれから息の長い取り組みになるということで、町の取り組みが、そして町民１人１人の取り組みが、日々１歩１歩前に進んでいくことを期待して、質問を終わりたいと思います。

もし町長、最後に感想があればいいのですが、なかったらこれで終わりたいと思います。

○議　　長

酒森町長。

○酒 森 町 長

ゴールがない取り組みだと思います。１００点満点もない取り組みでもありますので、これから大樹町が明るい未来をつくっていけるためにも、住みやすい環境をつくっていくためにも、ごみ問題については、町民の皆様とともに理解をいただきながら１歩１歩進んでいきたいというふうに思っておりますので、今後もご協力とご理解を賜ればと思っております。

○議　　長

菅敏範君。

○菅敏範議員

町長からゴールのない取り組みと、私もそう思っています。ゴールはあるのでしょうけれども、なかなかゴールが見えないと言えます。１歩１歩前に進むことを期待して、終わりたいと思います。

○議　　長

休憩いたします。

休憩　午後　１時５５分
再開　午後　２時１０分

○議　　長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、１１番齊藤徹君。

○齊藤徹議員

それでは、先に通告いたしました一般質問をさせていただきます。

令和２年度の一般会計の進捗状況と令和３年度以降の予算と財政の見通しについて、町長にお伺いをいたします。

令和２年度の予算案の編成にあたっては、第５期総合計画に基づく施策の重点化に継続し、財政の規模、総額４．８％増の１１１億８，５００万円、自主財源比率マイナス３．３ポイントの２５％、地方債依存度２．９ポイント増の１１．１％、地方交付税臨時財政対策債が合計８，３００万円増の３２億９，３００万円、基金の繰入金で、一般会計ですけれども１億１，９３３万円の減で２億７，３５０万円、また、起債の借入額においても償還元金を若干超える程度で抑えているなど持続的な財政運営に配慮した姿勢が認められることから予算が成立し、事業が実施、令和２年度はスタートいたしました。しかし、その後全国的な新型コロナの感染により、各事業、イベント等の中止や各団体の活動の中止、そして商工業等の業績の悪化など、大きく情勢が変わり今日に至っています。

コロナ対策費として、国から新型ウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、１次、２次合

わせまして２億８，６１７万円、これに合わせまして町民１人当たり１０万円の臨時交付金などが発行され、本来の予算執行、財政運営、歳入歳出のバランスが大きく変化してきていると考えています。

以上のことから、次のことを町長にお伺いいたします。

１点目ですけれども、一般会計での今日までの歳入状況と歳出状況、実質収支額、前年度比較して歳入歳出の相違点についてお聞きしたいと思います。

２点目ですけれども、各団体の事業活動ができない状況の中で、事業の縮小もあるのですけれども、特に一般会計の各款の１８節の執行済みの負担金、補助及び交付金の今後の会計処理をどうしていくのかについてお伺いしたいと思います。

３点目ですけれども、今後、感染症予防が続くことが予想されますので、総合計画の基本目標として位置づけした第２期大樹町まち・ひと・しごと創生総合戦略の事業の見直しと変更が出てくるのではないかなと思っているのですけれども、それについての考え方を聞きたいと思います。

４点目ですけれども、財政指標の財政の健全性、適正水準は、おおむね８０％以下が望ましい経常収支比率の平成２８年度は８１．４％、平成２９年度は８５．７％、平成３０年度は８７．５％、今年度の決算につきましては、まだ決算委員会が終わっていないのですけれども、現段階で８６．３％と、今年は例外ですけれども、徐々に増加傾向にあると思います。令和２年度の予想比率と対策についてお伺いしたいと思います。

５番目ですけれども、一般会計の実質収支額、平成３０年度の決算２億７，０６６万１，０００円、令和元年度で１億３，１７０万２，０００円の状況から、財政推計平成３０年度の決算では基金残高が３４億６，１００万円、起債残高７３億３，３００万円から１０年後の推計では基金残高が１８億４，０００万円、起債残高が８０億４，３００万円と財政シミュレーションをしているのですけれども、これも今後変更が出てくるような気がするのですけれども、これについて変更はないのか、まずこの点をお願いいたします。

○議　　長

酒森町長。

○酒 森 町 長

齊藤議員ご質問の令和２年度一般会計の進捗状況と令和３年度以降、予算・財政の見通しについて、お答えをいたします。

１点目の「一般会計、今日までの歳入状況、歳出状況、実質収支額、前年度と比較して歳入歳出の相違点について」ですが、８月３１日時点で、収入済額は、令和元年度２５億３，０９８万５，０００円、収入率３８．２％に対し、今年度３１億３，９０１万円、収入率３７．１％。支出済額は、令和元年度２０億１，５０１万７，０００円、支出率３０．４％、今年度は２９億６８２万円、支出率３４．４％。８月末時点での現在高は、令和元年度は５億１，５９６万７，０００円、今年度は２億３，２１８万９，０００円となっております。

不納欠損額、収入未済額については、年度末に向けた事務手続となるため、現時点での比

較はできませんが、適正な徴収事務を進めてまいります。

今年度は、全ての国民に一律１０万円が支給される特別定額給付金のほか、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、子育て世帯への臨時特別給付金、ＧＩＧＡスクール構想実現に向けた学校内ネットワークと端末の整備、役場庁舎改築の工事請負費の計上など、大型の事業が続き、前年度と比較することが難しい部分もありますが、適正な執行を図ってまいりたいと思います。

２点目の「一般会計、各款１８節、執行済み、負担金、補助及び交付金の今後の会計処理についての考え」についてでありますが、１８節の負担金、補助及び交付金では、実施が困難な事業や事業規模の縮小等も見込まれることから、実績や内容等を勘案し、不用となった補助金については返還も含めて清算してまいりたいと考えております。

３点目の「第２期大樹町まち・ひと・しごと創生総合戦略の事業見直し、変更の考えはあるのか」についてでありますが、第２期大樹町まち・ひと・しごと創生総合戦略は、令和２年度から令和６年度までの５カ年間の計画期間で、進捗管理として各施策に数値目標であるＫＰＩ、重要業績評価指標を掲げており、評価については、毎年、大樹町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議で協議し、会議での意見等を踏まえて施策や事務事業の見直しを行うこととしておりますが、今後の協議により必要な場合は、適宜見直しをしてまいります。

４点目の「令和２年の予想比率と対策について」でありますが、今年度については、新型コロナウイルス感染症の対策等も含め、各種事業の執行が見通せない部分もありますが、予算ベースでの歳出見込みにより試算すると８５％から８６％程度とほぼ変わらないのではないかと予測しております。

経常収支比率を下げるには、経常一般財源を増やすことと、経常経費を減らすことに尽きます。経常一般財源は主に交付税と町税で、経常経費では人件費、扶助費、公債費ですが、人件費については定員管理、公債費については繰上償還などにより適正に運用することが肝要と考えております。

５点目の「財政シミュレーションをしているが、変更はないのか」についてでありますが、次年度以降の交付税等の歳入や国の施策等については不透明な部分が多く、国の地方財政計画や税収見込みなどを踏まえ、適宜見直していく必要があると考えております。

○議　　長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

これから再質問するのですけれども、来年度以降の令和２年度以降の予算と財政シミュレーションについていろいろ、特に目立つ点等をこれからお聞きしていきたいと思います。

最初に、実質収支額ですけれども、今答弁の中では、８月末現在は、令和元年度で５億１，５００万円程度、今年度は２億３，２００万円となっているのですけれども、そういった答弁をいただいたのですけれども、最終的には、令和元年度の実質収支額は１億３，１７０万１，０００円だったのですよね。まだ今の段階では認定されていませんけれども、本会議に

おいて、一般会計の補正予算では今回議決されたのですけれども、扶助費等の減額補正、財政の組み替えなどで１億１，０３１万１，０００円が追加されたのですけれども、この状態でいくと令和元年度、当年度末、令和２年度の最終見込みの実質収支額というのは大体どのぐらいになると想定しているのか、ちょっとお聞きしたいのですけれども。

○議　　長

鈴木総務課長。

○鈴木総務課長

年度末の実質収支につきましては、各事業を執行した結果、経費の圧縮分や執行残により積み上げられて発生するものでございますので、年度末の時点で基金への積立額なども検討しながら翌年度以降の各種事業実施に支障が出ないよう留意してまいりたいと考えております。

○議　　長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

本当は、私も数字の額を知りたかったのですけれども、平成３０年とか令和元年の経過、様子、流れを見ると、そんなあまるほども今回は出ないのかなと。大型事業といえども、公共事業といえども、コロナ対策といえども、入った金は大きいのですけれども、出た金も大きいので、実質の動く金というのは大体決まっているのですよね。その中で不用額とか組み替えとかやっていって、それで積み上げていくのですけれども、それでわかりました。

それで、経常収支の比率ですけれども、答弁の中では予算ベースで歳出見込みより試算すると８５％から８６％と、ほぼ変わらない予測をしていると。それで、経常収支比率を下げるには、経常一般財源を増やすこと、経常経費を減らすことに尽きますと。これは普通、誰もみんなそう思うのですよね。私も思っています。それをどうするかということなのですよ。

今回のコロナ感染症により民間企業の業績の悪化が今年は大きいですよね。そうすると、経済が急激に多分、下降気味だし、業績も上がらないし、通常そういった中で、来年度は結構法人税とか町民税が影響してくるのですよね。そういった中で経常一般財源を増やすことと言っているのですけれども、具体的な財源を増加させる施策、方法というのは、今のところ何か考えているのでしょうか。それについてお願いいたします。

○議　　長

鈴木総務課長。

○鈴木総務課長

経常の一般財源につきましては、議員もご質問の中であったとおり、交付税とかによるところが多いわけなのですけれども、交付税によるところが多くというのは、なかなか町村では把握し切れない部分というか、国の考え方という部分もございますので把握し切れない部分がありますので、現時点ではなかなかその部分について増やしていくというのは難しい分があるかと考えておりますけれども、そうなれば、経常経費の削減に努めていかなければな

らないかなという状況で考えてございます。

○議　　長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

最終的に、最後に町長にそれを含めて聞きたいのですけれども、今、総務課長の説明からでも経常の財源を増やすのは今の状況では厳しいから、経常経費を減らすことに尽きるということなので、それで、それについて聞きたいのです。

例えば答弁の中では、人件費については定員削減とか繰上償還とか書いているのですけれども、それを減らす方法で考えていますと説明されたのですけれども、これからあと６カ月の間でどういう形で、具体的にどういった取り組みで、施策で減らしていくのか、それを聞きたいのですけれども。

○議　　長

黒川副町長。

○黒川副町長

経常経費の義務的経費の削減に向けては、今年度即効で効くものというものはなかなか難しいと思います。やっぱり少し長いスパンで物を見ていかなければなりませんが、まず人件費につきましては、定数管理から始まりまして、定数管理というのは人数を減らせばいいというものではありませんので、仕事の量の見積もり、仕事それぞれの機構というのは生き物だと思っておりますので、時代に即応した、また機構の見直し、あるいは合理化等々で定員管理を見直していく必要があろうかなと思っているところであります。

また、経常的に多いのはやっぱり物件費並びに維持補修費が、ここ数年といいますか、過去から見て大変伸びてきております。施設の老朽化も含めて、やむからない部分もあるのでしょうけれども、建て替えられるものは建て替えられればいいのですが、それは投資的経費になるのですけれども、投資的経費をかければ維持補修費は削減されるかもしれませんが、身の丈に合った、午前の質疑にもありましたけれども、そういった公共施設の在り方を検討していきながら、あるものを有効に使っていくというところでの維持補修費の在り方というのを十分検討していかなければならないかなと思っているところでございます。

○議　　長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

言っていることが分かりました。

経常経費は、急には下がらない、長いスパンがかかるのだと言うけれども、経常一般財源というのは、今年は業績が悪化しているので、そこはがくんと来るのですよね。そうすると来年度末の実質収支額というのは、結構響いてくるのではないかと。結構歳入と歳出のバランスが本当に際どいところに来るのではないかと予測しているのですけれども、その辺最終的にどうするのかなというのは、最後のほうで町長に考え方をお聞きしたいと思います。

次に、一般会計の１４款の扱いですけれども、使用料、手数料の関係ですけれども、まず８月末現在での令和元年度に比べて、令和２年度の使用料、手数料がどのぐらいになっているのか知りたいのですが、もし数字があれば教えていただきたいのですけれども。

○議　　長

鈴木総務課長。

○鈴木総務課長

今、数字というお話でございましたけれども、率ということでご説明させていただければと思っております。

収入額の比率で見ますと、これは８月末現在ということのお話でしたので８月末現在では、使用料では約９９％程度、それから手数料につきましては約１０５％程度、使用料と手数料の合計では９９．６％程度となっております。率的には大きく変化はないように見えますけれども、コロナ対策の関係、コロナの感染症ということで、影響で見ますと、道路占用料だとか、住宅使用料なんかの通常のものについては大きな変化はなく、福祉センターの使用料ですとか、そういった施設の使用料的なものは、やはり稼働期間が短かったものですから、その分はやっぱり影響があるから、各施設の平均を合わせますと５５％程度減っているという、４５％程度しか収入がないというような状況になっています。

ただ、そうなった一方、カムイコタン公園のキャンプ場なんかは１５０％の収入になっていまして、サイトの利用数を減らしているにも関わらず、コロナの関係で遠くへ行かないで近場でとか、それから室外での換気のいいところで余暇を過ごしたとかというような観点から、そういったところは部分的に増えているというような傾向もございます。

以上でございます。

○議　　長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

全体では９９．６％と、ほぼ前年度と変わらないと。私は、この影響なのでもっと減っているのかなと結構心配していたのですけれども、その辺はちょっと安心しています。これも来年になるとちょっと分からないのですけれども、分かりました。

それで、歳出の関係の各款の１８節の、先ほど町長に答弁求めましたけれども、不用になった補助金については、返還を求めて精算してまいりたいと。当年度内に不用となった補助金について返還を求めていくのですけれども、これから６カ月の間でどういう形で、例えば団体だとか補助団体とか、どういう形で返還を求めていくのか、その辺についてちょっとお聞きしたいのですけれども。

○議　　長

黒川副町長。

○黒川副町長

各団体の事業内容が確定した段階で、例えば観光協会ですと、年度当初に運営資金があり

ませんので、年度当初に予算額の概算交付をしています。団体の中ではそういう概算交付をしているところが多いのですけれども、その後、結局清流まつりも行われず、柏林公園まつりも行われずですので、今年いろいろ、そのほかでかかった経費は、それはしようがないのですけれども、一千何がしの補助金を交付しておりますけれども、実際は例えば３００万円だったとなりますと、９００万円の返還を求めて精算をして、精算交付ということで戻していただくというようなことを考えておりまして、ほかの団体も、団体の性質によって違いますけれども、そういった事業等々が行われず余剰が出る場合は、戻していただくような考えでおります。

○議　　長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

わかりました。

そういう大きい団体はいいのですけれども、例えば親団体から小さく分かれていく団体も、できない事業があるのですよね。その辺はどうやって整理するのか。そのまんま会計を次年度に繰り越して、次年度で調整していくのか。それも今後検討していかなければならないのかなと私は思っています。

次に、具体的に歳出の事業費の関係が特に気になるのですね。議会でもいろいろ審議したりなんかするのですけれども、町営牧場の関係と企業会計の水道の関係、いろいろ使用料とか水道料の料金もいろいろ議論してきたのですけれども、それについて何点かお伺いしたいと思います。

まず、牧場の管理費ですけれども、当年度の直接経費と使用料から見ても大変厳しい状況であるのですよね。そういった中で、第５期から第６期の総合計画に向けて、バンカーサイロの建設だとか、管理事務所の改築計画が予定されているのですけれども、牧場使用料については、これまで議会でいろいろ審議されて、また一般質問されているのですけれども、その後、見通し等含めてどのぐらい今日まで進んでいるのか、進捗状況についてまずお聞きしたいのですけれども。

○議　　長

佐藤農林水産課長兼町営牧場長。

○佐藤農林水産課長兼町営牧場長

令和元年度の牧場収支でございますが、ここ数年の中では最大の赤字となりました。主な赤字の原因は、牧場の農作業機械の修繕であることから、支出削減の対策としまして、現場の牧場職員と協議を進め、農作業機械の更新計画の作成のほか、来年度予算からは新規に導入する作業機械についてメーカー側にメンテナンスを依頼するなど、長期的な修繕料の縮減を図っていくほか、堆肥の散布など作業のさらなる外部化を進め、また使用頻度が少ない農作業機械はレンタルなどを取り入れ、所有する機械を減らし、維持管理経費を抑えるなど支出削減に努めたいと考えてございます。

しかしながら、支出削減には限界があることから、現在の町営牧場の放牧面積、施設面積では増頭による収入増は望めないことから、管内の公共牧場の使用料を参考とさせていただき、牧場使用料の値上げを含めて牧場の在り方について協議を進めてまいります。

以上でございます。

○議　　長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

今年度は大変な赤字だということなのですけれども、牧場の飼養頭数も限界があるので、多分、今の使用料の金額ではもう頭打ちだと。値上げの方向を視野に入れながら検討していくのですけれども、参考まで、仮に夏期、冬期、一律２０円値上げした場合、当年度の直接経費、職員の人件費を除くのですけれども、これだとどのぐらい収支のバランスが取れるのか。もし計算ができるのであれば、お願いします。

○議　　長

佐藤農林水産課長兼町営牧場長。

○佐藤農林水産課長兼町営牧場長

牧場使用料を２０円値上がりした場合の収支でございますが、令和元年度の決算をベースに試算いたしますと、収入が１億６５２万円となり、牧場管理費と整備費を合わせた支出額は１億2，５７４万6，０００円で、差額が１，９２２万6，０００円の赤字となり、決算額と比べて５６３万4，０００円の赤字が縮減されます。

以上でございます。

○議　　長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

わかりました。

それでも、２０円上げたとしてもまだ赤字が出てしまうということは、今年は最大の赤字だというので、もっともっとそれ以上膨らんでしまうと思うのですよね。これ以上計算しても、５０円上げれば、１００円上げれば、分かりませんけれども、それは、最終的には町長の判断だと思うのですけれども、最後に町長にお伺いしたいと思います。

それともう１つ気になっているのは、企業会計の水道事業会計ですけれども、収益的収支決算状況においても、毎年、一般会計から補助金として繰り入れても、収益合計と費用合計から見てもマイナスに転じているのですよね。当年度の収益的収支決算状況は、今年度についてはどのような状況になっているのか、水道についてちょっとお聞きしたいのですけれども。

○議　　長

水津建設水道課長。

○水津建設水道課長

令和２年度の収益的収支の決算状況についてですが、予算上の収益的費用、今年の予算ですけれども、約５億２００万円ございます。このうち８月末までの主な支出ですが、営業費用として委託料、これは主に浄水場の維持管理費となっております。これと動力費、薬品費、その他合わせまして約４，１００万円の経常経費の支出となってございます。

予算上の収益的収入では約４億４，６００万円ございます。このうち４月から７月までの給水収益としまして、それと、その他合わせまして約９，０００万円の収入がございます。これと合わせて収支では大きな支出がないものですから、４，８００万円の純利益となっている状況でございます。

以上でございます。

○議　　長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

わかりました。

今のところはバランスが取れているのですけれども、累積の欠損金がずっと積んでいますので、そこを単年度の欠損金を出さないのが原点なのですけれども、これまで議会の経済常任委員会の所管報告からも、水道料金の用途だとか基本料金を含め、料金の在り方を過去に町長に求めた経過があるのですよね。その中でも、町長も一歩進んだ答弁をいただいたと記憶しているのですけれども、現時点で、どの程度水道料金の見直しが進んでいるのか、ちょっとお聞きしたいのですけれども。

○議　　長

水津建設水道課長。

○水津建設水道課長

水道料金の改定に向けた検討と協議についてですが、先日、９月２日に内部協議をさせていただきました。副町長と総務課を交えまして、第１回目なのですけれども、協議をさせていただきました。

この協議内容といたしましては、水道事業会計の現状と課題までですけれども協議を行いまして、今後は個別協議を経て、議会にお示しできるような状態になれば、協議をお願いしたいと考えてございます。

以上でございます。

○議　　長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

現状と課題を、原課を入れて進めていると。時期がきたら議会にお諮りをしたいと。あとは町長の言葉１つで、いつから実施するかは、また後で聞きたいと思います。

次に、事業を進めていく中で、新規事業がありますよね。今回ですと多目的公園の格納庫だとか、これからやろうとするスマート街区の関係ですけれども、まず、格納庫の関係でい

きますけれども、航空公園の格納庫の建設費のほぼ全て、特定財源で建設されているのですよね。その後のランニングコストだとか環境整備費とか、これは多分、自治体で賄わなければいけないと思うのですよ。既存の格納庫もあるし、新しい格納庫もあると。当年度維持費をどれぐらいで試算しているのか。それと、現在の格納庫も多分使用料を取っていると思うのですよ。新しい格納庫も合わせて一緒に使用料を取っていくのか、それについてお聞きしたいのですけれども。

○議　　長

大塚企画商工課参事。

○大塚企画商工課参事

多目的航空公園に今年度新築する格納庫のランニングコストについてでございますけれども、こちらは議員ご指摘のとおり、町費で賄うことになります。格納庫を企業等が使用した場合には、１日４，０００円の使用料を徴収しております。

なお、現在の格納庫の維持管理費は、光熱水費等で年間８万円程度かかっているのに対しまして、使用料の収入は年間２０万円程度となっておりまして、新しい格納庫につきましても、同程度が見込まれるところです。

以上です。

○議　　長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

一応聞いて、今のところはちょっと安心をしております。これがマイナスに転じたら、本当に扶助的な費用がただ増えるだけなので、ますます財政が苦しくなるのかなと思っています。

もう１つ気になっているのは、スマート街区事業の関係です。

これも、ほぼ全て国、道の支出金で建設されるのですけれども、稼働後どういうふうにやっていくのか。運営方法はどうやっていくのか。その運営の仕方によっては、当年度費用というのは多分発生してくると思うのですよね。全くゼロではないと思うのですけれども、その辺どれぐらいの金額を試算しているのか、ちょっと聞きたいのですけれども。

○議　　長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長

スマート街区事業につきましては、令和元年度から令和３年度の３カ年で整備を進めているところであります。稼働は令和４年度からとなりますけれども、稼働後の運営方法につきましては、補助要件でエネルギー供給管理会社の設立が求められていることから、エネルギーマネジメント会社を設立して運営することとしております。

エネルギー会社の事業構成としましては、木質ボイラーの燃料となる木質チップや電力を調達して学習センターや小学校などの公共施設に売熱、売電して収益を得るという仕組みに

なろうかなと思っております。

現在、そのエネルギー会社の経営体ですとか事業内容、収支計画などについて、ちょうど今検討を始めたところでありますので、費用や試算額については、これから内容を詰めていくということになっております。

以上でございます。

○議　　長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

わかりました。

今の説明からいくと、スタートが遅いのではないかなと思うのですよね。もっと早くやっていかないと、工事始まったら後に引けないのだから、何だかんだやらなければならないのですね。そこは買う側と運営する側で年間費用が発生するのですけれども、出すほうが多かったら、買うより出すほうが多かったら、とんでもないことになりますね。ただマイナス経費ばっかりはじいてしまうので、それをどうやってバランスを取っていくのかというのは今からやっていかないと、もうこの時点では遅過ぎるぐらいだと思うのですけれども、ここで今論議してもどうもならないのでやめますけれども。

次に、高齢者の関係で福祉課にお願いしたいのですけれども、団塊の世代が７５歳を迎える令和７年度には、高齢化率が３７．５％と推計されているのですけれども、そうすると、特別会計の下水道を除く４特別会計ですけれども、特に介護保険だとか介護サービスの関係ですけれども、高齢化が進む中で、それぞれの会計の推移、一般会計の繰入れも含めて少しずつ増えていくのかなと私なりに思っているのですけれども、その辺はどういうふうに見込んでいるのか、ちょっと聞きたいのですけれども。

○議　　長

井上保健福祉課長。

○井上保健福祉課長

介護保険の特別会計につきましてでございます。

大樹町の高齢者保健福祉計画、介護保健事業計画において、高齢化率も含めまして３カ年ごとに介護保険サービスの量の見込みや６５歳からの第１号被保険者の保険料の見込み、または７５歳以上の後期高齢者の人口推計などを加味しながら、これらの計画に反映させていただいております。

または、財政の部分で一般会計の繰入金につきましては、介護給付費の１２．５％となっていることから、今後、高齢化が進むと予想されますけれども、介護予防とか健康づくりの施策を充実させ、推進することで介護給付費の抑制に繋がり、ひいては一般会計の繰入金にも関わってくると思っておりますので、引き続き介護予防、健康づくりに取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議　　長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

私もちょっと分からなかったのだけれども、制度によってですから、例えば今の事業所の数でいくと、そんなに一般財源から繰り出すのは少ないだろうと思うのですけれども、ただ、今、福祉計画の真っ最中ですけれども、前回の福祉計画もそうですけれども、町長が気にしている高齢者住宅の確保、サ高住の関係、これも一応計画に入っているのですね。これが実現した場合は一般財源の持ち出しが増えるということで解釈していいのかなと私は思っているのですけれども、それで、そういうふうに間違いないと思うのですけれども。

それで、町長に前の最後の質問で、財政シミュレーションの関係ですけれども、１０年後の推計で基金残高が１８億４，０００万円、起債残高は８０億４，０００万円なのですけれども、これは役場庁舎も含めた推計なのですよね。でも、これまでの午前中の一般質問で出てきましたけれども、令和４年度ぐらいをめどに、学校プールだとか学童保育所、そういうことの建設が予定されているのですけれども、これも多分、特定財源をうまく活用しながら進めていくのだけれども、事業費が最低でも２件で１０億円近くまでいくような考えを推察しているのですけれども、例えば仮にそういう１０億円前後を含めた財政シミュレーションとか収支のバランスの推計というのは、その辺は積み重ねができているのか。それがちょっと気になるのですけれども、お願いいたします。

○議　　長

黒川副町長。

○黒川副町長

本年１月に議員協議会でお知らせさせていただきました、第５期大樹町総合計画執行計画の中で財政シミュレーション、大ざっぱなものではございますけれども、あまり次々やっても、刻々と状況が変わるものですから、大筋でやらせていただいたものですが、その中では、令和２年、３年、４年で役場庁舎、それから、今お話のありました認定こども園、あるいはプールの建設といったものを盛り込んで、特定財源等当然に考え得るものを入れて、その償還、あるいは補助金を使いながら、ということのシミュレーションしたものでございまして、１０年後、逐次見直す必要はあると思います。事業費も、この段階では役場庁舎は２２億円ぐらいで見積もっているのですが、現時点で２５億円ぐらいになっておりますので、そういったことで毎年のように見直しながらやっていくということになろうかと思いますけれども、大筋今のところはこのシミュレーションをまだ生かしていると。また予算時期にもう１回見直そうかなと思っているところでございます。

○議　　長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

ということは、今の段階ではそこは含まれないでいるのだと、プールとか、建設予定とか。

含んでいるのですか。そうですか。わかりました。

最後に、ここから町長にお聞きしたいのですけれども、これまでの再質問で特に気になる各款とか項、目、各原課から説明いただいたのですけれども、事業によっても課題がいろいろ山積しているのですよね。例えば水道、牧場、その辺の考えを今、町長はどう思われているのか。説明あったので、どのタイミングでやるのか、その辺お聞きしたいのと、それぞれ課題の問題、優先順位をつけながら、１つ１つ塗り潰していくことが重要な、今、時期ではないかと思うのですよ。

今回のように、コロナの影響により税収は多分来年度は減るだろうと。これから交付税も、今まで増えたことはないのですね、減っていても増えることはないと。そうすると、また国で模索している固定資産税の扱いもいろいろ模索しているのですよね。多分補助金は出てくるのだろうと思うのですけれども、そういったことを考えた中で、役場庁舎だとか、今後計画している学校プール、学童保育所、こういった公共事業を考えていくと、将来に向けての基金残高、起債残高、償還金等を総合すると、これは私なりの思いですけれども、皆さんが過去に経験した財政難に陥るのではないかと、そういうことを大変危惧しているのですね。どのタイミングで来るか分かりませんけれども、来ないかもしれない。でも、今の調子でいったら、ひょっとしたら皆さんが過去に経験した思いがまた来るのではないかと思うのですけれども、町長はこの辺はどう捉えているのか、ちょっとお聞きしたいのですけれども。

○議　　長

酒森町長。

○酒 森 町 長

今、再質問の形で各事業、または会計に対して再質疑をいただき、それぞれの担当から説明をさせていただいたところです。

私が申すまでもなく、コロナ対策と、またコロナの影響という部分は、これからどういう形でなってくるかというところが推測すらできない状況になり、新年度の令和３年度の予算編成というのはどういう形で進めていったらいいかというところは、まだ明確な方針すら立てられない状況にあるかなというふうに思っております。

今年度の会計の推計についても、今のところの見通しで説明をさせていただきましたが、それとて、この数カ月後に大きく変わってしまうということも想定されますので、特に令和３年度の予算編成にあっては、今までの慣例とか予断を一切排除した中で、本当にシビアに対応していかなければならないかなというふうに思っているところでもあります。

そういう先行きを、不安なことばっかりを言ってもあれなのですけれども、過去に経験したことがない財政難に本当に陥る可能性はどこの自治体もあるというふうに思っておりますので、私どもも今、総合計画や整備を計画しております各種施設の整備計画についても、やはりそこと状況を見ながら、やはり有利な財源がなしに走るというわけにもいかない施設もあると思いますので、そこら辺はよくよく見定めながら、適切な財政運営の上で事務事業を執行していかなければならないかなというふうに思っているところです。

その中で、牧場と水道料金のお話がありましたので、その点について私から今の思いをお話したいというふうに思います。

管内の公共牧場の利用料金の一覧表が私の手元のほうに回ってまいりまして、いつ現在かちょっと具体な日付はないのですが、多分、新しいものではないかなというふうに思っております。夏期放牧で、最も高いところが３６６円に対して、大樹町は２１０円という金額です。２１０円というのは、管内の夏期放牧の料金としては一番下限の料金ということです。肉牛も同じです。最大が３６６円ということですが、大樹町は肉牛が１８０円という料金です。これも下限です。そう考えると、直近の見直しが平成２４年ですから。もうそれからかなりたっておりますので、それまでもずっと施策として大樹町の方針として据え置いてきた経過があります。当時は、北海道一安い放牧料金だったというふうに認識しているところです。

先ほど、令和２年度の牧場事業としての収支の説明をさせていただきましたが、今回想定していなかった機械の故障等もあって、更新等もあって、牧場の収支自体は非常に大きな赤字になる見込みだということです。そこも含めて、これから大樹町の公共牧野が大樹町の基幹産業である農業、酪農に果たす役割を考えつつ、料金の見直しについては検討していかなければならないというふうに思っておりますので、牧場には牧場の運営委員会もございまして、経済団体、生産者、関係する皆様が一堂に会し大樹町の牧場の在り方についてご議論をいただける場がございますので、そこにも積極的に意見を賜りながら、公共牧野の料金については検討していく必要があるかなというふうに思っております。

牧野の料金については、これから検討の作業を進めますが、具体にいつまでというところは今のところめどは立ちませんので、また検討の過程も含めて議員協議会等でお諮りをしながら、しかるべき段階で見直しを進めていくということは、お話ししたいというふうに思っております。

もう１点、水道料金についても、一部家庭用とか、中の区分けについては見直した経過がありますが、大きく料金を見直した経過は、昨今ありません。水道料金の関係については、私、第２期目の町長となった冒頭に、私の任期の間に水道料金の見直しについては進めていきたいということで発言をさせていただいたというふうに思っておりまして、その思いは今現在も変わっておりません。私の任期も１年半が経過し、残り２年半ということになりましたので、その段階でしかるべき方向についてはお示しをしたいし、できれば、できるものであれば、料金の改定まで私の責任において進めたいというふうに思っているところでもあります。

内容等については、いろいろな小口でありますとか基本料金の区分の在り方、または営農用、家事用、工業用等も含めて、料金の設定の在り方等も検討した上で料金の見直し等を進められればという思いでおります。

○議　　長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

牧場の関係ですけれども、例えば喫緊の課題なのですけれども、費用のうちの約６割はＪＡのもので、その辺の手数料というのはきちんと把握しているのか。その辺も員外手数料なのか、員内手数料なのか、特別手数料なのか、その辺は多分原課はまだ把握されていないのだろうと。それぞれうまく聞きながら、そこも含めて協議していく必要があるのではないかと思うのです。それもまた課題としてお願いしておきます。

先の見通しが見えないのだと言いながらでも、何とか少しでも扶助費とか何とか減らすものは減らしていかなければならないです。その中で、今回のコロナの影響でほとんどの行事が中止になったのですよね。やったのは成人式ぐらいかな。その後はほとんど中止になったと思うのですけれども、ここで１回きれいにリセットかけて、もう１回きれいに見直す必要があるのではないかと思うのです。例えば行事の中で清流まつりだとか柏林公園まつり、思い切って１本にしてしまうだとか。

それと敬老会、多分もう４００人以上の規模ではできないと思うのです。来年も多分この調子でいくと。それをどうするか。また商品券でいくのか。でも、年寄りは参加したいのですよ、節目、節目で。そうしたら、世の中よく言う、例えば年齢を７５歳から８０歳に上げるのも１つですし、もう１つは、世間でよく言っている喜寿のお祝い、米寿のお祝い、７７歳、８８歳と。そういった節目、節目でお祝いしていくほうも、そして８０２０運動を踏まえながらやっていくと、結構、高齢者はそういうところに出たいし、参加したいし、顔を出したいし、そういうところは潰してはいけないと思っています。

そういった具体的なことをやりながら、少しでも扶助費を削減する時期に来ているのではないかと思うのですけれども、それについて町長どうでしょうかね。

○議　　長

酒森町長。

○酒 森 町 長

今、議員ご指摘のとおり、今年度予定しておりました各種式典、または大会、イベント等が軒並み中止をせざるを得ないという状況で、非常に楽しみにしていた町民の皆様にとっては暗い年になってしまったなというふうに思っておりますし、予定しておりました事務事業が執行できないということで、そういう部分で、運営費なり補助金なりで予定していたものについては、今年度は未執行の部分が結構あるというふうに思っているところです。

そういうイベントとか会合とか大会に関わらず、これから私どもの生活全般においてウィズコロナ、コロナとともにどういう対応をしていくか、どういう考え方で進むかということが全ての分野で必要になってくるというふうに思っておりますし、今、議員がご質疑の中でもありました、私どもが主催して行っておりましたいろいろなイベントや大会、会合等の在り方についても、それぞれ１つ１つ検討していかなければならないというふうには思っております。

一概にやめてしまえということは、私は望んでおりませんし、敬老会も今年については残

念でしたけれども、来年以降、どんな形かは分かりませんが、老人クラブ等皆様ともまた相談をさせていただきながら、開催できる方策については模索をしていかなければならいというふうに思っておりますが、昨年までのように、福祉センターに参加される４００名の方、または来賓の方も数十名が一堂に会してということは、これからはなかなか難しい情勢になるのかなというふうに思っております。

役場の事務事業をすべからくいろいろな分野で、例えば会議１つの在り方でも今までのやり方では到底できないというふうに思っておりますし、見直しているところも既にありますので、そういう取り組みをこれから進める中で、コロナとともに生活していく、暮らしていく、そういう在り方については、町民の皆様とともに協議をしながら、理解をいただきながら、進めていければなというふうに思っております。

この機会に清流まつり等、前から一部の議論はありましたが、２カ月の間に大きなイベントがあるということも含めて、集約化というところも検討の方向としてはあるかなというふうに思っておりますので、また鋭意皆さんとご相談しながら、見直すものは見直す、継続していくものは継続していくというメリハリをつけた中で検討していければなというふうに思っております。

○議　　長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

ぜひ、メリハリをつけながら少しでも扶助費を減らす方向でお願いしたいと思います。

そう言いながらでも、地方財政というのは年々苦しくなっていっているのですよね。今年度においても、報酬の見直しだとか、人件費の国の制度で会計年度任用職員の配置だとか、また施設等の需用費だとか委託料、委託料で１，０００円、２，０００円ずつ微妙に上がっていっているのです毎年、毎年。でも、それを積み重ねるとすごい金額なのですよ。

毎年、毎年、苦しい運営を続けているのですけれども、財政の好転がなかなか期待できない中であって、人件費をいじり、使用料の増を図っても、根本的な解決策にはならないのですね。

町の財政を分析することによって、何が問題なのか、何が課題なのかを究明していくことが大切なのと、その中で経常収支比率だとか起債制限比率だとか、例えば人口１人当たりの地方債の現在高だとか、ラスパイレス指数だとか、職員関係でいけば人口１人当たりの職員数の定数だとかといった、より細やかな長期財政計画を樹立すべきではないかと私は思っているのですけれども、それについて町長どうでしょうかね。

○議　　長

酒森町長。

○酒 森 町 長

今、議員がご発言の中でおっしゃられたことは、非常に重要なことだなという認識でおります。私どもも、まずは職員全体で、そういう推移、そしてこれからの見通しも含めて、共

有していく、情報として必ず職員が同じ思いを持ちつつ、これから財政運営、または事務事業にあたっていく必要があるかなというふうに思っておりますので、今ご発言がありました内容も含めて、必要な部分については、まず整理をした上で、職員、そして町民や議会の皆様にも、こういう状況にあって、これから町はこういう方向に財政は進んでいかなければならないというようなことも含めて、お示しできるような資料を作成次第、情報としてお伝えできればなというふうにも思っております。

○議　　長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

これで最後です。

そういった情報を共有しながらつくっていく中、やっぱり財政の専門家チームというかプロジェクトチームというか、まち・ひと・しごとの戦略推進会議でもいいのですけれども、それは、ほとんど皆さんここにいる現場の職員で対応しているのですよね。

ここまできたら、私の考えですけれども、町内有識者とか、よく言う学識経験者といった、そういった意見を取り入れて財政を立て直すという、課題を明確にして財政構造の改善に反映していくということが喫緊の課題だと思うのですね。例えばうちでしたら、議選の監査委員だとか、代表監査委員もいますので、そういった方を交えながら、一番会計は詳しいのですよね。そういう人を入れながら、町の財政を立て直していくということが、立て直すというかやっていくことが喫緊の課題だと思うのですけれども、それについて最後に、町長お願いいたします。

○議　　長

酒森町長。

○酒 森 町 長

町で行革もそうですが、料金の見直し等を進める上で行革の委員会がございまして、そこにお諮りをし、協議をしていきながら進めているという現状にあります。ただ、限られた委員、行革の委員だけでの議論ということでもありますし、回数もそんなに頻度が多く開催している状況にもありませんので、まずは、先ほど前段のご質疑で答弁させていただきましたが、町の状況も含めて、町民の皆さんにすべからく知っていただく、これからの町の財政運営の見通し等、今後の方針等について、知っていただくということが第一義かなという思いでおりますので、その点については、しっかりやっていきたいというふうに思っております。

その先に、これから協議をする段階が必要になるということであれば、まち・ひと・しごと創生会議もそういう側面はありますが、ある意味、特定のところなので財源まで話すというようなところではないものですから、そういう部分での役割を持つ意見を賜るような場が必要ということを判断した場合については、そういう組織の在り方についても検討していければなというふうに思っております。

○議　　長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

ぜひ、やっぱり職員でやってしまうと、本当に決められたますの中でやっているのですよね。やっぱり１つは外から入れる、意見を聞くというのも大きな判断材料だと思うので、その辺を含めながら、今後、町長に期待したいと思います。

令和３年の予算編成に向けて、国の地方財政計画の税収見込みも踏まえながら、コロナの影響で社会情勢がなかなか好転していかないと思うのです。そういった中で、それでもやっぱり町長は、町民の安全・安心な生活保障と、それと、今気にしています財政難に陥らないように、今後もしっかりと町長は、方向性のある羅針盤と力量を持って進めていくことを今後も期待しまして、一般質問を終わります。

◎休会の議決

○議　　長

お諮りします。

議事運営の都合により、明日９月１１日は休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

ご異議なしと認めます。

よって、明日９月１１日は休会とすることに決しました。

◎散会の宣告

○議　　長

本日の日程は、これで全て終了いたしました。

よって、本日はこれにて散会いたします。

散会　午後　３時０９分

令和２年第３回大樹町議会定例会会議録（第３号）

令和元年９月１８日（金曜日）午前１０時開議

○議事日程

第　１　会議録署名議員指名
第　２　決算審査特別委員会報告
第　３　認定第　　１号　令和元年度大樹町一般会計決算認定について
第　４　認定第　　２号　令和元年度大樹町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）決算認定について
第　５　認定第　　３号　令和元年度大樹町後期高齢者医療特別会計決算認定について
第　６　認定第　　４号　令和元年度大樹町介護保険特別会計決算認定について
第　７　認定第　　５号　令和元年度大樹町介護サービス事業特別会計決算認定について
第　８　認定第　　６号　令和元年度大樹町公共下水道事業特別会計決算認定について
第　９　認定第　　７号　令和元年度大樹町水道事業会計決算認定について
第１０　認定第　　８号　令和元年度大樹町立国民健康保険病院事業会計決算認定について
第１１　議案第　９８号　令和２年度大樹町一般会計補正予算(第７号)について
第１２　議案第　９９号　工事請負契約の締結について
第１３　陳情第　　１号　福祉センターのリニューアルについての要望
第１４　陳情第　　３号　核兵器禁止条約への日本政府の署名と批准を求める陳情書
第１５　発委第　　３号　林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書
第１６　発委第　　４号　新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書について
第１７　発委第　　５号　国土強靭化に資する道路の整備等に関する意見書について
第１８　委員会の閉会中の継続調査について

○出席議員（１１名）

１番　寺　嶋　誠　一	２番　辻　本　正　雄	３番　吉　岡　信　弘
４番　西　山　弘　志	５番　村　瀬　博　志	６番　船　戸　健　二
８番　西　田　輝　樹	９番　菅　　敏　範	１０番　志　民　和　義
１１番　齊　藤　　徹	１２番　安　田　清　之	

○欠席議員（１名）

７番　松　本　敏　光

○地方自治法第１２１条により出席した者の職氏名

町　　長	酒　森　正　人
副　町　長	黒　川　　豊
総　務　課　長	鈴　木　敏　明
総 務 課 参 事	杉　山　佳　行
企画商工課長兼地場産品研究センター所長	伊　勢　厳　則
企画商工課参事	大　塚　幹　浩
住　民　課　長	林　　英　也
保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立	
尾田認定こども園長兼学童保育所長	井　上　博　樹
保健福祉課参事	瀬　尾　さとみ
農林水産課長兼町営牧場長	佐　藤　弘　康
町 営 牧 場 参 事	梅　津　雄　二
建設水道課長兼下水終末処理場長	水　津　孝　一
会計管理者兼出納課長	小　森　　力
町立病院事務長	下　山　路　博
特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長	明日見　由　香

＜教育委員会＞

教　育　長	板　谷　裕　康
学 校 教 育 課 長	瀬　尾　裕　信
社会教育課長兼図書館長	清　原　勝　利

＜農業委員会＞

農 業 委 員 会 長	穀　内　和　夫
農業委員会事務局長	吉　田　隆　広

＜監査委員＞

代 表 監 査 委 員	澤　尾　廣　美

○本会議の書記は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	松　木　義　行
主　　事	八重柏　慧　峻

開議　午前１０時００分

◎開議の宣告

○議　　長

ただいまの出席議員は、１１名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

はじめに、報告をいたします。

７番松本敏光君から、本日の会議を欠席する旨の届出がありましたので、報告をいたします。

◎日程第１　会議録署名議員指名

○議　　長

日程第１　会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２４条の規定により、議長において、

２番　辻　本　正　雄　君

３番　吉　岡　信　弘　君

４番　西　山　弘　志　君

を指名いたします。

◎日程第２　決算審査特別委員会報告

○議　　長

日程第２　決算審査特別委員会報告を行います。

去る９月８日の本会議において、決算審査特別委員会に付託した、認定第１号令和元年度大樹町一般会計決算認定についてから、認定第８号令和元年度大樹町立国民健康保険病院事業会計決算認定についてまでの８件の審査が終了しておりますので、委員会の報告を求めます。

決算審査特別委員会委員長、齊藤徹君。

○齊藤決算審査特別委員長

決算審査特別委員会の審査報告を行います。

令和２年第３回定例会において、本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第７６条の規定により報告します。

１、委員会開催日、令和２年９月１４日から１７日まで。

２、事件及び審査の結果。

付託事件は、認定第１号令和元年度大樹町一般会計決算認定についてから、認定第８号令和元年度大樹町立国民健康保険病院事業会計決算認定についてまでの８件であり、本委員会

における審査の結果は、８件全て認定であります。

以上、配付したとおり、決算審査特別委員会の審査報告とします。

○議　　長

これをもって、委員会報告を終わります。

なお、決算審査特別委員会は、議長及び議員選出監査委員を除く全議員により構成されておりますので、委員長報告に対する質疑は省略をいたします。

◎日程第３　認定第１号

○議　　長

日程第３　認定第１号令和元年度大樹町一般会計決算認定についての件の討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、認定第１号令和元年度大樹町一般会計決算認定についての件を採決いたします。

お諮りします。

本件に対する委員会の審査結果は、認定であります。

本件は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、委員長報告のとおり認定されました。

◎日程第４　認定第２号

○議　　長

日程第４　認定第２号令和元年度大樹町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）決算認定についての件の討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、認定第２号令和元年度大樹町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）決算認定に

ついての件を採決いたします。

お諮りします。

本件に対する委員会の審査結果は、認定であります。

本件は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、委員長報告のとおり認定されました。

◎日程第５　認定第３号

○議　　長

日程第５　認定第３号令和元年度大樹町後期高齢者医療特別会計決算認定についての件の討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、認定第３号令和元年度大樹町後期高齢者医療特別会計決算認定についての件を採決いたします。

お諮りします。

本件に対する委員会の審査結果は、認定であります。

本件は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、委員長報告のとおり認定されました。

◎日程第６　認定第４号

○議　　長

日程第６　認定第４号令和元年度大樹町介護保険特別会計決算認定についての件の討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、認定第４号令和元年度大樹町介護保険特別会計決算認定についての件を採決いたします。

お諮りします。

本件に対する委員会の審査結果は、認定であります。

本件は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、委員長報告のとおり認定されました。

◎日程第７　認定第５号

○議　　長

日程第７　認定第５号令和元年度大樹町介護サービス事業特別会計決算認定についての件の討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、認定第５号令和元年度大樹町介護サービス事業特別会計決算認定についての件を採決いたします。

お諮りします。

本件に対する委員会の審査結果は、認定であります。

本件は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、委員長報告のとおり認定されました。

◎日程第８　認定第６号

○議　　長

日程第８　認定第６号令和元年度大樹町公共下水道事業特別会計決算認定についての件の討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、認定第６号令和元年度大樹町公共下水道事業特別会計決算認定についての件を採決いたします。

お諮りします。

本件に対する委員会の審査結果は、認定であります。

本件は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、委員長報告のとおり認定されました。

◎日程第９　認定第７号

○議　　長

日程第９　認定第７号令和元年度大樹町水道事業会計決算認定についての件の討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、認定第７号令和元年度大樹町水道事業会計決算認定についての件を採決いたします。

お諮りします。

本件に対する委員会の審査結果は、認定であります。

本件は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、委員長報告のとおり認定されました。

◎日程第１０　認定第８号

○議　　長

日程第１０　認定第８号令和元年度大樹町立国民健康保険病院事業会計決算認定についての件の討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、認定第８号令和元年度大樹町立国民健康保険病院事業会計決算認定についての件を採決いたします。

お諮りします。

本件に対する委員会の審査結果は、認定であります。

本件は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、委員長報告のとおり認定されました。

◎日程第１１　議案第９８号

○議　　長

日程第１１　議案第９８号令和２年度大樹町一般会計補正予算（第７号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第９８号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、令和２年度大樹町一般会計補正予算（第７号）をお願いするもので、今回は、歳入歳出それぞれ５億６４７万円の追加と地方債の補正であります。

内容につきましては、総務課長より説明をいたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議　　長

鈴木総務課長。

○鈴木総務課長

それでは、議案第９８号令和２年度大樹町一般会計補正予算（第７号）について説明させていただきます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ５億６４７万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ８８億４，５３０万１，０００円とするとともに、地方債の補正を行うものでございます。

最初に資料で説明させていただきますので、４ページをお開き願います。

総務費、企画費、高度無線環境整備推進事業、負担金、補助及び交付金で５億６４７万円の増。

特定財源は国道支出金で１億７，２５９万２，０００円、地方債で３億３，３８０万円。町内における光ファイバー未整備地域へ民間通信事業者が光ファイバーを整備することに伴い、事業者が受ける国庫補助金３分の１を除く３分の２に相当する分と補助対象外費用の一部を町の負担金として計上するものでございます。

以上合計で、補正額５億６４７万円の増。財源内訳では特定財源で国道支出金１億７，２５９万２，０００円、地方債３億３，３８０万円。特定財源の合計は５億６３９万２，０００円、一般財源は７万８，０００円となるものでございます。

次に、第１表、歳入歳出予算補正を説明させていただきますので、２ページをお開き願います。

最初に歳出で、歳出合計、補正前の額８３億３，８８３万１，０００円。補正額、２款総務費で５億６４７万円の増。補正後の歳出合計８８億４，５３０万１，０００ 円。

続きまして、歳入を説明させていただきますので、１ページをお開き願います。

歳入合計、補正前の額８３億３，８８３万１，０００円。補正額、１５款国庫支出金から２２款町債まで５億６４７万円の増、補正後の歳入合計８８億４，５３０万１，０００円となるものでございます。

次に、第２表、地方債補正を説明させていただきますので、３ページをお開き願います。

今回の補正は、地方債の変更で、起債の目的が過疎対策事業、限度額は４億９９０万円を７億４，３７０万円に３億３，３８０万円増額するもので、高度無線環境整備推進事業に充当するものでございます。起債の方法、利率、償還の方法についての変更はございません。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議　　長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

町長、議長が９月２日に中央陳情ということで、その成果が実ったのかなと思います。ということで、議会からも感謝したいと思います。

高速無線ですけれども、若者、若手の定住・移住からも不可欠な条件だし、また、農村部のＩＴ化事業も早く進めていかなければならない事業なのですけれども、これが確定いたしますと、今後どういう形で事業が進められていくのか。工事日程とか、できれば現実に高速無線通信が、どの時期から供用開始していくのか、多分皆さん待ち遠しいと思うのですけれども、その辺分かりましたらちょっとお願いをいたします。

○議　　長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長

今回の高度無線環境整備事業の今後のスケジュールでございますけれども、今年度の国の第２次補正予算の関係でこの事業を進めていくわけでございますけれども、今年度、国のほうに申請をいたしまして、事業といたしましては今年度事業なのですが、事業実施といたしましては来年度中に工事を行いまして、早ければ令和４年度から供用開始になろうかなと考えているところでございます。

以上でございます。

○議　　長

ほかに質疑はありませんか。

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

すみません、示されていたのだと思うのですけれども、ちょっと忘れましたので、事業者はどこでしたか。すみません、お願いします。

○議　　長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長

今回、整備を行う事業者といたしましては、ＮＴＴでございます。

以上でございます。

○議　　長

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第９８号令和２年度大樹町一般会計補正予算（第７号）の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１２　議案第９９号

○議　　長

日程第１２　議案第９９号工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第９９号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、工事請負契約の締結についての議決を令お願いするもので、工事名は、木質バイオマスと太陽光発電等を活用したスマート街区構築工事。

工事の施工場所は、大樹町東本通３３番地ほか。

契約方法は、一般競争入札（総合評価型）。

契約金額は、５億３，２４０万円。

契約の相手先は、札幌市中央区南１条西１丁目４番地、大成建設株式会社札幌支店、執行役員支店長、平島信一。

工事内容は、詳細設計業務と、自営線ネットワーク工事が太陽光発電設備等、熱源ネットワーク工事がエネルギー棟機械設備等。

工期は、契約締結日の翌日から令和４年３月２４日であります。

９月４日実施の入札において、予定価格に達していなかったことから、相手先と協議を重ね、今回契約金額について協議が整ったことから、同社と契約をいたしたく、ご提案を申し上げるものであります。

なお、議案下段に条例の関係部分を抜粋して掲載しておりますので、ご参照の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議　　長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

最終的には競争入札で５億３，２４０万円で契約されたのですけれども、当初予算の中では特定財源と町の負担額もあったと思うのですけれども、最終的には、特定財源の金額が幾らで、町の持ち出しがどれぐらいになるのか、最終的にどういう数字になっているのか、

ちょっとお聞きしたいのですけれども。

○議　　長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長

このスマート街区事業の最終的な金額と特定財源ということでございますけれども、今現在の計画といたしましては、総事業費は５億９，８４０万円という価格で見込んでおりますが、特定財源といたしましては、道の補助金５億円、今後、来年度になろうかと思いますけれども、残りの分につきましては、過疎債等の充当等を検討しているというところでございます。

以上でございます。

○議　　長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

わかりました。

それで、工期の関係ですけれども、令和４年３月２４日までという工期なのですけれども、今ちょうど庁舎の工事が始まったのですけれども、これはそこときちんと併せて、同じ着地点で終了するという考え方で、ということは、そこはエネルギーが一緒に繋がるという考え方でいいのでしょうか。

○議　　長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長

ちょうど新庁舎の建設工事ともスマート街区構築事業とも同時期に工事が進みますので、新庁舎の建設工事と調整を図りながら工事を進めていくということでございます。

以上でございます。

○議　　長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

もう１点、一番気になるのは、これはネットワーク工事ということでどちらも自営線、熱源もそうですけれども、例えば庁舎とエネルギーネットワークを繋ぐ接続費用は、どちらの負担になっているのか。また、単費で費用が出るのか。

もう１つは、計画の中では既存の小学校、学習センターも繋ぐのだよと。その繋ぐ接続費用というのは、工事費用に含まれているのか。多分含まれていないと思うのですけれども、その繋ぐ費用がない場合は単費で接続費用を見ていくのか。費用というのはどのくらいかかるのか、その辺を最後に聞きたいのですけれども。

○議　　長

黒川副町長。

○黒川副町長

エネルギーと太陽光発電の電気を繋ぐということになってございまして、庁舎につきましては、エネルギーというか、熱は繋ぎません。太陽光の電気を繋ぐということで、太陽光の電気も繋ぎますけれども、一括受電ということにします。新庁舎も含め、小学校と生涯学習センターも一括受電をして、そこに太陽光電気も持ってくるという仕組みになっておりまして、その接続費用は、このスマート街区事業で行います。そして、小学校と学習センターにはエネルギー棟の熱を通しますけれども、その接続の費用はこの事業で見ております。

その内訳はちょっと今、分かりません。

○議　　長

ほかにありませんか。

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

適当な質問なのかどうか分からないですけれども、発電設備、機械設備ですか、建物を建てるということだと思うのですけれども、設備の建物を建てると思うのですけれども、たしか、双葉町側のところかなと思うのですけれども、その場所を１回確認させてください。

○議　　長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長

建物ということで、恐らくエネルギー棟のことだと思いますけれども、木質ボイラーを設置するエネルギー棟につきましては、生涯学習センターと柏林公園の間の、今現在生涯学習センターで車庫を置いている場所がありますが、そこの場所を考えているところでございます。

以上でございます。

○議　　長

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

役場庁舎の建設と連動しているということなのですが、明日から始まる庁舎の建設工事で示された柏木町から来る小学生の通学路は、柏林公園内を通って体育館のほうに出て学校に入るという道順だったと思うのですけれども、それには何ら影響はないのかどうか。

○議　　長

暫時休憩いたします。

休憩　午前１０時２９分

再開　午前１０時２９分

○議　　長

再開いたします。

水津建設水道課長。

○水津建設水道課長

今、役場新庁舎の建設にあたって、小学生の通学路が歩道橋を渡って柏林公園内の池の横を通って小学校の東側の坂を下ることになるのですが、スマート街区の電線、それから熱源の工事にあたって、小学校の東側の坂の一部分についてクロスする形に横断する箇所が想定されます。その部分については、通学時間を避けながら、工事については数日で終わるのかなと思いますので、その辺は通学の時間を避けた中で工事を進めようと思って考えてございます。

以上でございます。

○議　　長

ほかに質疑ありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第９９号工事請負契約の締結についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１３　陳情第１号

○議　　長

日程第１３　陳情第１号福祉センターのリニューアルについての要望の件を議題といたします。

委員会における審査が終了しておりますので、報告を求めます。

総務常任委員会副委員長、吉岡信弘君。

○吉岡総務常任副委員長

先の定例第２回町議会において、本委員会に付託され、継続審査といたしました陳情第１号福祉センターのリニューアルについての要望について、６月９日と８月４日に開催した委員会での審査報告につきまして、大樹町議会会議規則第９４条の規定によりご報告いたします。

本陳情は、町の財政状況等を踏まえ、引き続き福祉センターを利用することを前提にリニューアルを求めるもので、現状や将来の期待について、議会として調査検討を行うべきものとしております。

本委員会では、破損箇所や要修繕箇所の現地確認調査をはじめ、年間利用状況の調査や代替施設等についても可能性を探りました。

福祉センターは、様々な行事や会議、サークルや地域活動の拠点であり、災害避難所としても指定されるなど、重要な役割を担っていることは誰しもが認めるところではありますが、築後５０年となり、老朽化が進む中で大規模改修を行うことが最善の方法とは言えないと考えるものであります。

福祉センターの機能維持、向上を求める本陳情の趣旨には賛同するものの、町の財政状況や各種施設整備計画との整合性、大規模改修後の利用可能年数などを考慮すると、当面は修繕により引き続き利用し、今後の人口動態や利用状況を見ながら改築を含めて在り方を検討していくことが望ましいとの結論に至り、全会一致で趣旨採択するものとしましたので、報告いたします。

○議　　長

副委員長の報告が終わりました。

これより副委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認め、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、陳情第１号福祉センターのリニューアルについての要望についての件を採決いたします。

本件に対する副委員長の報告は、趣旨採択とするものであります。

本件は、副委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

異議なしと認めます。

よって、本件は報告のとおり趣旨採択とすることに決しました。

◎日程第１４　陳情第３号

○議　　長

日程第１４　陳情第３号核兵器禁止条約への日本政府の署名と批准を求める陳情書についての件を議題といたします。

委員会における審査が終了しておりますので、報告を求めます。

総務常任委員会副委員長、吉岡信弘君。

○吉岡総務常任副委員長

今定例会において､本委員会に付託されました陳情第３号核兵器禁止条約への日本政府の署名と批准を求める陳情書について、９月８日に委員会を開催し審査を行いましたので､大樹町議会会議規則第９４条の規定により、審査結果をご報告いたします。

核兵器禁止条約の発効に必要な国家数は５０カ国で､現段階で批准している国は４４カ国ですが、核兵器保有国や日本を含むその同盟国の多くは交渉に参加しておりません。

核不拡散条約には､核保有国や日本を含む１９０カ国が参加していることから､核兵器や戦争の抑止は世界共通の願いであることは明白でありますが､日本としては､核兵器廃絶への実効性を高めるためにも､核兵器の保有国と非保有国の対立の構図ではなく､対話を通じて環境を整えていくべきとの立場を取っております。

これらも踏まえ、本陳情の取扱いについて審議した結果、唯一の被爆国でもある日本は、核保有国と非保有国の対話を進めるためにも両者の橋渡し役を担うべきという政府の取り組みをいましばらく見守るべきとの結論に至りました。

よって、本陳情については、全会一致で不採択とすべきものと決しましたので、委員会報告といたします。

○議　　長

副委員長の報告が終わりました。

これより副委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認め、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、陳情第３号核兵器禁止条約への日本政府の署名と批准を求める陳情書についての件を採決いたします。

本件に対する副委員長の報告は、不採択とするものであります。

本件は、副委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は報告のとおり不採択とすることに決しました。

◎日程第１５　発委第３号

○議　　長

日程第１５　発委第３号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

経済常任委員会委員長、西田輝樹君。

○西田経済常任委員長

ただいま議題となりました発委第３号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書について、北海道町村議会議長会並びに北海道森林・林業・林産業活性化促進議員連盟連絡会から意見書提出の要請を受け、６月９日、７月１３日、９月８日に委員会を開催して審査した結果、森林整備の推進は重要であり、本町の林業・木材産業に深く関わりがあるものと判断し、全会一致で採択すべきものと決しましたので、地方自治法第１０９条第７項及び会議規則第１３条第３項の規定によりご提案いたします。

それでは、本意見書案の朗読により、提案理由の説明にかえさせていただきます。

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書。

本道の森林は全国の森林面積の約４分の１を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、「植えて育てて、伐って使って、また植える」といった森林資源の循環利用を進める必要がある。

森林の整備を進め、木材を積極的に利用していくことは、山村地域を中心とする雇用・所得の拡大による地方創生にも大きく貢献するものであり、本町をはじめ、道内各地域では、森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業及び治山事業等を活用し、植林・間伐や路網の整備、山地災害の防止、木造公共施設の整備、林業事業体の育成など、様々な取り組みを進めてきたところである。

人工林資源が本格的な利用期を迎える中、計画的な間伐や伐採後の着実な植林を一層進めるため、地方債の特例措置を継続するなど、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化の実現に向けて施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては次の措置を講ずるよう強く要望する。

記。

１、森林の多面的機能を持続的に発揮し、林業・木材産業の振興と山村における雇用の安定化を図るため、森林整備事業及び治山事業の財源を十分かつ安定的に確保すること。

２、間伐、植林、種苗生産等を着実に進めるため、「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法」を延長し、同法に基づく森林整備事業の都道府県・市町村負担分の起債を可能とする地方債の特例措置を継続すること。

３、森林資源の循環利用を通じて林業・木材産業の成長産業化を実現するため、地域の実情を十分に踏まえ、森林整備から木材の加工・流通、利用までの一体的な取り組みや森林づくりを担う林業事業体や人材の育成に必要な支援措置を充実・強化すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により提出する。

なお、意見書の提出先は、衆参両院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣であります。

以上、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議　　長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、発委第３号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１６　発委第４号

○議　　長

日程第１６　発委第４号新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務常任委員会副委員長、吉岡信弘君。

○吉岡総務常任副委員長

ただいま議題となりました発委第４号新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出については、全国町村議会議長会から北海道町村議会議長会を通じて要請があったもので、９月８日に委員会を開催し、審査した結果、住民の安全・安心な暮らしを支えるための地方一般財源の確保は全ての地方自治体にとっての最重要課題であるとの認識から、全会一致で採択すべきものと決しましたので、地方自治法第１０９条第７項並びに大樹町議会会議規則第１３条第３項の規定により、ご提案を申し上げるものです。

それでは、本意見書案の朗読により、提案理由の説明にかえさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている中で、地方税・地方交付税等の一般財源の激減が避け難くなっている。

地方自治体は、福祉・医療、教育・子育て、防災・減災、地方創生、地域経済活性化、雇用対策など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方財政は、かつてない厳しい状況になることが予想される。

よって、国においては、令和３年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記。

１、地方の安定的な財政運営に必要な地方税・地方交付税等の一般財源総額を確保・充実すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。

２、地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮できるよう総額を確保すること。

３、令和２年度の地方税収が大幅に減収することが予想されることから、万全の減収補填

措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。

４、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続にあたっては、有効性・緊急性等を厳格に判断すること。

５、特に、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

なお、提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、経済再生担当大臣、まち・ひと・しごと創生担当大臣としておりますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明を終わります。

○議　　長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、発委第４号新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１７　発委第５号

○議　　長

日程第１７　発委第５号国土強靭化に資する道路の整備等に関する意見書についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

経済常任委員会委員長、西田輝樹君。

○西田経済常任委員長

ただいま議題となりました発委第５号国土強靭化に資する道路の整備等に関する意見書については、北海道道路整備促進協会及び北海道治水砂防海岸事業促進同盟並びに北海道町村議会議長会から要請を受け、９月８日に委員会を開催して審査した結果、本町においても高規格幹線道路の早期開通をはじめ、自然災害による交通障害、道路施設の老朽化、冬期除排雪費用などの問題を抱えているため、長期安定的な道路関係予算の確保や道路整備管理の充実は重要であると判断し、全会一致で採択すべきものと決しましたので、地方自治法第１０９条第７項及び会議規則第１３条第３項の規定により、ご提案いたします。

それでは、本意見書案の朗読により、提案理由の説明にかえさせていただきます。

国土強靭化に資する道路の整備等に関する意見書。

北海道は、豊かで美しい自然環境や広大な大地と海に育まれた豊富で新鮮な食料など、多様な魅力を有しており、国内外より訪れる観光客の増加が続いていたが、今般の新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、本道の経済は食産業や観光業、農林水産業など幅広い分野において大きな打撃を受けている。

今後は、感染抑制のための取り組みを継続しながら、経済活動との両立を図ることや、復興に向けた取り組みを加速することが必要であり、そのためには、北海道の強みである「食」や「観光」に関連する地域（生産空間）が持つ潜在力が最大限発揮されるよう、生産性の向上に資する高規格幹線道路ネットワークの早期形成や機能向上が必要不可欠である。

また、本道は近年、豪雨や暴風雪、地震、津波などの自然災害時に発生する交通障害、多発する交通事故、道路施設の老朽化など、様々な課題を抱えている。加えて、本州に比べ積雪寒冷の度合いが特に甚だしく、除排雪等に要する費用も多額となっている。

こうした中、地方財政は依然として厳しい状況にあることから、国と地方の適切な役割分担のもと、道路整備・管理に必要な予算を安定的かつ継続的に確保することが重要である。

よって、国においては、国土の根幹をなす高規格幹線道路から住民に最も密着した市町村道に至る道路網の計画的・体系的整備の必要性や、新型コロナウイルス収束後の物流・観光をはじめとする経済活動の復興における道路の重要性などを踏まえ、より一層の道路整備の推進や管理の充実・強化が図られるよう、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

記。

１、長期安定的に道路整備・管理が進められるよう、新たな財源を創設するとともに、道

路関係予算は所要額を満額確保すること。

２、高規格幹線道路については、着手済み区間の早期開通はもとより、未着手区間の早期着手及び暫定２車線区間における４車線化といった機能向上を図ること。

３、令和２年度までの限定的な措置となっている「防災・減災、国土強靱化のための３カ年緊急対策」を継続し、対象事業の範囲を拡充すること。また、地方が国土強靱化地域計画に基づく事業を着実に推進するため、必要な予算を確保するとともに、緊急自然災害防止対策事業債等の継続を含めた地方財政措置制度の充実を図ること。

４、道路施設の老朽化対策を推進するため、点検・診断・補修などのメンテナンスサイクルを確立し、予防保全を含む戦略的な維持管理・更新事業を行うための技術的支援の充実を図るとともに、対策予算を確保すること。

５、冬期交通における安全性の確保、通学路などの交通安全対策、無電柱化の推進、安全で快適な自転車利用環境の創出、北海道観光の発展に資する交通ネットワークの形成など、地域の快適で安全な暮らしや経済活動の復興を支える道路の整備や管理の充実を図ること。

６、災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び開発建設部の人員体制の維持・強化を図ること。

以上、地方自治法第９９条の規定により提出する。

なお、意見書の提出先は、衆参両院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、国土交通大臣、国土強靱化担当大臣宛てであります。

以上、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議　　長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議　　長

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、発委第５号国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１８　委員会の閉会中の継続調査について

○議　　長

日程第１８　委員会の閉会中の継続調査についての件を議題といたします。

会議規則第７４条の規定に基づき、各委員長からお手元に配付したとおり申出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議　　長

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

◎閉会の宣告

○議　　長

以上をもって、本定例会に付議された事件は全て終了いたしました。

これで、本日の会議を閉じます。

よって、令和２年第３回大樹町議会定例会を閉会いたします。

閉会　午前１１時０５分